

厚岸町議会 第1回定例会

令和4年3月7日
午前10時00分開会

- 議長（堀議員） ただいまから、令和4年厚岸町議会第1回定例会を開会いたします。
- 議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、8番、金子議員、9番、桂川議員を指名いたします。
- 議長（堀議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
6番、佐藤委員長。
- 佐藤委員長 議会運営委員会報告を申し上げます。
3月4日午前10時から第1回議会運営委員会を開催し、令和4年第1回定例会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容について報告いたします。
議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告があります。
議会からの提出案件は、会期の決定、2常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書で、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。
次に、町長提出の議案等についてであります。
町長から町政執行方針と教育長による教育行政執行方針があります。諮問第1号及び諮問第2号は、人権擁護委員の推薦2件で、いずれも本会議で審議することに決定をいたしました。
議案第4号から議案第12号は令和4年度各会計予算9件であります。審議方法は議長を除く12人の委員をもって構成する令和4年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。
議案第13号から議案第21号は令和3年度各会計補正予算9件であります。審議方法は議長を除く12人の委員をもって構成する令和3年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定をいたしました。
議案第22号から議案第24号は一般議案3件、議案第25号から議案第29号は条例の一部改正5件で、いずれも本会議で審議することに決定をいたしました。
一般質問は、8人であります。
本定例会の会期は、3月7日から14日までの8日間とし、12日と13日は休会といたし

ます。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日3月7日から14日までの8日間とし、12日と13日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から14日までの8日間とし、12日と13日は休会とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和3年12月8日開会の第4回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

また、今般、鉏路東部消防組合議会及び鉏路広域連合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（堀議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思っております。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第6、町政執行方針、教育行政執行方針、以上2件を一括議題といたします。

はじめに、町長に町政執行方針の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

令和4年厚岸町議会第1回定例会の開会に当たり、町政執行に関する私の所信を申し上げます。

私は、町長に就任して以来、町民の皆さんとの約束を果たすべく、どんな困難があってもそれを克服する、たゆむことなく挑戦を続けてまいりました。その信念は一貫して変わることのない私の政治理念であります。

本年2月、本町出身の佐藤綾乃さんが2018年平昌冬季オリンピックに続き、2022年北京冬季オリンピックにスピードスケート日本代表として、2大会連続で出場し、女子団体追い抜きで見事に銀メダルを獲得したほか、個人種目でも1,500メートルで4位入賞、マススタートで8位入賞を果たすなど、大いに活躍されました。

今、世界中で新型コロナウイルス感染症の流行が長期化し、誰もが不安を抱える状況下にあっても、目標に向かって挑戦し続け、栄光をつかみ取った佐藤選手の姿は、私自身、大きな感銘を受けましたし、町民の皆さんにも勇気と感動を与えたのではないのでしょうか。

さて、私は町民の皆さんの温かいご支援とご支持を得ながら、あえて昨年7月から6期目の町政を担わせていただくこととなりました。6期目のスタートに当たる本年は、これまでの5期20年の延長としてではなく、未来へと続く新たなステージに挑戦していく期間と捉えており、今年1年の町政運営に向けた意気込みを一字の漢字で新を選び、愛する厚岸の新時代を創造する決意を新たにしたところであります。

町民の皆さんと共に、現在、そして未来に向かってさらなる町政の発展のため、自信と誇りを持って、全身全霊で職務に邁進してまいり所存であります。

次に、町政に臨む基本姿勢について申し上げます。

本年度は新たな町政4年間のスタートとして、「第6期厚岸町総合計画」に基づく施策はもとより、オミクロン株の感染拡大など、予断を許さない状況が続く新型コロナウイルス感染症の感染防止と、経済活性化の両立を最優先課題としながら、日本海溝、千島海溝、周辺海溝型地震に関わる防災・減災対策、カーボンニュートラルの実現に向けた環境政策、厚岸霧多布昆布森国定公園の誕生に伴う観光振興の3点を重点施策として推進するとともに、臨機応変に、かつ時期を逸することなく対応すべき諸課題にも果敢に取り組み、『みんなの“あっけし“新時代の創造に向かって』全力を尽くしてまいります。

また、昨年11月に本格着工した北海道横断自動車道根室線尾幌糸魚沢道路の早期完成と、新たな事業区域となる別保尾幌間の計画段階評価の早期着手に向けて、国へ強く要請してまいります。

さらに、令和5年度に天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、厚岸町を舞台に開催される第42回「全国豊かな海づくり大会北海道大会」に向けて、北海道や厚岸漁業協同組合などと連携しながら、本年秋頃に予定されているプレ大会や関連イベントの開催など、本大会開催に向けての気運醸成をしっかりと図ってまいります。

このほか、喫緊に対応が必要な赤潮被害への対策についても必要な制度の創設等を国や北海道に強く要請してまいります。

次に、令和4年度において、私が取り組む主要な施策の推進について、「第6期厚岸町総合計画」の五つの将来像に沿って申し上げます。

将来像の1点目は、「自然と調和し、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまち」であります。

環境保全については、「第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画」に基づき、町民、事業者との協働による厚岸町クリーン作戦などの取組を引き続き実施してまいります。

また、先に申し述べた第42回「全国豊かな海づくり大会北海道大会」のテーマの一つとされ、世界的な問題となっている海洋プラスチックごみ対策について、厚岸漁業協同組合と連携し、海岸漂着ごみや漁業者が操業中に回収した漂流海底ごみの適正な処理を進めてまいります。

地球温暖化対策を強化するため、厚岸町では昨年3月に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明したところであり、脱炭素社会実現に向けて、再生可能なエネルギー資源量や将来のエネルギー消費量などを踏まえた厚岸町再生可能エネルギー導入目標計画を策定するとともに、具体的な施策の検討を進めてまいります。

また、役場庁舎において民間資金の活用によるカーポート型太陽光発電設備の設置と、それに伴う電力の購入を行ってまいります。

水道事業については、健全経営を維持し、将来にわたって安全で安心な水を安定的かつ持続的に供給するため、本年4月から新たな水道料金に改定するとともに、大別地区における地下水源調査を引き続き実施いたします。

簡易水道事業については、上尾幌地区において老朽化した水道管の更新整備を進めるとともに、太田片無去地区における営農用水の安定供給を図るため、道営事業と併せて実施する水道施設更新整備の基本設計と実施設計を行います。

下水道事業においては、想定最大規模の降雨による被害を想定し、内水浸水想定区域図を作成するとともに、白浜4丁目地区の污水管整備と終末処理場などの施設整備を引き続き実施するほか、令和6年度からの地方公営企業法の全部適用に向けた移行事務を進めてまいります。

高速道路については、尾幌糸魚沢道路の早期完成と別保尾幌間の計画段階評価の早期着手に向け、引き続き関係市町村や関係団体と連携し、事業予算確保に向けた要請活動を行ってまいります。

町道については、太田門静間道路、床潭末広間道路、太田地区防雪柵、トライベツ道路法面、実験所道路法面の整備、住の江町通り歩道の改修、橋梁の長寿命化、真栄大通りなど路面の損傷が著しい箇所のオーバーレイなどを継続して行うとともに、新たに太田2号道路の実施設計と住の江町通りの用地測量を行います。

地域公共交通については、JR花咲線の維持存続のため、関係機関と連携した要請活動や利用促進を実施するとともに、バス路線の維持存続のために必要な支援を引き続き行ってまいります。

また、デマンドバスについては、利便性の高い公共交通確保のため、買い物時の利用など、運行方法について検討を行うほか、町内公共交通の担い手となる運転手の確保に向けた支援を引き続き行ってまいります。

町営住宅の整備については、奔渡団地の給排水設備、白浜団地の風呂釜の改修を行うとともに、有明団地1棟の解体を行います。

また、住環境については、住宅の新築やリフォーム省エネバリアフリー改修や耐震改修、解体に関する支援を引き続き行ってまいります。

空家等対策については、「厚岸町空き家等対策計画」に基づき、厚岸漁業協同組合が実施する若竹第2埠頭付近倉庫等解体事業や民間住宅等の除却に対する支援を引き続き行うほか、新たに空家等の情報を町ホームページ上で提供する空家バンク制度と居住を前提とした空家等の購入に伴う改修支援制度を創設いたします。

都市計画については、令和6年度を始期とする「厚岸町都市計画マスタープラン」の策定を引き続き進めてまいります。

また、公園については、施設機能の適正化を図るため、厚岸町公園適正化計画の策定に着手いたします。

交通安全については、関係機関と連携して交通事故を防止するため、引き続き交通ルールの遵守を求めていくとともに、通学道路などの現地調査を行い、必要に応じ、危険箇所への交通安全施設の整備を関係機関に要望してまいります。

また、高齢者の運転免許証の自主返納を促進するための不便軽減に関わる支援制度を継続するとともに、自転車事故の防止と被害軽減を図るため、自転車安全運転講習会の実施とヘルメット購入及び自転車保険加入費用に対する助成を創設いたします。

消費生活については、関係機関、団体と連携し、町民の皆さんが被害に遭わないよう、適宜の情報提供や啓発を引き続き行ってまいります。

次に、消防・防災についてであります。

消防については、消火活動を強化するため、厚岸消防署の水槽付き消防ポンプ車や小型動力ポンプの更新、厚岸消防団第4分団庁舎の建て替え、消防待機宿舎の整備などを支援してまいります。

防災については、昨年12月に国が公表した日本海溝千島海溝沿い巨大地震の被害想定を受け、地域防災力の一層の強化を図ることが重要となっております。

このため、災害時に必要な備蓄品を保管する大型防災備蓄倉庫を厚岸消防団第4分団庁舎と併せて建設するほか、備蓄食料等の配備を継続するとともに、自主防災組織が行う防災活動や防災資機材の整備に対する補助制度を拡充した上で継続いたします。

また、老朽化した生活改善センター改築の基本設計に着手するに当たり、周辺住民の津波災害時の避難をより確実なものとするため、避難ビル機能を備えた集会施設として検討を進めてまいります。

さらに、町民の防災意識を高めるため、教育委員会や自治会との連携による災害図上訓練や避難所運営演習などを継続するとともに、全町民が参加できるよう厚岸町避難訓練を実施するほか、「見て、体験して、学ぶ」ことができる体験型防災イベントを開催いたします。

このほか、厚岸町業務継続計画に基づく非常時優先業務の遂行を確実なものとするため、喫緊の課題である役場庁舎非常用発電機更新の実施設計を行います。

治山対策については、北海道において梅香地区の1か所、奔渡地区の3か所及び筑紫恋地区2か所の治山工事を行います。

また、危険が予想される箇所や復旧を要する箇所において、引き続き北海道に要望してまいります。

治水対策については、国から委託を受けて行う矢臼別演習場内の河川における土砂流出対策を継続してまいります。

土地保全については、桜通りの地すべり観測の継続と実施設計及び対策工事を行うほか、大規模盛土、造成地の予備設計を行います。

廃棄物対策については、可燃ごみの共同処理を行う釧路広域連合への負担金の抑制とリサイクル率の向上を図るため、さらなるごみの減量化と資源化の取組を推進してまいります。

エゾシカ対策については、国や北海道と連携し、個体数の適正管理のため、計画的な捕獲を引き続き実施いたします。

ヒグマ対策については、地域住民の安全確保や財産を守るため、必要に応じ、関係機関と協力したパトロールの継続や箱縄の設置など、ごみや農作物などに執着した、いわゆる問題個体の的確な捕獲に努めます。

情報ネットワークについては、社会保障税番号制度による行政手続や行政事務の電子化に対応し、電子申請の充実を含めオンライン化を進めます。

将来像の2点目は、「多彩な資源が輝き、活力と魅力にあふれるまち」であります。はじめに、水産業についてであります。

漁業については、近年の記録的なサンマの不漁など、沖合漁業等が厳しさを増す中、今後の安定的な生産を確保するため、厚岸漁業協同組合と連携し、カキ、アサリ、コンブ等、沿岸漁業の資源管理や増殖を進めるとともに、昨年9月に発生した赤潮により被害を受けた漁場の回復等の取組に対する支援を引き続き行うほか、将来増養殖が可能な魚種を模索するため、国や北海道、厚岸漁業協同組合、研究機関等と連携し、陸上養殖を含めた検討を進めてまいります。

また、厚岸漁業協同組合が行う「弁天かき」の種苗生産に必要な幼生・餌料の提供、知識・技術面での協力を引き続き行ってまいります。

漁港の整備については、厚岸漁港における岸壁かさ上げ等の着実な事業推進と床潭漁港における泊地の静穏域確保に向けた防波堤の早期整備を引き続き国と北海道に要望してまいります。

海岸保全対策については、対策が必要とされる箇所の早期着工を引き続き北海道に要請してまいります。

カキ種苗センターについては、カキの飼育や藻類培養の各設備の適切な維持管理と運用を行い、生産者に良質かつ安定した種苗供給を引き続き行ってまいります。

「カキえもん」養殖については、生産者の努力により、生産技術の高度化と均一化が図られ、市場へ安定供給できる体制が整いつつあります。今後も生産者の所得向上につながるため、消費者により認知されるよう産品の特徴や魅力の周知活動に取り組むとともに、試験研究機関の協力を得ながら、効果的な養殖資材の活用など、高品質なカキを効率よく養殖する技術の確立に向けた取組を進めてまいります。

次に、農業についてであります。

農業生産基盤については、今後も良質な粗飼料を安定して確保するため、道営事業により町営牧場大別地区の草地整備を継続するほか、太田片無去地区における営農用水の安定供給を図るため、施設更新整備を実施してまいります。

また、農作業の負担軽減と持続的な酪農経営維持のため、釧路太田農業協同組合が運営するコントラクター事業に用いる農業機械の導入を支援してまいります。

担い手対策については、本年一組の着業が予定されておりますが、引き続き関係機関と連携し、新規就農者の誘致促進を図ってまいります。

中山間地域等直接支払事業と多面的機能支払事業については、地域に根ざした事業展開が効率的に実施できるよう、引き続き支援してまいります。

酪農地帯における長期間の停電や断水などの減災対策やエゾシカ・ヒグマによる農業被害の防止のほか、家畜ふん尿の適正処理や有効活用について、引き続き釧路太田農業協同組合と連携し取り組んでまいります。

家畜防疫については、厚岸町家畜自衛防疫協議会が行う予防注射や各種検査を支援するほか、牛ウイルス性下痢病の感染予防のため、町営牧場・隔離牛舎の衛生管理の徹底を図ってまいります。

町営牧場については、より適正な預託牛の育成・管理を図るため、舎外で使用する給水施設とパドックの一部を改修するほか、作業機械の大型化や作業環境の整備、飼養管理技術の向上に取り組んでまいります。

また、ヒグマ被害の防御対策として、職員と預託牛の安全確保を図るため、放牧地へ電気柵を設置いたします。

次に、林業についてであります。

町有林の整備については、安定した事業量の確保と林業就業者の雇用を図るとともに、持続可能な森林保全を推進するため、計画的な森林施業を進めてまいります。

私有林の整備については、厚岸町森林組合と連携し、民有林振興対策事業と森林環境譲与税を活用した補助制度を継続してまいります。

担い手対策については、引き続き森林整備担い手対策推進事業などを支援するほか、関係機関と連携し、林業就労者の育成・確保に努めてまいります。

町民の森植樹祭については、地域ぐるみの森づくり事業として、引き続き支援してまいります。

森林資源の利用については、堆肥センターの水分調整材などに町有林施業による林地残材を活用するほか、町有施設への木質バイオマスボイラーの導入について、引き続き検討してまいります。

路網の整備については、道営事業により別寒辺牛2号線の整備を継続してまいります。

きのこ菌床センターについては、しいたけ価格の低迷によって厳しい経営環境にある生産者を支援するため、良質で安価なきのこ菌床の供給に努めるとともに、種菌メーカーと連携して、経営の安定化に向けた適宜の情報提供を行ってまいります。

また、新規生産者を誘致するため、移住体験者等へのしいたけ栽培体験の実施のほか、研修受入体制を構築するとともに、菌床の無償提供や生産施設用地の貸付等を引き続き実施してまいります。

次に、商工業、観光、雇用についてであります。

商工業については、引き続き関係団体と連携し、事業者への新型コロナウイルス感染症影響調査を実施し、その実態把握に努めるとともに、事業所等が行う感染防止策への

支援や商工業者の事業継続を図るため、がんばろう厚岸応援券配付事業を実施するほか、必要に応じた経済対策を行ってまいります。

中小企業の振興については、厚岸町商工会や金融機関と連携し、融資制度や設備投資への支援制度の活用を促進するための周知を行うほか、「厚岸町中小企業振興計画」に基づく各種取組を進めるとともに、「特産品等開発支援制度」のさらなる利用促進を図り、ふるさと納税返礼品にもつながる魅力ある特産品開発を支援してまいります。

観光については、厚岸霧多布昆布森国定公園の誕生を契機として、地域資源を活用した魅力ある、さらなる観光地づくりを進め、地域活性化を図るため、厚岸町観光振興計画を策定いたします。

また、観光客のさらなる誘客のため、アウトドアガイドの育成のほか、厚岸観光協会と連携した地元ガイドの育成や冬の観光客誘致に向けた事業を実施してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷する観光関連業の活性化のため、観光客誘客促進事業を新たに実施し、宿泊事業者への支援と商店への購買力の促進を図ってまいります。

このほか、町内産業団体や近隣市町村と連携し、道内外へのプロモーションを実施するほか、多様な情報媒体を活用し、魅力ある食や自然景観などの旬な話題を積極的に発信してまいります。

厚岸味覚ターミナル・コンキリエについては、総合観光雑誌「北海道じゃらん」の道の駅ランキング・飲食部門において、全道129駅中、11年連続1位を獲得するなど、観光中核拠点施設としての役割を果たしてきました。

新型コロナウイルス感染症の影響により大変厳しい現状にありますが、観光客の早期回復を図るため、引き続きマスメディアによる情報発信や道内外での誘客活動を行うほか、「厚岸ウイスキー」を活用した食の提供や厚岸の魅力発信に取り組んでまいります。

また、施設の適切な維持管理を図るため、エレベーターや風除室自動ドアの改修などを行ってまいります。

このほかの観光施設等については、あつけし望洋台と厚岸駅構内に観光案内看板を設置するほか、子野日公園内の桜見本園防獣フェンスと愛冠岬ベルアーチの改修を行います。

雇用については、町内就業を促進するためのホームページ掲載などによる町内の求人情報の公開と、ハローワークとの連携による求職・求人情報提供サービス、事業者が雇用を維持するための各種制度の周知を引き続き行ってまいります。

また、厚岸町雇用対策連絡会議を通じ、町内の起業や団体、厚岸翔洋高等学校と新規採用などの雇用対策に関する情報の共有を図るほか、専門技術の習得や季節労働者の通年雇用を促進するため、釧路地方職業能力開発協会などと連携し、各種研修機会の提供を行ってまいります。

労働環境の向上については、子育てや介護等、仕事を両立し、安心して働くことができる職場づくりを促進するため、事業者等に対し、働きやすい環境整備のための制度の情報提供を行ってまいります。

将来像の3点目は、「みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち」であります。

子ども・子育て支援については、「第2期厚岸町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念に基づき、引き続き子どもを安心して産み育てることができるまちづくりを推進してまいります。

幼児教育・保育については、保育所におけるゼロ歳から5歳までの全ての子どもの保育料と食材料費の無償化と、幼稚園に対する特定教育・保育施設の運営に必要な給付と保育料の無償化、副食費の助成を継続してまいります。

また、妊娠期から子育て期にわたる支援の取組については、コロナ禍でもオンラインで行える子育て応援アプリによる保健指導・個別相談と情報提供、新生児聴覚検査と妊産婦健康診査の費用助成、出産祝金10万円の支給、子育て世帯の外出支援に対するハイヤー券の交付、ファミリーサポート利用料の助成、子育てお助けブックの配付、妊婦健康診査通院費の助成、助産院による妊産婦子育て相談、産後ケア事業を引き続き行ってまいります。

さらに、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、実情把握や調査、指導、相談対応などの福祉に関する支援全般を行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、関係機関と連携を図りながら、切れ目のない支援体制を構築してまいります。

町民の健康推進については、「第2期みんなすこやか厚岸21・中間評価改訂版」で掲げた「幼児のむし歯が多い」「成人の喫煙率が高い」「塩分摂取量が多い」の3点の重点課題をはじめ、各分野ごとに設定した目標値を達成するため、引き続き本計画に基づく取組を推進してまいります。

食育の推進と自殺対策については、本計画と一体で策定した「厚岸町食育推進計画」と「厚岸町自殺対策計画」において設定した目標値を達成するため、関係機関・団体等と連携し、両計画に基づく取組を引き続き推進してまいります。

保健予防サービスについては、生活習慣病の予防と疾病の早期発見のため、がん検診や特定健康診査、後期高齢者の生活習慣病検診の受診の必要性和制度の周知を行い、受診率の向上に努め、町民の健康維持を推進してまいります。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、現在町内医療機関との連携を図りながら、3回目の接種や未接種者への接種を順次行っておりますが、今後においても町民の皆さんが安心して接種を受けることができるよう、国の動向に注視しながら体制を維持してまいります。

新型コロナウイルス感染症の対応については、引き続き、厚岸町感染対策本部において、迅速かつ適切な周知や対応を図るほか、全力を挙げて感染防止に取り組んでまいります。

また、その他の感染症の流行を予防するため、町内の医療機関や関係機関で構成する感染症情報共有連絡会議を通じ、各種感染症に対する危機意識の高揚を図るほか、予防接種の勧奨を行ってまいります。

次に、病院事業についてであります。

町立厚岸病院は、町民の命と健康を守り、誰もが安心して生活できる地域社会を支える中核的な医療機関であります。

診療に当たっては、「つねに“やさしさ”をもって診療に専心する」ことを基本理念として、外来診療では本年4月から新たに1名の常勤医師を加え、4人体制でスタート

する予定の内科、外科及び小児科、釧路市内の総合病院との病病連携による整形外科及び脳神経外科の定期診療のほか、24時間救急と人工透析の医療体制を維持してまいります。

病棟体制では、全科で効率的な利用を図り、急性期から慢性期までの様々な病態の患者の受入れに対応するとともに、専門治療が必要とされる患者については、釧路市内の総合病院など、二次医療機関への適切な紹介を速やかに行ってまいります。

病院経営に当たっては、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響等により、医業収益が大幅に減収となる中、医療提供体制を維持するための経費が増加するなど厳しい状況が続いており、また、国では団塊の世代が75歳を迎える2025年度を見据えて、地域医療需要等を踏まえつつ、医療提供体制の抜本的な見直しを行うとしております。

このため、経営の健全化を図り、公立病院としての使命と役割を果たすため、国から示される公立病院経営強化ガイドラインに留意しつつ、新たな病院経営強化プランを策定し、適正な病院経営と地域医療の確保に全力で取り組んでまいります。

小児救急やドクターヘリ運行などの広域救急医療については、管内市町村や関係機関との連携により、その体制維持に努めるとともに、厚岸郡の救急医療体制についても、引き続き関係町と連携して取り組んでまいります。

地域福祉については、「第4期厚岸町地域福祉計画」に掲げる目標を達成できるよう、厚岸町社会福祉協議会をはじめ、地域福祉に関わる全ての人や団体と連携して、子どもから高齢者までの包括的な支援や各種取組を維持するとともに、介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制の整備に向けて、先進事例の研究などの準備を進めてまいります。

成年後見制度については、認知症や高齢者や障がいのある人の地域生活を支えるため、引き続き厚岸町社会福祉協議会と連携し、さらなる制度利用の促進と体制の充実、普及・啓発に努めてまいります。

高齢者福祉については、「第8期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に掲げる目標を達成できるよう、各事業所などと連携して計画に基づく各種の事業や取組を推進してまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、介護予防・生活支援サービスの適切な運用を図るほか、医療や介護サービスなどの制度をつなぎ合わせた支え合いによる地域包括ケアシステムを確立するため、生活支援コーディネータを中心に地域の支え合い体制の充実を図るとともに、地域ケア会議を通じて現状における地域課題を検討しながら、ネットワークを構築してまいります。

さらに、高齢者が安心して生活できるよう、認知症対策として、救急通報システム事業の普及やSOSネットワークをはじめとする地域の見守り体制を推進するとともに、認知症サポーターなどの人材養成や認知症に対する理解を深めるための普及啓発を進めていくほか、介護予防意識のさらなる工場を図るための元気いきいき高齢者応援事業を引き続き実施いたします。

特別養護老人ホーム心和園と在宅老人デイサービスについては、指定管理者との情報共有を図り、継続的かつ安定的な管理運営と入居者と利用者の安心に資するため、新型

コロナウイルス感染症の適切な感染防止を講じさせるとともに、引き続き施設の適切な維持管理を支援してまいります。

また、老朽化が進む特別養護老人ホーム心和園の建て替えに向けた具体的な検討を進めてまいります。

介護老人保健施設「ここみ」については、入所者が日常生活を送る力を維持・向上できるように、リハビリを中心に自宅復帰を目指した生活の場として、引き続き安定した施設運営と超高齢化社会を支える重要な役割を担ってまいります。

障害福祉については、「第5期厚岸町障がい者基本計画」と「第6期厚岸町障がい福祉計画」の基本理念に基づき、訪問入浴サービス事業や日中一時支援事業など、障がいのある人の地域での生活支援や自宅で常時介護する家族への支援などを引き続き実施するほか、経済的負担の軽減を図るため、身体障害者手帳の交付申請などの各種制度を利用する際に必要となる診断書等の取得費用や身体障害者手帳の交付対象とならない難聴者の補聴器購入費用に対する助成制度を創設いたします。

また、釧路圏域において障がいのある人などが安心して暮らしていけるよう、関係事業所に委託し、地域生活支援拠点として、緊急時の受入れのための空床を確保と、その体制維持に努めてまいります。

国民健康保険については、被保険者の健康の保持増進を図るため、特定健康診査の受診の必要性の周知と積極的な受診勧奨を行うほか、医療機関と連携したみなし診察等による未受診者対策を実施し、疾病への予防と早期発見・早期治療による医療費の抑制を図るとともに、国民健康保険税の適正な課税と収納率の向上に努め、安定した事業運営を行ってまいります。

介護保険制度については、介護サービス利用者が適正なサービスを受けることができるよう、引き続き介護サービス事業者との連携に努めるほか、介護保険制度の周知と「第8期介護保険事業計画」の進捗状況の検証を行ってまいります。

また、介護保険料については、低所得者の軽減措置を継続してまいります。

在宅医療と介護の連携においては、在宅療養者と医療・介護関係機関との連携や町民の認知症に対する理解を深め、認知症の人やその家族を支援するための情報提供の充実を図ってまいります。

また、保健福祉事業として、要介護度の高い高齢者を介護する家族の経済的負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品購入給付券を交付する在宅介護用品給付事業を継続するとともに、在宅生活の継続と介護予防自立支援を図るため、介護予防と筋力維持を図る貯筋健診事業を引き続き実施してまいります。

さらに、町内居宅介護支援事業所において不足している介護支援専門員の確保を図るため、奨励金制度を創設いたします。

生活保障と自立支援については、生活相談に適切に対応するとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などの各種制度を活用し、生活実態に即した支援に努めてまいります。

また、福祉灯油等、購入助成事業の制度を見直し、低所得者の高齢者世帯、ひとり親世帯に対する支援の拡充を図ってまいります。

将来像の4点目は、「未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち」であ

ります。

教育委員会と連携し、教育環境の充実を図ることは、私の重要な使命であります。総合教育会議を通じて、私と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進してまいります。

そこで、私に関する教育行政について申し上げます。

学校における新型コロナウイルス感染症の感染防止については、児童生徒の継続した学びを保障するため、安全・安心な学校生活を送ることができるよう、引き続き必要な対策を講じてまいります。

就学支援については、保護者負担を軽減するため、学校給食費の無償化や児童生徒の個人所有となるもの以外の教材購入費の全額公費負担、就学旅行経費の半額助成、経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者への援助費の一部支給を引き続き実施いたします。

また、厚岸翔洋高等学校に対しては、通学バス定期券購入助成とスクールバスによる部活動の大会送迎を引き続き支援するとともに、今年度から順次進められる学習用コンピュータ端末の個人持ち込みに対する支援を実施いたします。

文化財保護については、アッケシソウの保護・増殖と観光資源への活用を検討するため、試験栽培地での試験栽培を行います。

また、指定文化財への理解と活用を図るため、指定史跡である神岩チャシ跡及び堅穴群の3D模型による展示物を制作いたします。

スポーツ推進については、雨天や冬期間に使用できる多目的屋内スポーツ施設を整備するとともに、本年4月から新たな地域おこし協力隊1名を採用し、町民の皆さんの運動促進を図るほか、スポーツ合宿のさらなる誘致を行ってまいります。

将来像の5点目は、「多様なつながりにより、共に生き、共に創り上げる持続可能なまち」であります。

広報活動については、町民の皆さんとの情報共有を図るため、広報あつけしや町要覧、ホームページ、SNSによる情報発信のほか、4月に全戸配付する予定の「あつけしまるわかりガイドブック」などを活用して、暮らしに必要な情報を分かりやすく提供してまいります。

広報活動と町民参加によるまちづくりについては、町民の声を広く取り上げ、協働のまちづくりを促進するため、町民参加型のワークショップなどによる新たなまちづくり事業の企画・立案を進めてまいります。

庁舎の利用については、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を徹底するとともに、来庁者の利便性向上のため、分かりやすい案内表示と適宜の情報提供に努めてまいります。

自治会活動については、自治会への各種補助制度と地域担当職員制度による支援を継続していくとともに、コミュニティ活動の拠点施設である集会施設については、老朽化した生活改善センター改築の基本設計に着手するとともに、湖南地区集会所の屋根塗装と外壁改修及び真栄地区集会所の内装改修を行います。

人権意識の啓発については、町民に人権への理解を深めてもらうため、人権擁護委員や釧路地方法務局と連携し、啓発活動や人権教室を実施するとともに、特設人権相談の

実施を支援してまいります。

交流活動については、本年2月にオーストラリアクラレンス市の姉妹都市提携から40年の節目の年を迎えたことを記念して、床潭末広間道路沿いに設置しているゆかりの地案内看板を更新するほか、姉妹都市交流に関する講演会とワークショップを開催いたします。

友好都市の山形県村山市については、引き続き物産交流等を実施するほか、今後の交流拡大に向けた検討をしてまいります。

移住・定住については、支援制度の継続と10月に大阪市で開催される北海道移住交流フェアへの出展など、効果的な情報発信を進めてまいります。

地域おこし協力隊については、新たな募集を行うとともに、引き続き定住を支援してまいります。

次に、行政運営についてであります。

行政組織機構については、これまでもその時代に合った見直しを行ってまいりましたが、人口減少が進む中、変動する社会情勢や行政需要、多様な町民要望に対応するためには、限られた人員の効果的な設置と専門的かつ高度な職務遂行能力を身につけた職員、いわゆる「人財」の育成が必要であります。

このため、引き続き「厚岸町職員定員管理計画」の確実な実行と「厚岸町職員人財育成基本方針」に基づく職員研修の充実に努めるとともに、人事評価制度の適正な運用を図るほか、令和5年度から段階的に始まる予定の職員の定年年齢の引き上げに対応した制度の設計を行い、限られた人員で最大の効果を発揮できる組織を構築してまいります。

また、職員の働き方改革を維持するため、事務事業の見直しや効率化に取り組んでまいります。

このほか、駐在所を廃止する上尾幌地区住民の利便性の向上を図るため、戸籍や住民票等の申請、交付事務について、上尾幌郵便局への委託を行ってまいります。

次に、財政運営についてであります。

令和4年度予算編成に当たり、その基本となる国の地方財政計画では、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、重要課題にも取り組めるよう、地方交付税は3.5%の増、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債は63.1%の減とし、必要な一般財源総額を確保する内容となっております。

こうした状況を踏まえ、令和4年度の一般会計予算案は、約101億7,600万円で、前年度に比較して5.0%、約4億8,400万円の増であります。

歳入予算について、町税は、主に新型コロナウイルス感染症に関わる固定資産税及び都市計画税の軽減措置終了などによる増額を見込み、約10億6,600万円を計上、ふるさと納税による寄附金は、前年度に比較して1億円増の5億円を計上しております。

また、ふるさと納税については、地元の特産品を通じて厚岸の魅力を全国的に発信するとともに、寄附された方々との継続的なつながりを持つ取組や厚岸町を訪れる人を増やす仕組みなどを引き続き進めてまいります。

地方交付税は、地方消費税交付金などの増額による基準財政収入額の増や公債費などの増額を見込み、前年度に比較して、約1,600万円増の約34億4,900万円を計上しており

ます。

臨時財政対策債は、国から示された伸び率による試算を踏まえ、前年度に比較して、約1億7,500万円減の約6,900万円を計上しております。

歳出予算について、投資的経費は、前年度に比較して約2億8,300万円増の約24億4,600万円、人件費は、前年度に比較して約2,200万円減の約19億6,300万円、公債費は約700万円減の約10億3,900万円を計上しております。

一般会計から特別会計と企業会計への繰出金等は、約11億7,200万円を計上し、一般会計と六つの特別会計及び二つの企業会計を合わせた当初予算案の合計は、約158億500万円で、前年度に比較して3.5%、約5億3,900万円の増であります。

また、一般会計の収支不足額は、前年度に比較して約7,300万円増の約11億7,200万円で、増額を基金から取り崩し、収支の均衡を図っております。

今後も安定した財政運営を図るためには、基金残高を確保する必要があり、取り崩した基金を可能な限り年度内に積み戻すことができるよう、さらなる自主財源の確保と経費節減に努めてまいります。

財政指標の一つである将来負担比率は、令和2年度決算で79.6%と地方債を発行する際に国の許可が必要となる基準を下回っておりますが、依然として高い水準で推移しております。今後も老朽化が進む町有施設等の更新整備などに当たっては、今年度に及ぼす影響を考慮しつつ、「第6期厚岸町総合計画」に掲げた財政健全化指標の目標達成に努め、将来にわたって持続可能で安定的な財政運営を推進してまいります。

以上、令和4年度の町政を執行するに当たっての基本姿勢と主な施策の概要について申し述べました。

今年、厚岸大橋が北海道で最初の海上町として竣工されてから50年という記念すべき年となります。私にとっても、そのときの記憶は今でも鮮明に思い出すことができる、まさに歴史的な出来事でありました。私は、先人の血と汗のにじみ出るご苦勞をもとより、それぞれの分野においてゆるぎないご努力をされた方々、町民の皆さんの悲願達成に向けての一致団結した活動に、改めて心から敬意を表する次第であります。

「氷り渡もむかしの夢よ、今じゃ大橋ひとまたぎ」厚岸音頭の歌詞の一節です。この厚岸音頭は、厚岸大橋の完成を祝って根室市出身の作曲家である故飯田三郎さんが作詞・作曲され、大橋完成を祝して、楽曲に合わせて踊りも誕生しました。毎年開催される厚岸の夏を彩る厚岸港まつりで一糸乱れぬ群舞をを繰り広げながら練り歩く、厚岸音頭を市中大パレードへとつながっています。

昭和47年の厚岸大橋の開通は、町民の心の架け橋として、それまで湖南・湖北の両地区に分団されていた厚岸町に真に一つの地域社会を形成させ、住民生活の利便性や今日に至る産業、経済、文化、観光などの発展に大きく寄与することとなりました。

しかし、その世紀の大事業による悲願達成から50年の間にも、幾多の時代の変遷があり、町政はその折々に新たな課題に直面しては、町民の皆さんと共に手を携えながら、それらの一つ一つを解決することで、今日の厚岸町を築いてまいりました。

そして、現在、時代は変わり、人は変われど、厚岸を愛する人たちのさらなる厚岸町の幸せを願う気持ちは変わることがありません。

そのような意味において、まちづくりに終わりはなく、今もまた、私たちは大きな時

代の変革期の真っ直中にいます。

先人たちの苦勞を偲びつつ、私たちの愛する厚岸の新時代を創造するため、共に力を尽くそうではありませんか。

町議会議員の皆さん、そして町民の皆さんの一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、令和4年度の町政執行に当たっての、私の所信といたします。

- 議長（堀議員） 次に、教育長の教育行政施行方針の説明を求めます。

教育長。

- 教育長（酒井教育長） 令和4年厚岸町議会第1回定例会の開会に当たり、教育委員会が所管する行政の執行について、その方針を申し上げます。

新型コロナウイルスが社会のあらゆる分野に計り知れないダメージを与える中、私たちは新しい生活様式に基づいて、長引く困難に賢く、粘り強く対処してまいりました。

いまだに先が見通せない状況ですが、厚岸町教育大綱に掲げる基本理念「郷土に立ち、未来を見つめ、共に歩む人」の実現に向けて、町の教育・文化・スポーツの振興を図るべく、感染防止に細心の注意を払いながら、関係部局や関係機関と連携して、所管する施策を推進してまいります。

次に、本年度の主要な施策について申し上げます。

第一は、管理課・指導室所管事項についてであります。

学校教育におきましては、「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」の理念及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域、関係機関の連携を基盤とした安全・安心な教育環境の下で、次の五つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、「確かな学力の育成」についてです。

基礎的、基本的な知識及び技能を確実に身につけさせるとともに、これらを活用して新たな課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むことについて申し上げます。

1点目は、個別、最適な学びの推進です。子どもの学びの蓄積を通して、子どもの成長やつまづき、悩みなどの理解に努めるとともに、子どもの実態に応じたきめ細かな指導・支援を行うことで、学習内容の確実な定着を図り、その理解を深め、広げる学習を充実してまいります。

2点目は、協働的な学びの充実です。探求的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士、地域の人材をはじめ、多様な他者と関わりながら、この学びが集団の中のよさとして生かされ、互いに刺激し合い、高め合う学習に努めてまいります。

3点目は、ICTを活用した学習の充実と授業改善です。タブレット端末を用いて授業を行うことで、教材の提示、情報の収集や整理、試行錯誤を通じた課題解決、個々の考えの共有、学びの蓄積など、これまでよりも効果的に行うことができます。個別最適な学び、協働的な学びを充実するために、教員のICT活用能力の向上と授業改善に努めてまいります。

重点の2は、「豊かな心の育成」についてです。

夢や目標に向かって主体的に考え、判断し、行動するたくましい心と、人や社会と協

調して共に生きるしなやかな心を育むことについて申し上げます。

1点目は、特別の教科「道徳」の充実です。自分の考えや感じ方を整理したり、他者の考えに触れたりしながら、道徳的価値を磨き、自尊心や規範意識を高め、自己の生き方についての考えを深められる授業を進めてまいります。

2点目は、直接的・間接的な体験活動による感動や達成感の共有です。地域の人材や環境を活用した学習を通して、学校・家庭・地域といった集団の中で自己の有用感を感じる機会を設定し、一人一人を尊重し、共感し合える集団を育成してまいります。

3点目は、生徒指導の充実です。いじめや不登校、ヤングケアラー等、生徒指導上の諸課題に関して、学びの補償や健全育成の観点から、教職員の共通認識の下で組織的な対応を行い、未然防止と早期発見、早期解決に努めてまいります。

重点の3は、「健康な体の育成」についてです。

生涯にわたって豊かで充実した社会生活を送るための土台となる健康な体を育むことについて申し上げます。

1点目は、健康の維持、体力の向上に関する指導の重点化です。新型コロナウイルス感染症の影響等による体力の低下を改善するために、運動機会を補償するとともに、体育の指導や生活指導を通して、心身共に健康な生活を送るための資質能力を育成してまいります。

2点目は、情報モラル教育の充実です。タブレット端末を活用した学習を通して、個人情報保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避やネットワーク上のルールやマナーに対する理解を深め、行動する態度を育成してまいります。

また、「家庭のルールづくり」を推進し、生活リズムの自己管理についても継続的な指導や支援を進めてまいります。

3点目は、食育の充実です。栄養や食事についての正しい知識が身につくよう、給食指導や栄養教諭による学習等、食に関する指導を実施するとともに、地元食材を使ったふるさと給食を通して、食生活を支える環境についての理解を深めてまいります。

また、児童生徒個々のアレルギー情報を保護者及び学校と共有しながら、安全・安心な給食の提供を実施してまいります。

重点の4は、「ふるさと・キャリア教育の推進」についてです。

地域への理解と愛情を深めるとともに、自分の将来について主体的に考え、積極的に地域と関わろうとする児童生徒を育むことについて申し上げます。

1点目は、ふるさとの自然、産業、文化、人に触れる学びや体験の継続です。タイムカプセルの開封事業等、ふるさとの歴史に触れる機会を設け、ふるさとを見つめ、再発見する活動を通して、子どもの多様なものの見方、考え方、行い方を育み、ふるさと厚岸への愛着と学ぶ意欲を育ててまいります。

2点目は、キャリア教育の充実です。学習や活動の内容を記録するキャリアパスポートを活用し、自己の成長を振り返りながら学ぶことと、自己の将来とのつながりを見出し、主体的に進路選択を行う資質能力を育ててまいります。

重点の5は、「学びの補償」についてです。

児童生徒一人一人が、等しく、生き生きと学ぶことができる支援及び環境整備について申し上げます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対策です。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、安全・安心な教育を推進することが重要です。きめ細かな指導、助言に努め、保健衛生用品の整備を図り、継続した学びを補償できるよう努めてまいります。

2点目は、ICTを活用した教育支援です。臨時休業や長期にわたる欠席など、子どもが学校で授業を受けられない場合においても、タブレット端末を活用し、学びが継続する環境整備と体制づくりを行ってまいります。

3点目は、職員研修の充実です。教員のキャリアステージに則した実践的かつ効果的な研修を企画推進できるよう、町立教育研究所をはじめとする既存組織や資料を活用しながら、教員の資質能力の向上を図ってまいります。

4点目は、特別支援教育の充実です。特別な支援を要する子どもに対し、よりよい教育支援環境を整備するために、道費負担職員の基準配置に加え、学級支援員を増員配置して人的支援を行ってまいります。

また、教員に対し、特別支援免許講習の受講促進や研修内容の情報共有を進め、専門的知識を高められる環境整備を継続してまいります。

5点目は、防災教育の充実です。子どもを取り巻く環境に内在する危機に適切に対応するために、各校の危機対策マニュアルの点検と見直しを適時行ってまいります。

また、防災意識を高めるために、町の総合防災訓練に参加するとともに、日常の指導も継続して実施してまいります。

6点目は、地元高校への支援です。厚岸翔洋高等学校通学バス定期券購入費助成を継続するとともに、新学習指導要領に基づき、本年度から順次進められる学習用コンピューター端末の個人持ち込みに対し、保護者負担の軽減と入学者確保のため、新たな支援を行ってまいります。

また、小学校、中学校、高等学校の児童生徒間、教職員間の交流・連携を深め、厚岸翔洋高等学校の教育活動を支援してまいります。

7点目は、働き方改革です。教員の業務負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間の確保に努めるとともに、業務の効率化、精選を継続してまいります。

第二は、生涯学習課所管事項についてであります。

社会教育におきましては、生活に潤いと生きがいを感じられるよう、生涯を通じた学び、その成果を活かせる環境を整えるため、次の三つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、生涯学習事業の充実についてです。町民の皆さんの個性と教養が発揮され、それが活かされる機会の充実を図る生涯学習事業について申し上げます。

1点目は、各種サークルや団体、関係機関と連携して、学びや体験となる事業の拡充を図るとともに、生涯学習情報紙などを活用し、生涯学習に関わる情報の提供に努めてまいります。

2点目は、「早寝・早起き・朝ごはん」の普及を進め、規則正しい生活習慣の習得と豊かな人間性や社会性を育むため、体験活動等の事業の実施と青少年の健全育成を図ってまいります。

3点目は、感性を豊かにし、生活に潤いを与える芸術・文化の振興を推進し、幼児、児童生徒、それぞれにあった良質な芸術鑑賞の機会の提供と、町内文化サークルや文化事業への支援に努めてまいります。

重点の2は、「海事記念館事業の充実」についてです。

厚岸町ならではの文化財及び海事・天文に関する貴重な学術資料の有効活用を図るとともに、その保存、普及、伝承に努める海事記念館事業について申し上げます。

1点目は、アッケシソウ試験栽培事業により、育成研究を行い、アッケシソウの育成環境の拡大を進めてまいります。

また、北海道遺産である国泰寺を含む蝦夷三官寺の情報発信など、文化財保護の推進と豊富な郷土の文化的資源の活用に努めてまいります。

2点目は、厚岸町の海事や郷土に関わる物品の収集や聞き取りを行うとともに、研究や検証など、貴重な歴史資料の蓄積を進めてまいります。

3点目は、魅力あるプラネタリウム番組の提供を継続し、天文知識の普及を図るとともに、遺跡の地形模型の制作など、展示物の充実に努めてまいります。

重点の3は、「情報館事業の充実」についてです。

町民の皆さんが個性と教養を磨き、相互の交流を深める拠点としての情報館事業について申し上げます。

1点目は、「第3次厚岸町子ども読書活動推進計画」などにに基づき、乳幼児から高齢者までの幅広い図書館サービスを実施するため、読み聞かせボランティア団体や学校司書及び学校や福祉施設などと連携して、各種授業を推進し、町民の皆さんの生涯にわたる読書環境の充実に努めてまいります。

2点目は、「いつでもどこでもだれでも」利用できる図書館を目指し、作品展示や絵画展など、施設を活用して芸術に触れる機会の提供などにより、町民の皆さんの交流の場として親しまれる環境づくりに努めてまいります。

3点目は、パソコン講座を開催し、情報技術の習得と向上を支援するとともに、調べものなどの問い合わせに応じるレファレンスサービスの充実や町内を巡回する図書館バス運行を継続してまいります。

また、新たにインターネット上で利用できる電子書籍を整備するなど、事業の充実を図ってまいります。

第三は、スポーツ課所管事項についてであります。

町民の皆さん誰もが、それぞれの体力や志向に合わせたスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、次の二つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、「健康や体力の保持増進」についてです。

運動に関する正しい知識や技術の普及に努めるとともに、気軽に健康づくりや体力づくりに取り組める環境を整えることについて申し上げます。

1点目は、多くの方が参加できる各種の講習会や体力づくりのための事業を実施してまいります。

2点目は、安全・安心な運動やスポーツの振興には欠かせないスポーツ障害の防止を図るため、スポーツ指導者や保護者の皆さんなどに対する研修を実施してまいります。

3点目は、温水プールの機能を活用した各種の水泳教室や水泳指導の充実に努め、町民の皆さんの泳力向上や健康増進などの支援を引き続き実施してまいります。

重点の2は、「スポーツの振興」についてです。

多くの町民の皆さんがスポーツの価値や魅力を実感し、積極的にスポーツ活動に参加

できる環境を整えることについて申し上げます。

1点目は、宮園公園に多目的屋内スポーツ施設を整備し、多くの方が利用できる環境を整え、雨天時及び冬期間の運動不足解消に努めてまいります。

また、町外のスポーツ団体等に幅広く施設の情報を発信し、町民の皆さんがより高い協議レベルと接することができるようスポーツ合宿の誘致に努めてまいります。

2点目は、多くの方に楽しくスポーツに親しめる機会を提供するため、各種スポーツ大会やスポーツ事業を開催するとともに、参加される方が快適に使用できるよう、利便性の高い施設の整備に努めてまいります。

3点目は、海洋スポーツの振興を図るとともに、恵まれた自然環境に調和するアウトドアスポーツのマナーや知識の普及に努めてまいります。

4点目は、スポーツ団体などの競技レベルの向上や費用の負担軽減を図るため、スポーツ振興助成の支援を行うとともに、町のスポーツ基盤を支える各種団体の充実を図るため、組織経営の支援や練習に参加する少年団の送迎を引き続き実施してまいります。

以上、令和4年度の教育行政執行方針について申し上げます。

第6期厚岸町総合計画に掲げる「未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち」の実現に向けて、総合教育会議などで町長と相互の連携を図りつつ、その使命を果たしてまいります。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのなお一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 以上で、町政執行方針と教育行政執行方針の説明を終わります。

●議長（堀議員） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由をご説明いたします。

現在、厚岸町では、人権擁護委員法第6条第1項の規定により、法務大臣から、4名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち、森脇智亮委員と高橋美佐子委員が、本年6月30日をもって任期を満了することになります。

つきましては、同法同条第3項の規定により、厚岸町議会議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある両氏を、当該委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

意見を求める委員の候補者を申し上げます。

はじめに、議案書1ページ、諮問第1号をご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町梅香2丁目43番地。

氏名、森脇智亮。

生年月日、昭和37年7月31日。

性別、男。

職業、僧侶であります。

森脇氏の学歴、職歴と公職歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

次に、議案書3ページ、諮問第2号をご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町白浜1丁目164番地。

氏名、高橋美佐子。

生年月日、昭和33年4月22日。

性別、女。

職業、無職であります。

高橋氏の学歴、職歴と公職歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は、同法第9条の規定により、令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間であります。

以上、簡単な説明であります。ご承認くださるようお願いいたします。

- 議長（堀議員） これより、諮問第1号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

- 議長（堀議員） 次に、諮問第2号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

●議長（堀議員） 日程第8、議案第4号 令和4年度厚岸町一般会計予算、議案第5号 令和4年度厚岸町国民健康保険特別会計予算、議案第6号 令和4年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号 令和4年度厚岸町下水道事業特別会計予算、議案第8号 令和4年度厚岸町介護保険特別会計予算、議案第9号 令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第10号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第11号 令和4年度厚岸町水道事業会計予算、議案第12号 令和4年度厚岸町病院事業会計予算、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第4号 令和4年度厚岸町一般会計予算から議案第10号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第11号 令和4年度厚岸町水道事業会計予算の内容について、お配りしている提案理由書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 続きまして、議案第12号 令和4年度厚岸町病院事業会計予算について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 本9件の審議方法について、お諮りいたします。

本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和4年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和4年

度各会計予算審査等特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

令和4年度各会計予算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩します。

午前11時42分休憩

午前11時47分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第9、議案第13号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算、議案第14号 令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第15号 令和3年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第16号 令和3年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第17号 令和3年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第18号 令和3年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第19号 令和3年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第20号 令和3年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第21号 令和3年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第13号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算（9回目）から議案第19号 令和3年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（2回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第20号 令和3年度厚岸町水道事業会計補正予算（3回目）の内容について、お配りしている提案理由書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 続きまして、議案第21号 令和3年度厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 本9件の審議方法について、お諮りいたします。

本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和3年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思っておりますが、

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和3年度各会計補正予算審査等特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

令和3年度各会計補正予算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩します。

再開を午後1時といたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第10、これより、一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

はじめに、5番、南谷議員の一般質問を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 令和4年第1回定例会に当たり、4項目質問いたします。

はじめに、赤潮被害対策についてです。

本町の漁業者は赤潮被害でウニをはじめ、多くの魚介類に影響が及び、水揚げ減少や将来に対する不安が増幅しております。町はしっかり対策を講ずるべきと考え、お尋ねをいたします。

赤潮で被害を受けた魚種と、その被害額、それらの魚種の支援方法並びに支援額、そして漁協への支援はどのようにされますか。

さらには、次年度以降の支援策はどのようになるのかお尋ねいたします。

全国豊かな海づくり大会プレイベントです。

来年秋開催の全国豊かな海づくり大会に向け、スムーズな本番を迎えるため、プレイベントが開催され、その内容を説明してください。

港町の冠水対策です。

1月12日の昼、急速に発達した低気圧による雨と高潮により、生活改善センター前は冠水で通行止めになりました。その夜、テレビに水産加工場前の冠水の状況が放映されました。

港町の冠水対策は、1年でも早く住民が安心できる対策が必要です。町の対策に対するお考えをお尋ねいたします。

また、漁港整備計画（令和3年から令和12年）の中で対応されることになっておりますが、この内容を説明してください。

さらに、港町湖岸通りは、越波が発生したり、湖内の氷が流れ道路を乗り越え、住宅の玄関まで迫ってきて、非常に危険です。全体の改修工事は早急に無理でも、応急対応をするべきではないでしょうか。

厚岸翔洋高校への町の支援についてです。

今年も翔洋高校の入試出願は2科とも16名の半数以下であります。このままでは北海道の高等学校適正配置計画において、学校の存続も危ぶまれることになるのではと大いに危惧をいたします。

翔洋高校は、海洋資源科で各種海技免許取得が可能であり、調理師コースもあるなど魅力ある学校であります。

道立高校のため、町として直接学校運営に関わることはできませんが、町内唯一の高校として、もっと積極的に生徒増に向け、町としての支援策を講ずるべきと考えますがいかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の赤潮被害対策についてのうち、（1）、アの「赤潮により被害を受けた魚種別の被害額及び支援方法並びに支援額、また、漁協への支援策は」についてであります。魚種別の被害額については、ウニが4年間で10億円と報告されており、他の魚種については、漁獲量が減少しているものもありますが、赤潮による影響かどうかは判明しておりません。

支援方法と支援額については、国の「北海道赤潮対策緊急支援事業」を活用し、漁業者等で組織される「厚岸地区赤潮対策活動組織」が行うウニ種苗等の放流、漁場の清掃、漁場環境の調査等の漁場回復に係る活動に対し、国と北海道、厚岸町を合わせ、令和3年度は5,488万円、令和4年度は7,588万円、合わせて1億3,076万円の支援となります。厚岸町は、このうち国が全額負担する事務費150万円を除いた事業費の15%に当たる1,938万9,000円のほか、厚岸漁業協同組合が実施する単独事業への支援122万8,000円を加え、合わせて2,061万7,000円を支援してまいります。

また、厚岸漁業協同組合への支援策については、国の緊急支援事業の対象とならない赤潮被害調査やウニ漁場の清掃、ツブの増殖試験事業に対し支援してまいります。

次に、イの「次年度以降の支援策は、どのようになりますか」についてであります。令和4年度については、先ほど申し上げました、国の緊急支援事業と厚岸漁業協同組合の単独事業が行われることとなりますが、現在の国の緊急支援事業では、ウニの種苗放流は、今年春の実施分までしか対象となっていないことから、関係者と協議の上、今年秋以降の種苗放流等への支援についても、要望してまいりたいと考えております。

また、ウニ以外の魚種について、今後、被害が発生した際には、速やかに支援を受けられるよう、国、北海道に要請しておりますが、町単独での支援についても、厚岸漁業

協同組合と協議をしながら必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の全国豊かな海づくり大会プレイベントについて、「令和5年に開催する全国豊かな海づくり大会北海道大会を前に、プレイベントが開催されますが、その内容は」についてであります。プレイベントについては、令和5年秋に開催される本大会の1年前に当たる令和4年秋に、開催趣旨である海洋プラスチックごみ対策など環境保全の取組等の周知と大会開催に向けた気運醸成を図り、本大会をスムーズに進行させるためのリハーサルを兼ね、厚岸漁港第2埠頭屋根付き岸壁を舞台に開催される予定であります。

このプレイベントでは、道内外の招待者や地元の方々の参加の下、式典行事、漁船による会場パレード、稚魚の記念放流、企画展示などが予定されております。

また、関連行事として「豊かな海づくりフェスタ2022」が町内で開催され、ステージイベント、大会PRに関する企画展示、魚とのふれあい体験ブース、地元物産販売ブースの設置が予定されており、町においても、厚岸漁業協同組合と連携し、海浜清掃活動や講演会等の開催を予定しております。

なお、プレイベント、関連行事については、現在、主催者である北海道実行委員会において、詳しい内容が検討されているところでありますが、町についても開催地として関係者と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

続いて、3点目の港町の冠水対策についてのうち、(1)、アの「1年でも早く住民が安心できる対策が必要では、また、漁港計画の中で対応することになっているが、この内容はどのようなものか」についてであります。港町の冠水被害については、町民の生活に大きな影響を与える重大な課題と認識しており、冠水時には浸水が懸念される住宅へ配水ポンプを設置するなどの対応をしておりますが、長年にわたる地盤沈下によって住宅や道路等、地域全体が沈下していることもあり、抜本的な対策に至っていないのが現状であります。

現在は、原因の一つである高潮等の越波を解消するため、国の特定漁港漁場整備計画において冠水対策が計画されており、厚岸漁港湖北地区の岸壁等の嵩上げ及び湖内地区の護岸の嵩上げが、新たな物揚場整備による高潮対策として、令和3年度から既に測量調査等が開始されております。

次に、イの「港町湖岸通りは、越波が起きたり、湖内の氷が流れ道路を越え、住宅の玄関まで迫ってきている。全体改修工事は早急には無理でも応急対応をすべきではないか」についてであります。町では、護岸の管理者である北海道に対し、対策について要望をしているところでありますが、今後、国による護岸の嵩上げが控えているため、大規模な対応は難しく、通常の維持管理費の中で応急対応を検討していきたいとの回答を得ておりますので、御理解願います。

私からは、以上であります。

4点目の御質問については、教育長から答弁があります。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、4点目の「厚岸翔洋高校へ町の支援を」について、

お答えいたします。

「今年も厚岸翔洋高校の入試の出願状況は、両科とも半数以下であります。このままでは、北海道の高等学校適正配置計画において、学校の存続も危ぶまれることになるのではないかと、大いに危惧いたします。

翔洋高校は、海洋資源科で各種海技免許取得が可能であり、調理師コースもあるなど魅力ある高校です。道立高校のため、町として直接学校運営に関わることはできませんが、町内唯一の高校として、もっと積極的に生徒増について方策を取るべきと考えますがいかがですか」についてであります。厚岸翔洋高校が開設された平成21年度から、同校に通学する保護者の教育費負担軽減及び通学生徒の利便性向上を図る目的として、厚岸町高校通学バス定期券購入助成事業を実施し、通学支援として一定の効果を上げているものと考えられます。

また、令和4年度から、新学習指導要領に基づき、個人持ち込みによる学習用コンピューター端末を活用した授業が行われることになっております。

これを受け、翔洋高校から保護者負担の軽減と、入学者確保のために、町の支援を求められていたことから、新年度予算において、コンピューター端末の購入費を計上し、新たな支援を行いたいと考えております。

高校の生徒確保につきましては、学校そのものに魅力があり、中学生本人がその高校に通って学校生活を送ってみたい、保護者も子どもを通わせたいと思われるような高校になることが重要であり、このことが町内外を問わず、生徒の確保につながるものと考えております。

翔洋高校は、普通科と海洋資源科を有しており、それぞれの特徴を踏まえた学科間の連携や協力により、特色ある魅力にあふれた学校を目指しております。

学校への理解を深め、入学者の確保につながる取組として、町内小中学校との授業交流や、教員間の研究協議等も行っておりますが、今まで以上に、これらの内容を充実するとともに、翔洋高校の取組を町内外へ発信していく方策を検討してまいります。

このほか、文部科学省が令和3年度から新たに実施した、「マイスター・ハイスクール」と称される「次世代地域産業人材育成刷新事業」の実施について、翔洋高校と協議・連携を行い、学校の魅力向上と入学者の確保に向けた対策を講じてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 赤潮被害対策について、再質問をいたします。

ウニ漁については、4年間の水揚げ減が10億円の被害が発生、これについては分かりました。

支援のほうなのですが、各魚種、被害相当あると思うのですけれども、令和3年と令和4年の総体、いろいろ被害を被った水揚げ被害に対する国、道、町の合わせた総事業費というのですか、2か年で1億3,007万6,000円の支援事業を実施される。その内、町の負担は15%、1,938万9,000円を助成されると理解をいたしました。

この内、ウニについては令和3年と令和4年の両方の年で春種苗放流までで9,630万

円を支援すると理解をしたのですが、そういう内容でよろしいでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） お答えをさせていただきます。

お手元に配布の資料の中からのご質問かと思えます。9,630万円、この数字についてはウニに係るもので、これについては、すみません、事業費ということになっております。この事業費の内の15%、ウニに関してはこれの9,630万円の15%を町が持つということでありまして、ウニ以外の物も含めまして15%というのが、標の左下の1,938万9,000円ということでご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 先ほどの町長の答弁なのですけれども、被害を受けた魚種別の答弁でございます。最初に質問の答弁を求めたのですけれども、魚種別の被害どうですかと尋ねたのです。そうしましたら、漁獲量が減少している物もありますが、赤潮の影響が判明せずとの答弁でございました。これは、一瞬、僕聞いていて、ウニ以外の物は知らないよと、このように理解されがちなのではないのかなと感じたのです、冒頭でしたから。ただ、総体、後で調査をしていく中で判明していないので調査費も含めた中での事業でやっていくよと、こういうことで、今の時点ではよく分からないけれども、はっきりしているウニに支援をしていくのだと、こういうことでよろしいでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 今、議員おっしゃられたとおりでありまして、ちょっと表現の仕方がうまく伝わらなかった部分があるかと思えますが、調査等については、ウニ以外についても被害があるのではないかという地域の声がありまして、漁協を通じていろいろな調査は進めておりますが、赤潮による因果関係が分からないということでありまして、そのような答弁をさせていただきましたが、今後、漁業が、漁が始まっていけば、またその部分と、それと研究者による研究が進んでいけばはっきりしていくのかなと思っておりますが、今、議員がおっしゃられた内容については、そのとおりでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 既にカニ漁が始まっております。例年と比べてカニ漁の水揚げ状況について説明をしてください。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 今おっしゃられているカニにつきましては、毛ガニの漁が今始まっております。途中の経過であります、漁協に聞いている内容からいきますと、例年よりも若干少ない内容となっております、3月5日土曜日の現在で、昨年と比較して1.5トン程度少ないということ。それと、単価につきましても、残念ながら、水揚げが少ないにも関わらず、単価も下がっていると。これにつきましては、赤潮というよりは、コロナ等による流通の影響かなと分析しているところであります。

ただ、過去5年間を見ますと、それよりも前の資源量よりもかなり許可自体も減っていると。許可が減っているにも関わらず、漁獲もあまり伸びていないということもありまして、資源全体が減っている傾向にあると研究機関から伺っております。その中でも若干の水揚げ量の減少ということでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。

昆布等の調査費なのですが、288万円が補正されるわけでありましたが、昆布漁の調査、昆布の資源量の調査だと思っております、実際にどのような調査をされるのでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 昆布の調査につきましては、潜水による目視調査ということでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 ツブかご漁や昆布の被害、いろいろ浜では、まだツブ漁も始まっていないのですけれども、昆布漁も始まっておりません。ですけれども、去年の秋、赤潮被害があったと、影響があったということで浜の皆さん、非常に動揺しております。もし、被害が確定したときは、先ほどの答弁では何らかの支援をしていきたいという発言があったのですが、ぜひ、しっかり浜の皆さんが困らないように支援をしていただきたいと思います、どのような支援をされるのか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） お答えさせていただきます。

まず、支援の内容につきましては、漁が始まって、どのような状況になるかということがまずありますが、実際、被害額が出ていない、例えばツブにおきましては、今回の資料にもございますとおり、先を見越した中で、ツブの移植やツブの卵塊を取り出す試験事業等に取り組むという部分についても一部既に行いますし、同様に、仮に昆布漁が潜水調査等によりまして、生育の度合いによると思っております、その内容に必要な物とい

うことになると思いますが、同様のことは同じ海域を持っている沿海市町村におきましても、同様のことが出てくると思います。町単独で取り組めるものについては、まだちよっと形が、どれというのはありませんけれども、浜の皆さんが漁業を営んでいく上で必要な回復事業についてはしっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 全国豊かな海づくり大会プレイベントについてお尋ねをさせていただきます。

プレイベントの目的なのですけれども、大会開催に向け、気運醸成、そして豊かな海づくり活動を通じて、道民に環境保全の大切さを理解してもらいたい、大会後も環境保全の活動が道内全域に定着することを目的とされるということで理解をしております。

道内外から多くの皆さんが2か年にわたって厚岸町に来ていただける、その対応でございます。担当課含めて、町の職員の皆さん、大変な苦勞があると思いますが、ぜひおもてなしの心に専念され、オール厚岸、漁協、漁業者、商工会、学校などとしっかり連携をして、まずはプレ大会にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

1点だけ、ここでお尋ねをさせていただきます。

今回のプレ大会の、今の質問なのですが、本大会も環境保全、漁業者が、先ほどの答弁にありました、プラスチックなどごみを拾った場合、持ってきて処理をしてくれると、海の掃除をしてくれる、今までになかったことではないのかなと思っております。これらについて、口で言うのは簡単なのです。実際に漁業者の皆さんが持ってきた場合、それをどう処理されるのか、どういう指導をしていくのか、この辺について、もう少し詳しく説明してください。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 沖から漁業者が持ってきたごみにつきましては、今回、この海づくり大会を契機に関係各課のほうに海づくり大会に向けた気運醸成ということがございますので、それぞれの各課のアイデアも含めまして、現段階で検討している内容の一つでございます。当然、厚岸漁業協同組合との連携が大きなものになると思っておりますが、今まででも沿岸の浮き玉等、プラスチック類のごみ拾いにつきましては、関係課、それとうちの水産農政課、厚岸漁協と連携しながら進めておりますので、これは海づくり大会を契機に、さらに一步踏み込んだ形で、より一層、漁業者の方の認識を深めていただきながら、沖から持ってきた物を処理するということでありまして、まず漁業者の意識改革ということも一つの目的になるのではないかと考えています。

適正処理につきましては、今まで当然きちんとした形で処理されていると考えておりますけれども、より一層、認識を深めていただくきっかけになればということで、関係課と協力して取り組んでまいりたいというものでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 港町の冠水対策についてお尋ねいたします。

空きから冬にかけて満潮時のとき、厚岸大橋から旧市場岸壁を見ますと、満潮時、ツポツポになっている光景を多く目にしている町民は多いと思います。港町に住んでいる住民、港町で働く人たちは、港町の冠水対策を切望しております。

ただいま答弁がありました。厚岸町だけでは解決ができません。厚岸町は早期対策を強く、強く、国、道へ要望していくべきと考えます。いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） この冠水対策につきましては、答弁にもありましたとおり、現在、国の特定漁港漁場整備計画の中で湖北岸壁の嵩上げ、それと、いわゆる湖内地区、通称浦浜と皆さん呼んでいらっしゃる部分の護岸の嵩上げ、これによりまして、まずは天端を乗り越えてくる越波を処理するという形でございます。

今、国のほうで計画はありますが、議員おっしゃるとおり、計画年次がまだ何年かかかるということもございまして、先日のご質問のときも、私どもも現地に赴いて、写真等撮って送り込んでおります。できるだけ早く着工していただくと同時に、できる限り、簡易的なものであっても、何らかの対応をいただけないかと、国、北海道のほうに今申し入れしている段階でございますので、引き続き、それら要望を続けてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 漁港整備計画の中で、一番岸壁側、港町のほうでも前側のほう、湖内側のほう、奥のほう、こちらのほうについては、まだまだ何も見えないような気がするのです。港町全体突き出ています、ここから、この事務所を前にしてずっと。ですけれども、ここに住んでいる皆さん、津波が来たら、それから異常低気圧の高潮とか、いろいろな条件の中で、これらに対する防災対策というものが厚岸町として、やはり方向性が求められているときにあるのではないかと思うのです。

先ほどの答弁では、岸壁を嵩上げしますよということなのですが、どの程度なのかははっきりしません。そのくらいで足りるのかどうなのか。厚岸町として、港町、裏も表もあります。長いわけですから。この部分をどうしていくかということ、やはり今調査中ですよということなのですが、私は大きな視点で港町をどう防災対策していくのかという考えを持っていただきたい。そういうスケールで、やはり視点を持って、厚岸町としてどう役所のほうに陳情していくのだと。将来の厚岸町の港町はどうしていくのだというものを1回資料をもってつくってほしい。そんな思いで考えているのですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） まず、すみません、漁港の関係でどのようなという部分があったかと思えます。現在のところ、最初の答弁にございますとおり、地盤沈下が進んでいる状況ということでありまして、国のほうでは今湖内の地区につきましては、令和4年度にボーリング調査、それと水深の深さの調査、施設の健全度調査を行うと伺っております。その先、年次計画がまだ明解に示されておらず、当然湖北地区の岸壁も先にやるというようなことも聞いておりますので、当然湖内地区についてはその後になるかどうかということで考えておりますが、湖内地区、浦浜につきましては、地盤地下した部分と、現在の高潮の状況、低気圧時の水位を計算した内容でいきますと、場所によりまして、60センチ前後嵩上げするところ、それ以上のところもあると伺っております。湖北地区の真龍岸壁のほうにつきましては、今、西側のほうから既に嵩上げが終わっているところがございます。それと同様の高さ、レベルで厚岸大橋方向に向かって、今後嵩上げをしていくということでございます。

その嵩上げ以外にも、いろいろな分野、いわゆる漁港施設以外の部分、水の流れる施設の関係とか、様々な分野がございますので、これにつきましては関係課と協議をしながら、それと関係する国や北海道の機関、そことの調整も必要だと考えておりますので、そのように庁内で連携を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 湖岸通りの越波でございます。対応を検討したいということなのですが、実質的に既に氷が春に落ちてくるときに、玄関先まで乗り越してくるとか、高潮のときは越波して、工場の前が水浸しになるとか、実態にあります。このところについては、やはり早急に対応をしなければ、私は応急対応しなければならないと思うのです。これについて、もう少し検討されるということなのですが、もう少し具体的にどうされるのか答弁してください。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 湖内地区のこの対策につきましては、漁港整備自体は開発局、国の事業でございます。この事業が完了した際には、北海道が管理委託を受けているということもありますし、現段階でまだ開発局が工事始まる前で、現在北海道が管理をしているという部分もありますが、私どもとしては、今被害を受けている部分については、流氷と氷が入ってくるようなお話も伺っておりますので、管理者であります釧路総合振興局のほうに、水産課のほうに確認いたしましたところ、それらが入ってこないような、何か打ち込んで、止めれるようなことを検討いただくと現在は伺っております。ただ、どのような、簡易すぎてもあれでしょうし、大規模すぎると今度使っている漁業者の方のこともございますので、これにつきましては、管理者であります北海道と引き続き協議しながら、次の冬に向けて対応については協議してまいりたいと思えます。

ので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 翔洋高校の町支援でお尋ねをいたします。

平成21年4月、翔洋高校は統合し、名称を翔洋高校とされました。若狭町長、町長は昭和35年に、当時、北海道厚岸高等学校を卒業されましたOBでございます。本校の存在意義を誰よりも十分理解されておられると思ひます。

白糠町なのですけれども、同じ道立高校であります。白糠町ではICTや支援員の配置、各種補助により、白糠高校の教育環境を整え、質の高い学びを支援しますと銘打って、白糠高校教育振興協議会をつくり、ここをとおして七つの支援策を講じております。

まず、一つ、中国語と講師派遣で国際理解のサポートを助成。

2、支援員を配置し、ICT化、ふるさと教育をサポート助成。

3、振興協議会を通じて、学習塾あすなろ会へ提携し、衛生通信授業の活用を支援。

4、地域の大学生と協働した深い学びにつなげるための環境整備支援。

5、教材費のみで質の高い講義を受けられるよう、公営塾を設置。

6、検定試験等の受験料の支給。受験者は半額。合格者は全額支給。そして、介護初任者研修費用も全額補助。給付型奨学金で大学進学後をサポート。

七つ目、大学進学者3名に月3万円を卒業するまで返還義務のない奨学金を支給しております。

さらに、驚いたことは、白糠高校教育振興協議会をとおして、各種補助制度を実施しております。例えば、申したのですが、この助成でございます。助成額です。白糠町から平成22年度は117万8,076円の補助をしておるのですが、令和元年は、この金額が666万3,246円の補助をしております。これだけ白糠町はしっかり町として高校に助成をしております。私は同じことは無理でも、厚岸町として、やはりもっとしっかり高校のほうにアプローチを町としてするべきではないのか、斯様に考えます。同じことはお金のこともあるからできないかもしれない。でも、やれること、町として支援をできること、みんなで考えて、翔洋高校に魅力のある、行ってみたい。それから親御さんにとっても通学費用なり学費なり、安くなれば負担が少なくなる。魅力のある、やはり学校の支援を町として考えなければならない。そういう意味では、町として何ができるのか、待ちではだめだと思ひます。もう一步、何ができるのか。私は白糠と同じこととしてほしいということは望みません。今できること。少しでも、これから少子高齢化、子どもが少なくなる。それでなくても釧路のほうに子どもたちは行こうとする気持ちが多い中で、厚岸町の翔洋高校に行きたいなど、費用の面でも助かるとか、いろいろな面で視点があると思ひます。もう一步、考えていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 翔洋高校への支援、私も今行われている、先ほどの答弁にもございましたけれども、今行われている支援で十分とはもちろん思っておりません。その一方で、道立の高校であります。したがって、町として中身をどうのこうのということができませんし、むしろ私は道立高校の側でこういう高校づくりをしたいのだ、今考えているのだということで、教育委員会として、あるいは町として、こういうことができないだろうかというような一つの話の流れとして、町立学校ではないので、一つの話の流れとして、魅力のある高校づくりに持っていくための一つのそういう大きなうねりをつくっていくきっかけとして、やはり高校のほうから、あるいは道教委のほうからいろいろな働きかけがあってもいいのではないのかな。それを待ってどうこうするという考え方というよりは、私どもとしても魅力ある高校づくり、高校をつくっていきたいと。町内外から翔洋高校に通いたい、そしてそこを卒業して、自分はこんな進路を選択していきたい、そういう子どもの進路に関わる部分のサポートにも関わってくる重大なお話でございます。

話の持っていき方としては、やはり町のほうから率先して、前面に立って高校づくりをというよりは、先ほど申し上げましたように、高校としてどういう高校にしたいのかということが先なのではないかなという思いは持っておりますが、しかし、最初に申し上げましたとおり、翔洋高校に対する支援がこれまでどおりで十分だとも考えておりませんので、今後翔洋高校のほうといろいろ話し合いを進めながら、何ができるのかをさらに模索をしてみたいと思っておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 一番最後の部分で納得しました。町長もOBかもしれません、統廃合された、私も潮見高校の卒業生でございますから、議員として、やはり責任があると思うのです。今の教育長の答弁で、そのとおりだ、教育長が一生懸命やっていないということを行っているのではないのです。一生懸命やっているのだろうけれども、やはり町として何ができるのか、待ちではだめだと思うのです。一つでもいいから翔洋高校のほうに出向いて、どうだろうと、何かないかいと、そういう姿勢というのがやはり必要ではないかと斯様に思うのですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 翔洋高校の、ちょっと話が横に逸れてしまうかもしれませんが、翔洋高校を卒業して、現在釧路管内で教員をしている卒業生の方もいらっしゃいます。あるいは、学校の中で公務員として、学校で仕事をされている方も翔洋高校の卒業生の中にはいらっしゃいます。また、さらに厚岸の役場、それから漁業協同組合、それから町内の各種事業所、いろいろなところで翔洋高校を卒業して活躍されている方がいらっしゃいます。ほとんど、今申し上げましたのは普通科卒業生の中身になると思っています。そのほかにも海洋資源科を卒業して釧路管内の様々な、あるいは道内の様々な優良企業の中で活躍されている卒業生もいらっしゃいます。今、私が申し上げた方々、

非常に職場での評価も高く、非常に優秀な職員として活躍されています。

こういったすばらしい卒業生を輩出している翔洋高校、これがなかなかPRが足りないのではないのかなど。もっともっと、そういう翔洋高校卒業したこういう方々が、活躍されている方がいらっしゃいますというようなことを、もっとこれからもどんどんPRしていかなければならない。例えば、そういう部分でも教育委員会としてやれることはまだまだあると思っていますし、翔洋高校とタイアップして、そここのところはもっともっと進めていかなければいけないのかな。

いずれにしても、中学校の側で言えば、学力点数に見合った進路指導ではなくて、生徒そのものが将来どういう大人になりたいのか、どんな職業を選択したいのか。そこに近づいていくような進路指導も、また中学校の側では必要だろうと思っています。

そういうことで、高校そのものの魅力化も含めて、それから中学校での進路指導の在り方も含めて、教育委員会として今まで以上にやれることはあるのではないのかなと思って先ほどの答弁もしたところでございますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（堀議員） 以上で、5番、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、6番、佐藤議員の一般質問を行います。

6番、佐藤議員。

●佐藤議員 第1回定例会に当たり、先にご通告申し上げました大きく2項目についてご質問を申し上げます。

最初に、防災力の一層の強化についてであります。2月25日新年度予算の報道発表が町長からございました。その記事の最後に、町民の命を守ることを最優先にスピード感を持って全力で施策を進めるとのお話が載っておりました。町民感情を共有した発言に大変心強く感じた次第であります。

さて、現在、厚岸町では46か所の避難場所・避難所が指定されております。その内、24か所の建物施設が避難所となっております。避難所となっても備蓄の飲食料品等もなく、残りの避難場所についても場所の指定だけで多くは備蓄が不足しているように思われます。もちろん、限りある予算の中で年次的に整備されていることとは思いますが、今後どのように進めていくのかお伺いを申し上げます。

今、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震津波対策が急がれております。そこで厚岸町では、津波の際、避難区域の指定とは別に、町民が感じる避難困難区域はないのでしょうか。一般論としてお伺いをいたします。

また、過去の質問の中で、避難タワーについても調査、そして研究を進めるとの答弁がありましたが、現在までどのような調査あるいは研究をされ、今後どのように対策を進めていかれますか。伺います。

また、現在まで避難階段等の整備が行われておりますけれども、避難タワーあるいは避難ビル等の計画が進まなかった課題あるいは隘路はどんな理由からなのかお伺いを申し上げます。

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策の特別措置法の改正案が今国会に提出されるとの報道があります。南海トラフと同様の財政支援があるのではないかと期待しておりますけれども、仮に特措法が改正となり、5年度に施行されるとすれば、今回の津波避難ビルをはじめ、それらに準ずる必要な施設整備に向けて庁内議論を進めていくべきと考えますがいかがでしょうか。

次、2点目であります。成人式についてお伺いを申し上げます。

このたびの民法改正により、成人年齢が18歳に引き下げられます。令和5年の成人式はどのようになりますか。

以上、お伺いし、最初の質問といたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の防災力の一層の強化についてのうち、(1)の「建物施設のない避難場所には、テントや暖房器具のない場所もある。今後、段階的に設備していく必要があると思われるが」についてであります。津波の指定緊急避難場所につきましては、本年4月からヤマト運輸株式会社厚岸営業所の駐車場を、避難場所として使用させていただくよう準備を進めており、これを含めると47か所となります。

このうち、屋外の避難場所で、テントや暖房器具を備えていない避難場所は、住の江や筑紫恋地区などに7カ所あります。

これらの避難場所については、冬季の避難を想定すると、テントなどを備えるべきと考えますので、改めて避難場所の状況等を確認しながら、近隣のテント等を備えている避難場所への移動の可否なども考慮しつつ、必要な場所へのテントや暖房器具の配備について検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)「千島海溝沿いの巨大地震・津波対策が急がれる」のうち、アの「避難困難区域と考えられる地域はないか」についてであります。避難困難区域につきましては、北海道から示されている津波避難計画の策定指針において、津波到達予想時間や避難可能距離などから、津波到達時間内に避難目標地点まで到達可能な範囲を設定し、この範囲から外れる地域を避難困難区域として抽出するとされております。

厚岸町では、この指針で避難歩行速度の目安としている高齢者の自由歩行速度や群衆歩行速度等を考慮した毎秒1メートル、分速にして60メートルを基準として、津波到達時間内に避難可能な場所を指定避難場所として選定し、さらに職員が実際にゆっくり歩いて確認をしていたことから、これまで避難困難区域として定めている地域はありませんでした。

しかし、昨年12月に国が示した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定において、津波による人的被害の算定で設定した平均歩行速度は、毎秒0.62メートル、分速にして約37メートル、平野部の積雪路面での避難行動要支援者との同行避難では、秒速0.42メートル、分速にして約25メートルであり、町の指定緊急避難場所設定時の歩行速度と比較すると、およそ6割から4割ほどの速度に低下しております。

北海道が示す避難計画策定指針において、避難困難区域の抽出に当たっての歩行速度

などの基準の改訂は、まだ行われておりませんが、国の被害想定で設定した、歩行速度や避難開始時間などを考慮すると、町内においては港町地区の一部など、最寄りの指定緊急避難場所まで一定の距離がある地域においては、いわゆる避難困難区域となるものと考えております。

なお、避難困難区域等の詳細な検証につきましては、北海道防災会議のワーキンググループにおいて、北海道沿岸部の自治体ごとの被害想定のほか、防災対策や減災目標を定める作業が進められており、この想定や目標が公表された後、想定に用いた数値などを基に進めてまいりたいと考えております。

次に、イの「過去の質問で、避難タワーについても調査・研究を進めるとの答弁があったが、現在までどのような調査・研究をされたか」についてであります。昨年の1月に防災担当職員が別海町野付半島にある避難タワーを視察し、別海町の担当職員から説明を受けるなど、他の自治体の事例を研究しているほか、避難タワーに限らず、町有施設の改修や建設等を行う際に、避難施設として複合的に設備することができないかなど、検討してきたところであります。

次に、ウの「避難困難者の最後の砦となるタワーの建設が進まない課題は何か」についてであります。避難タワーに関する調査・研究については、先ほどの答弁のとおり行ってきたところであります。ご質問にある、建設が進まない課題については、町内に避難困難区域として定める地域がなかったこと、避難施設等を整備する際の参考となる建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める、いわゆる「せき上げ高」となる基準水位が、昨年10月まで示されていなかったことのほか、自治体共通の課題として、施設整備に要する費用が多額であり、その財源確保が困難であることが課題として挙げられます。

なお、今後の避難困難区域の見直しにおいて、対象区域となることが考えられる港町地区におきましては、老朽化して耐震性が低い生活改善センターの建て替えを検討してきたところで、令和4年度にその基本設計を行う予定でありますので、この建て替えにあたっては、避難ビルとしての減災機能を備えた集会施設として整備していく方針であります。

次に、エの「千島海溝沿いの巨大地震・津波対策について、今国会で改正案が提出されるとの報道があります。南海トラフと同様の財政支援があるのではと期待されますが、仮に特措法が改正となり5年度より施行されるとすれば、今からタワーの建設に向けて庁内議論を進めていくべきではありませんか」についてであります。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正については、現時点で法改正に係る国などからの通知はありませんが、議員立法による法改正案の骨子をまとめ、今国会での成立を目指すとの新聞報道等がされているところであります。

特別措置法が改正され、南海トラフ巨大地震対策の特別措置法と同程度の支援が受けられるようになると、避難施設などの整備に対する国の補助率の引き上げなどが期待されるところであります。その対象となる特別強化地域の具体的な指定基準は、法改正後に国が定めるとされており、まずは、法改正の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、北海道が示す予定の被害想定や減災目標に応じて避難困難区域等の検証を進めつつ、避難タワーなどの避難施設整備が必要と考えられる場合には、法改正による補助金等の活用も視野に入れながら、避難施設の形態も含めて検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

2点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、2点目の令和5年の成人式について、「民法の改正により、成人年齢が18歳に引き下げられますが、厚岸町の成人式はどのようになりますか」についてお答えいたします。

「ア、対象年齢はどうなりますか」についてであります。厚岸町では、例年1月5日に厚岸町成人式実行委員会が主催し、前年の4月2日からその年の4月1日に20歳になる方を対象に開催しております。

令和4年4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられますが、成人式について対象年齢や開催時期などを定めた法令はなく、実施する各市町村において、対象者の範囲や日程を決めて実施されております。

厚岸町では、昨年11月10日開催の厚岸町成人式実行委員会において、18歳は在学中の高校生が多く、受験や就職の時期にあることから、例年通り20歳を対象に開催することが望ましいとの結論となったものであります。

また、式典名称は成人式ではなく、二十歳の集いなどに改める予定としています。

次に、「イ、18歳で行うとすれば、令和5年は18歳から20歳の方が対象となるのか」についてであります。令和5年では、20歳を対象として開催する予定としているところであります。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 再質問させていただきます。

この議会の前に、2月に一般質問の通告を出していたものですから、今朝の町長の町政執行方針を聞いていたら、大分聞くことが、この中で答弁のような形でなされておりますので、その点は簡単にご質問いたしたいと思っております。

最初に、資機材等の備蓄の整備の関係でありますけれども、今度47か所ということで、私、資料いただいたときには46か所でありました。それで、湖南地区の一部についてちょっと見たのですが、46か所申し上げるわけにもいきませんので、例えば消防庁舎を除いた真龍神社の境内から山の手の会館に至るまで、6か所あるのですが、資機材、備品はありますけれども、例えば飲食料の備蓄がないとか、ほかのところを見ると様々そういうような実態にあるわけでありまして。答弁でもこれから計画的に整備を進めていくということですので、そのことできちんとスピード感を持って、いつ来るかわからない災害でございますので、一つよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、私が一番その中で心配したのは、実は心和園裏山避難場所というところなのです。裏山避難場所ですから、場所しかないのですよね。避難所がないということなのです。それで、ちょっと以前に質問通告出した後見たのですが、ちょうど雪があったものですから、高台になって、こう上がっていくのですけれども、上がり口も舗装になっているのか砂利道だったかも分からないし、ましてや場所ですから平らなところだと思うのです。これがテント10張りなのですよね。テント10張りで真冬というか、冬期間にもし、もちろんなければいいのですがあったときにテント10張りを張って、心和園にいる要介護者から介護者までを非難させて一晩避難をして泊まり込むとか、そういうときがあったときに、果たしてテントとストーブだけで本当にいいのかどうか。あるいは夜来たときに当直した人だけでいけるのかどうか。それから、冬期間除雪がされているのかどうか。そういうことを考えると、この46か所の中で一番心和園の避難場所が心配だなと思っております。

ただ、これも町長の町政執行方針の中で老朽化が進んでおりますから建て替えに向けた具体的な検討を進めてまいりますということでありますので、このときには、もちろん、今の場所から水がつかない高台、少し高いところになるのではないかなと思っておりますけれども、完成に至るまで、もしそういう災害があればということを考えれば、場所ではなくて、例えば、今簡易的な建物でも結構丈夫で、10年や20年もちますから。そういう簡易的な建物でも置かないと、テントとストーブだけでは、果たして高齢者が過ごすことができるのかなと、その辺が心配なのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 心和園裏山の避難場所についてでございますけれども、議員おっしゃいますとおり、確かに心和園の入所者があそこに全員避難するということであれば、テントで冬に過ごすということは大変厳しいものがあるのではないかと感じるところでございます。心和園においても、独自に避難の計画というものをつくっていただくようにしております。

そういった中で、具体的な対応というのは施設として検討されていることとは思いますが、この津波の想定される程度にもよりますが、先般の遠地地震のような避難に時間的な余裕がある場合ですと、太田に、ラクトピアに避難するというのも考えられることでございますけれども、今想定されている千島ですとかという場合ですと、そういった時間も当然ありませんので、そういった心和園の入所者の避難につきましては、避難困難の区域の検証と合わせまして、当然避難場所についても同時に見直しをかけながら、その辺は心和園とも相談しながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 現在まで避難タワー、避難ビル等についても調査研究をされたということで

ご答弁ありました。1月に防災担当職員が別海の津波避難タワーを視察し、別海町の職員から説明を受けるなどいたしましたということでありますけれども、我々議員は前に別海行っているのです。それから、その前には、これは公費で行ったのですが、高知県にも行きました。それから、今年の11月には北海道2か所目の蘭越にも行ってきました。蘭越は津波の遡上高がそう高くないものですから、2メートル50か3メートルくらいの施設なのですが、ただそれは地区が80件くらいある場所に建っているのですけれども、普段災害が起きたときしか使えないということになれば、鍵をどう開けるのだとか、誰が持っているのだということがあるものですから、常日頃、日常的に集会所なんかに使えるような施設になっておりました。そんなことで、自らダイヤルをあれて、そして使えると。それから、役場の人に来て開けなくても、災害があったときには自分から避難できると。そういう施設でもございました。参考までにお話申し上げました。

いずれにしても、町長の答弁にありましたとおり、今度津波避難ビルということでありますから、タワーであれば、まさに災害、津波があったときしか使えないというような施設でありますけれども、今度は避難ビルということですから、もう少し複合的に使える施設になるのではないかなと勝手に思っておりますけれども、これから基本設計やら何やらということになるのでしょうかけれども、今ここで答えられる程度で結構ですけれども、こんな機能を持たせるように考えていますよとか、こういう形になりますよとか、津波以外でもこんな施設で利用できますよとか、そういうものがもし説明できるのであれば、せっかくの機会ですからお話いただければありがたいと思います。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

佐藤議員の今日までの数度にわたる津波タワーの問題、また先ほど私の命を守ることに対する称賛をいただきありがとうございます。

そういう中で、佐藤議員の質問以来、私ももちろんですが、各課挙げて、いろいろな津波タワー、ビル等について情報を収集しているところであります。お話ありましたとおり、高知の黒潮町、そしてまた議員が視察いたした蘭越町、そして別海町、それぞれの情報を集めておるところでございます。

そういうところで、やはり質問につながったこととお話させていただきたいと思っております。

今、質問がございましたとおり、生活改善センターの建て替えについて、佐藤議員の質問に関係あるのです。やはり、それぞれ命を守ることに対してのビルなりタワーの大切さというものを私自体も改めて感じ取ったところであります。そういう意味において、今回建て替えに当たって、やはり防災的な役割も果たす施設をつくるべきだという観点から、今回予算を計上いたしましたところでございます。この点については、ご理解をいただきたいと思います。

しからば、具体的にどういうものを考えているかということでありますが、現段階は情報だけはいろいろと入れておりますが、基本設計をすることは間違いございません。

予算も計上していることですから。その中で、いろいろと協議をしながら、避難防災を維持できる建物にしていかなければならない、そういうことでございますので、現段階で内容を知っていればということでもあります。そういうことで、今基本設計にかかるということだけを答弁とさせていただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 分かりました。

今、厚岸町ばかりではなくて、人口が減少しております。自然減あるいは社会減、それに加えて、天寿を全うしないで災害によって命を落とすと、そんなことのないよう、これからも町長におきましては、一層の、できる限りの防災対策を今後とも進めていただきたい。1点目の質問の最後をお願いを申し上げたいと思っております。

次に、成人式の関係です。

教育長、年取ると、何か物事、心配事が多くて困るのです。それで、成人式の話に急に思い出したのですが、来年の話をするとう鬼が笑うと言いますけれども。先ほど答弁にあったとおり、式のやり方によっては二十歳でやりますよとか、それから18歳は受験とか就職前に何かやって、月をずらしてやるとかという、内地で調査もあるみたいなんです。18歳からやるのですけれども、18歳、19歳、二十歳と一緒にこうしないで。そんなこともあるようですけれども、それだと年子の女の子の子どもがいるとか。そうすると成人式の着物も二組いるとか。そうすると親御さんも経費かかるなと思って、そんな心配があって、実はこんな質問をさせていただいたのです。

今度、二十歳の集いということで、二十歳になったらそういう集いをやるということでございますから、そういう心配もなくなりましたので、よかったなと思っております。

まだ質問用意したのですけれども、町政執行方針にほとんど町長答弁されているものですから、書いたやつの3分の1しか用足さなくて、大変失礼しました。議長、終わります。

●議長（堀議員） 以上で、6番、佐藤議員の一般質問を終わります。

次に、3番、室崎議員の一般質問を行います。

●室崎議員 先に提出いたしました一般質問通告書に従って、ご質問申し上げます。

1点は、国定公園についてであります。

1として、国定公園制度の趣旨をお聞きします。

2点目として、国定公園昇格を期して、厚岸町はどのような施策を展開していくのかお答えいただきたい。

2番目として、給食の食材についてであります。

町施設における給食提供食材には、できる限り農薬を多用した食品や遺伝子組換え食品及びゲノム編集食品等の使用は避けるべきだと思っておりますが、町はこれについてどのようにお考えでしょうか。

以上、大きく分けて2点お聞きいたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「国定公園について」のうち、(1)の「国定公園制度の趣旨」についてありますが、37年に及ぶ北海道などに対する要請活動が実を結び、昨年3月30日に厚岸道立自然公園と、その周辺地域が「厚岸霧多布昆布森国定公園」として指定されたところであります。

国定公園は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、自然公園法第5条第2項の規定により環境大臣が関係都道府県の申出により、中央環境審議会の意見を聞き、区域を定め指定するもので、その目的は、自然公園法において「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保を寄与すること」とされております。

次に、(2)の「国定公園昇格を期して厚岸町はどのような施策を展開して行くか」についてであります。当町は、多様で優れた自然環境・文化景観や、貴重な野生動物が分布する傑出した自然の風景地を有しており、これらの保護・保全と有効活用を進めていくほか、魅力ある食や地場産業などの地域資源を最大限に活用し、国内外の人を選ばれる観光地づくりを進めるとともに、近隣市町村などとの広域連携を図りながら「厚岸霧多布昆布森国定公園」の魅力ある観光施策の展開や多様な情報発信により、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

町では、これらの施策を進めていくため、令和4年度に新たに「厚岸町観光振興計画」の策定を予定しており、本年2月に、庁内の関係する課等で組織する「観光振興施策検討委員会」を設置したところであり、今後、この委員会での検討のほか、マーケティング調査や、関係団体等からのご意見をいただいた上で、国定公園を含めた観光振興の方向性を示すとともに、地域資源を活用した魅力ある観光地づくりに向けた施策を展開してまいります。

また、令和3年度に、釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会で実施した観光情報誌でのアンケート調査では、「厚岸霧多布昆布森国定公園の指定を知っていたか」との質問に対し、「知っていた」との回答が20パーセントと低かったため、さらなるPRを行い、知名度向上を図っていく必要があると考えております。

このため、町では、新たに観光パンフレットを作成し、道内外の観光案内所などへの設置や、観光PR動画を作成し、動画配信サービスや厚岸味覚ターミナル・コンキリエ等で放映するほか、釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会による、テレビやラジオ、SNSでの広告などでPRを実施してきたところであります。

今後も、国定公園を有する釧路町や浜中町、標茶町と連携して、厚岸霧多布昆布森国定公園の認知度向上と、さらなる観光客の誘客を図るため、積極的なPRを行ってまいります。

このほか、町と厚岸観光協会の共催で、地元ガイドの養成講座を開設し、観光客の受入体制整備を図るほか、町内の経済産業団体で構成する厚岸町観光プロモーション実行

委員会で、環境活動で活躍する著名人の後援会を実施するなど、環境保全と観光振興への意識向上と観光推進体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

続いて、2点目の給食食材について、「町施設における給食提供食材にはできる限り、農薬を多用した食品や遺伝子組換え食品及びゲノム編集食品等の使用は避けるべきと思うが」についてであります。保育所給食では、主に町内生産者、町内販売業者から仕入れを行い、道内産・国内産を中心とした食材を使用しております。

冷凍食品・大豆食品などの食材については、表示義務の有無に関わらず、成分表や証明書の提出を求め、遺伝子組換え食品等が含まれていないことを確認した上で、安全を最優先した調達をしております。

また、特別養護老人ホーム心和園と在宅老人デイサービスセンター並びに町立厚岸病院と介護老人保健施設ここみで使用する給食食材についても、それぞれの施設において、遺伝子組換え食品等が含まれていないことを確認した上で、安全を最優先した調達をしております。

なお、ゲノム編集食品の取扱いにつきましては、国は、遺伝子組換え食品等に該当しないとしております。

このため、安全性審査や表示義務はなく、こうした新たな育種技術を利用することについては、様々な意見があることから、国をはじめとした関係機関の最新の科学的知見など、その安全性を含め情報収集に努めていくことが重要であると認識しており、現段階での使用はありません。

さらに、これらに関する、町の施設全体での取組としては、保健福祉課、特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの指定管理者、町立厚岸病院並びに教育委員会で構成する「給食食材安全検討連絡会議」により、相互に研究、情報交換を行い、給食食材の安全を図り、安心できる給食提供に努めているところであります。

私からは、以上であります。

小中学校の学校給食については、教育長から答弁があります。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、2点目の「給食食材について」のうち、学校給食に関係する部分についてお答えいたします。

学校給食センターにおける食材の選定につきましては、生産者が明確である道内産や国内産の食材を中心に使用しており、人体や環境に与える影響について、不安がある食材・食品は使用しないなど、安全を最優先としているところであります。

また、食材・食品を納入する事業者に対しても、遺伝子組み替え食品等が含まれていないかの確認を行い、海外の食材を使用した食品を用いる場合も、同様の対応をしております。

なお、ゲノム編集食品の取り扱いにつきましては、国は、遺伝子組み替え食品等に該当しないとしております。

このため、安全性審査や表示義務はないことから、健康への影響に関しては、消費者自らが判断しなければなりません。教育委員会といたしましては、こうした新たな育

種技術を利用することについては、様々な意見があることから、国をはじめとした関係機関からの最新の科学的知見など、その安全性を含め、情報収集に努めていくことが重要であると認識しており、現段階での使用はありません。

- 議長（堀議員） 室崎議員の一般質問再質問以降については、休憩後といたします。
議会広報特別委員会並びに議員協議会等開催のため、議会を休憩といたします。
再開を午後3時30分といたします。

午後2時37分休憩

午後3時30分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。
室崎議員の一般質問再質問から進めてまいります。
3番、室崎議員。

- 室崎議員 残り時間何分ですか。

- 議長（堀議員） 48分です。

- 室崎議員 はい。

ご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それで、まず国定公園に関してなのですが、私の受けた印象は、総論についてはいろいろと言っているのだけれども、確論を子細に注意深く聞いていますと、観光客さんいらっしゃいという以外に出てこないのです。それで、ちょっと大元の話からさせていただきます。

第6期総合計画、総合計画策定の背景というのが第2章にありますね。その厚岸町の課題、第7節、その冒頭が自然との共生に向けた環境保全の推進と、そのように書かれています。実に的確に我が町の課題を示していると思っております。

自然公園法というのがございます。国立公園から都道府県立公園まで。この中で、第1条目的は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とすると、このように書いています。これは、第6期総合計画と同じことを言っていると解釈できます。

それで、この厚岸町が約40年、切に願ってきた国定公園昇格は何なのかということ、結局はこの自然公園法の目的、これをきちんと踏まえたまちづくりをしていこうということではなかったのかと、そのように私は解釈しているわけです。

それで、その観点からちょっと言いますが、本論に入る前に言いますが、観光地となったときの最悪のパターン、それはブームとなってどっと人が来る、そして潮が引くようにいなくなる。後にはごみの山と荒れ果てた自然が残る。これが最悪のパターンです

よね。全国でこういうところが幾つもあるようです。それをどうやって避けるか。本来の自然公園法の目的を達成し、同時に持続可能な観光業と言いますか、それを育て、そして厚岸町の豊かな実りある町をつくっていくということになるのではないかと思います。

それで、まず二つの方面からお聞きしますが、一つは、今言ったような最悪のパターンを避けるために、どのように持続可能な観光、それをこしらえていくかということだと思いますが、そういうことでの具体的な検討というものはされておりますでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 持続可能な観光という部分については、検討というものはこれまでしていなかったのかなと思っております。ただ、例えば湿原に入りますとか、そういった部分についてはルールを守ってということで、ルールを決めて利用をしているというところがございます。

実は、令和4年度の事業になるのですが、官公庁の事業でサステナブルな観光コンテンツ強化モデル事業というものがあまして、これに、今、観光協会のほうで手を挙げようとしているところがございます。内容については、持続可能な観光の受入れといいますか、そういうものの構築といったものを考えております。

厚岸町、優れた自然、そして食、環境でございますので、それらを来られる皆さんに知ってもらおうといったような事業で、これ、まだ採択されたわけではございませんが、こういうようなものも今どんどん踏み込んで、こういったものにも取り組んでいきたいと思っております。

●議長（堀議員） 3番、室崎委員。

●室崎議員 質問者をお願いします。端的な答弁をしてください。

それで、そのサス何とかという話が出てきましたが、実は厚岸町は、今私が質問したようなもので、何にもありませんなんてことはないのですよね。全国でというか、全世界で一番最初に手本になるようなことをやっているのです。それ、頭はないのですか。胸張ってそういう話から入ってくると思ったのだが。カヌーの受入れ体制というもので、体制つくっているでしょう。これは、人が川にカヌーで入ってきたら、生態系にどのような影響を与えるか、それをまず綿密に調査していますよね。調査した上で、その科学的見知に基づいて、ここまでなら許容できると、この位置なら許容できるとしてカヌーの発着所、乗り込む上流と下りる下流つくりましたよね。それから、1日に何艘というのか何隻というのか知らんけれども、その数量の限定もしましたよね。

そうすると、カヌーで入ってきた人たちも十分楽しめるし、環境負荷という点でも最低限に抑えられるという、これやっているではないですか。全然そういうものが頭に浮かばないということは考えてなかったということですね。自分たちでやったことを忘れて、国か何かはその、今の片仮名語でもってやり出したものに飛びついて、それもまだ

採択されているかどうか分からないけれどもというのでは、あまりにもお粗末である。そう言わざるを得ません。もう少しやります。

この受入れの体制というものは、いろいろな意味で非常に重要だと思います。そして、これがきちんとしていないと、いろいろなところに環境負荷を与えてしまう恐れがあるのです。

これはちょっと余談ですが、この前テレビで、今コロナでこういう観光業の業者が非常に苦労しているのだけれども、その中で、既に先を考えている人たちが厚岸にも入ってきている、そういう番組がありました。この人たちは非常にしっかりしてしまして、愛冠の先だとか、それから浜中町のいろいろな景勝地だとか、ずっと巡っているのです。そのときに、ここも来たのかもしれないけれども、キャンピングカーでどこまで入っているのか。それから、火を焚くのありますね、キャンプファイヤーですか、それはやれるのか、やれないのか。それから、トイレや水、そういうものについては自分たちで処理しなければならないのか、何かがあるのか。そういう項目を全部つくって調査しているのです。

これは、本当にしっかりしている人たちだなと思って、私見ておりましたが、実はこれ、ひっくり返して言うと、その当たりを全然意識しない人が入ってきて、勝手なことやられたら、がちゃがちゃになるということです。

そうすると、受入れ側としては、みんなちゃんとやってくれるということを前提にしては、受入れ体制はつくれないのですよね。そういうものについても、きちんとした受入れ体制つくっていかなければならない。それは、一人でも多くの人に来てくれることがありがたいですから。

それと、もう一つは、各地で見られる、これも悪い例として、いろいろな本だとか報告書に出ているのだけれども、観光地の対応なのです。今、こういう自然公園法なんかでいう生態系や豊かな自然を満喫したくて都会から来る人が多いのです。そうすると、風のそよぎだとか、鳥の声だとか、そういうものを満喫したくて来るのです。そして、その拠点に来ると、そこにはお店が並んでいて、競争でぎんぎんとスピーカーで流行歌か何か流しているのです。鳥の声も何もあったものではないと。こういう不満が出てきているわけです。

すなわち、観光ということで来る人の望むことと、地元が与えようとしているもののミスマッチ、これもあるわけです。そういうようなことを含めて、地元の受入れ体制というもの、これをぜひ検討していただきたい。いかがでしょう。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） まず、1点目のカヌーの規制の件、私の認識不足、大変申し訳ございません。実施しておりました。

観光客の望むことと、こちらから与えることという部分については、町長の答弁にもありましたけれども、観光振興計画というものを来年度作成する予定でございます。この中でもいろいろな調査というものを実施します。マーケティング調査等も実施します。そういった旅行者の意見も聞きながら、この観光の受入れというものについて進め

ていければなど、この観光振興計画で定めていければなど思っております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 よろしくお願ひします。

それから、もう一つ、これに関連してなのですが、厚岸がというのではないですよ、全国でいろいろある例ですよ。それで、観光客がどっと入ってくることで、地元の人々の生活が阻害されるという例があるのです。今、ちょっとこのコロナで少し下火になっているから、それほど顕著ではないのかもしれないけれども、京都だとか鎌倉だとか、あそこを見ますと、もう人で人で。嵯峨野というのは竹藪の中を落ち着いて入るところなのですけれども、そこがびっしり観光客で、もう楽しむも何もないのです。そういうような状況になってしまうと、地元の人が、だから観光なんて、そんなものやらなければいいのだということに行きがちなのです。ですから、地元、厚岸で言うならば、厚岸の町民の生活、それが阻害されないような形で進めていかなければなりません。

その上で1点だけちょっと気になるのを、この機会だから申し上げます。このところ、2年くらいコロナで何もないのですけれども、桜の時期、桜・牡蠣まつりというのをやりますね。そうすると、厚岸の子野日の桜、見事ですから、近隣からもたくさん人が集まります。それで、時間帯によって、橋に登りも下りも渋滞してしまうことがあるのです。これ、前に私議会で一遍言ったことがあるのですが。このときに、もし湖南地区で心臓疾患だとか脳卒中だとか寸刻を争うような病気が起きた場合、これ、どうする気なのだということなのです。これ、前にも言ったのだけれども、検討しますでそれきりなのです。審議会か何かで話したら、そういう問題もあるけれども時期尚早だと言ったなんていう噂が流れてくるのです。これは、やはり、もしそういうものが起きてしまったら、桜まつりなんかやるからだという声になりますよ。こういうことも考えていただきたい。いろいろな方法考えられると思いますけれども、それが一つです。

もう一つは、この自然との共生、環境保全というところから申し上げなければならぬのは、自然保護とか環境保全の意識を持ってくださいというような抽象的なことを言っても、町民は振り返ってはくれません。そうではなくて、厚岸にある自分たちが普段ありふれている、いつも見ている、どこにでもあると思っている、この自然が、実は世界的に見てもそうない宝物なのだということをみんなが知れば、大事にするなど言たって大事にするのです。その啓発、そういうものが十分に行われているかどうか。どう考えていますか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 桜まつりの大橋の渋滞の件でございますけれども、これについては、以前の議会でも質問をいただいております。

実施する前には、受入れ対策会議というものを開催しまして、消防署、警察等も含め、会議の開催をさせていただいております。渋滞、今の消防の位置も大橋の状況とかも見れますので、状況に応じて、向こうの消防に人を配置するだとか、そういうような

ことでやっておりますが、交通渋滞が起きないような、そういう交通整理というものもしてはいるのですけれども、スムーズに車が動けるような仕組みというものも考えたいと思います。

あと、普段見慣れている風景がすばらしい景色になっているということでございますけれども、それについてはSNS等での情報発信と、本当に我々、普段見慣れている状況の風景でも、そういったSNSで発信をしてございますので、これについては継続して情報発信というものをしていければなと思っております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 水鳥観察館所管になると思いますが、学術奨励金制度というのがありますね。これは、もう二十何年になりますね。20年たったときに20周年記念の冊子も出していますね。そこでは、この学術奨励金によって行われたいろいろな厚岸の興味ある事例というものも簡単に記載されています。こういうものを見ると、いかに厚岸というのが豊かな、太古からの自然をいまだに残している場所であるかと。すぐそばに人が住んでいるのに、これだけ豊かな自然が残されているということがよく分かるわけです。今、いちいち申し上げませんが、例えば、私たちがトンギョと呼んでいるトゲウオ、これなんかイトヨとトミヨが同じ湖沼の中において棲み分けているなんていうところは世界中でないそうです。これは、もしかすると国際会議が厚岸で行われるかもしれないというような話まで一頃は聞きました。そういうものがあるわけですね。

その資料というものをたくさん、水鳥観察館所管で厚岸町は持っているわけです。そういうものを町民みんなが興味を持って分かるように、どんどんPRしていく必要があると思うのです。今の状態では宝の持ち腐れだ。その点についてはどのように考えますか。

また、海事記念館というのがありますね。そこでは厚岸町のいろいろな資料、その中には人のつくったものだけではなくて、自然との関わりでいろいろなものがありますよね。そういうものも、来た人が説明もなしに見るだけで終わっているのが今の状態でしょう。これらについても、いろいろな方策を考えていく必要があるのではないですか。それは、第一に観光客相手ではなくて、まずはここに住んでいる人たちが、自分の住んでいるところは、こんなに豊かなところなのだということを知ってもらい、それが大事だと思うのです。いかがでしょう。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 学術奨励金のお話をさせていただきました。過去から何度も室崎議員のほうからも言われていることでございます。やはり、この研究内容につきましては、多くの様々な研究がされており、少しずついろいろなメカニズムが分かっているということで、かなり貴重な価値があり、重要な研究であるとは思っているところでございます。これについても概要版という形で、できるだけ分かりやすくということを出してはおりますが、なかなか、やはり研究ですので難しいところもございます。さ

らに、過去には講演会等開いて、小中学校との連携等も図ったときがございました。これらも全て含めて、今、議員おっしゃったとおり、小中学生または高校生、高校の生物部ともタイアップしたときもございます。いろいろな意味で、今後こういう価値あるものを、重要なものを何とかつなげていきたいなどは思っているところでございます。

●議長（堀議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（早川課長） 海事記念館に関しましてですが、一般の来館者の方が来た場合に、当然学芸員が常駐していますので、確認をした上で、館内の説明等は行うような形を取らせていただいております。

また、郷土館におきましても、管理人を置いているのですが、状況によって学芸員を呼んで説明を受けるというようなこともできるような体制にはしておりますので、できる限り行っていきたいと今後も思っております。

また、自然環境に関しまして、海事記念館のほうでは、例えば大黒島に上陸して、臨海実験所のほうと連携をしまして海洋生物の説明、解説を受けるですとか、あとは昨年はこどもクラブという事業を行っていますが、その中でマイクロプラスチックを採取して、北大の実験所のほうと連携して、顕微鏡で確認をすとか、そういったこともちょっと、今の観点では海の自然環境という観点で行っておりますが、今後は国定公園内の淡水生物、海洋生物、それから食性についてもいい題材になるのかなと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それぞれ、こういうふうに進めるといいのではないかというアイデアは持っていると思うので、それを強力に進めていただきたい。国定公園昇格を機にということです。よろしくお願ひしたい。

それから、もう一つお聞きしますが、厚岸町は環境教育というものを相当強く進めておりますよね。この国定公園昇格という40年かかった悲願が達成したのですよ。この中で環境教育というのは学校教育、社会教育を含めて、やはり強力に推進していくべきものだと思うのですが、その当たりについてのお考えはありますか。

●議長（堀議員） 指導室長。

●教委指導室長（広瀬室長） 学校における環境教育につきましては、日常生活の中で環境を守る自分の生き方、家庭での生活の仕方等について、各学校で取組を行っているところです。それはごみの分別であるとか、水を無駄にしないというような部分が、日常生活が中心となっております。

国定公園になってこれからどうするかということについては、特に昨年度は動きがありませんでしたので、今年度情報提供、先ほどお話のありました厚岸の自然についての啓発ですとか、そういった部分についても情報提供を行いながら、子どもたちが厚岸に

これまで以上に誇りを持てるような、すばらしいところに住んでいるのだという実感が持てるような学習、啓示等、啓発を行っていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 よろしく申し上げます。

最後に町長にお聞きしますが、今日の私のこの質問は一言で言うてしまうならば、この国立公園になった厚岸町が、この自然公園の趣旨というものです、我々の実際の暮らしと、それからその自然環境、それを共生と言いますか、どちらも大事にしながら町をつくっていくということなのですが、その観点から、いわばこの自然公園法の第1条の考え方を、いわばまちづくりの基本において進めていくべきだと私は思うのですが、その当たりの町長のお考えを聞かせていただきたい。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今、国立公園昇格に当たってのメリット、デメリットのお話がありました。今、お話を縷々聞いておまして、やはり、なぜ国立公園の指定を要請してきたのか、改めて思い浮かべておるわけでございます。

そういう中で、今後の国立公園、せっかくなった中で、厚岸町はどういう考えを持って進めていくのかという点もあるわけでありまして、今お話ありましたとおり、自然公園法、これは国立公園、国立公園、いろいろと自然公園があるわけでありまして。

特に国立公園は国立公園に準じて景勝地として環境大臣が指定をされたわけでありまして。そういう意味におきましては、私は自然保護、環境保全、そして産業とどう両立すべきか、国立公園によってまちづくりがすばらしくなったというものでなければならぬと思っておるわけでありまして。

例えば、厚岸湖内におけるアサリ礁、さらにはカキ養殖場等々は高い評価を受けているのです。いろいろと課題はありますが、産業文化的景観として今回の国立公園の中においても評価をされたわけございまして、我々は景色とか、そういうものだけを見ているわけでありまして、産業の場で見えた場合は、大変ありがたい要素になっておるわけございまして、どうかそういう意味におきまして、私は環境保全の意識の向上というものが指定によって高まってくれるものであらうと期待をしておりますが、また行政としてもそういう方向に向かって頑張って推進をしていかなければならない。これは第6期厚岸町総合計画にもうたわれているわけございまして、そういう点、いろいろとサジェスションをいただいたわけでありまして、私といたしましては、ただいまの質疑応答を聞いておる中で、さらに前向きに前進しなければならない、そういうことを新たにさせていただいたところございまして。

どうか、北海道では6番目の国立公園に指定されたわけでありまして。しっかりと、その意義に処しての厚岸町の発展をしていかなければならない、そのように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 どうか、よろしくをお願いします。

それで、次に移ります。

給食食材の問題です。私、三つ並べておきました。農薬と遺伝子組換え食品とゲノム編集食品と、この三つを並べておきました。農薬と、それから遺伝子組換え食品については、何回か議会で申し上げたこともあります。

厚岸町は、この遺伝子組換え食品については、うまくないのではないかという声も世界的にいろいろある中で、自分たちとしては、それを、この食品が遺伝子組換え食品だということを分かって使用する、しないを決めたいと。だから、表示をきちんとするように国は制度をつくってほしいという町長からの意見書というものを出しております。この考えは変わっておりませんね。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

町有施設、何箇所か給食を扱っているところがございませけれども、厚岸町全体といたしまして、そのような遺伝子組換えの食材を使うという、使わないということには変わりはありません。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 今、私、ここに書いてあるのは、三つ書いたのですが、遺伝子組換え食品だけではなくて、いろいろなものが出てきているのですよね。それで、農薬でも今非常に問題になっているのはネオニコチノイド、これ2000年よりちょっと前くらいから各地で出てきて、世界各地で蜂が大量死したということでまず問題になりましたね。欧米では2000年頃から規制しています。日本では規制がない。

ラットを使った実験では、ニコチンと同様、ニコチノイドというから化学組成がニコチンと似ているらしいのですが、胎児や新生児の精神身体の発達に影響するのだということは、随分いろいろな学者が言っています。日本では規制がありません。

それから、クロルピリホスという有機系農薬、有機リン系農薬ですね、これがやはり、今非常に問題になっています。これは神経毒ですから、一頃世情を賑わしたサリンなんかと同じような系統の働きをします。これは、EUでは2020年2月から禁止しました。発達障害、知的障害と非常に大きな関係があると言われております。日本ではシックハウス症候群の原因物質としては認定されております。したがって、建材にこれ使うことできません。ところが、農薬に関しては野放しです。農薬に関していろいろ問題があるもの15種類ほど挙げて検討に入っているのですが、その中にも入っておりません。こういうものがあるわけです。

遺伝子組換えに関しては、前にも何回も言っていますから簡単に申し上げますが、大

豆、菜種、じゃがいも、そういうような物について除草剤に対する耐性を持ったものをつくって、それをまくとほかの植物は枯れる、要するに雑草は枯れるけれども、自分の目的とする作物は枯れないと、そういうものを遺伝子組換え技術でつくるということですね。これについても、予期しない性質を持ってしまったり、毒性を持ったり、アレルギーを誘発したりということが各地で起きているし、また、その花粉が飛んで、ほかの雑草やいろいろな物との間で交配が起きると、いろいろな問題が起きてくると。自然の中に放り込むということは、100%分かるということはないのですよね。

それで、今、今度出てきたのはゲノム編集という言葉です。何か、やたら難しくして私もよく分からないのだけれども、遺伝子組換えというのは、遺伝子の中に、細胞内の遺伝子にほかの生物の遺伝子を突っ込んでやって、性質の違う物をつくると。簡単に言うと、そういうことらしい。

それから、ゲノム編集というのは、ゲノムというのは細胞内のDNAと、そこに書き込まれた情報の全部だそうですが、その一部をはさみで切るように切り落とすのです。そうすると、生物は修復能力がありますから、ぱっと元に戻るのだけれども、何個に1個かは違う物になってしまう。修復の失敗ですよね。それが自然界で起きると突然変異なのだ、この人たちは言います。

結局、日本政府もそうなのですから、よそから持ってきて入れているわけではなから安全だと、こういう言い方をするのですが、実は何が起きているかよく分からないという部分はたくさんあります。そう簡単なものではない。

これについては、安全審査というものをしなければならないということは、EUでは2018年に決めています。日米、これは安全審査不要だと言っています。そんなような流れがありますが、ここで考え方なのですから、予防的措置と未然防止という考え方があります。これ、対立する考えです。予防的措置というのは深刻かつ不可逆的被害の恐れのある場合、すなわち、その被害が出たときに元に戻すことができない場合。この場合には科学的に完全な確実性がないという理由で、その対策を遅らせてはならないという考えです。これに対して、未然防止というのは、科学的に証明されて、環境保全上の支障が未然に防がれるということで、科学的な証明ないものにストップかけられないということです。

ごめんなさい、長々と話を。今、町長の答弁を聞いていると、厚岸町はそういう不安のある物は使いませんよということをはっきり言っているわけですね。そうすると、これは、ここで言うところの予防的措置を取るとのことだと理解できるのではないかと思います、それでよろしいですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

遺伝子組換え食品と農薬関係につきましては、引き続き表示の有無に関わらず、検査表などを頂戴いたして、安全な給食に努めていきたいと思っております。

さらに、ゲノム編集の件でございますけれども、今、厚生労働省では届出を業者からもらって、それを承認している段階で止まっていると。国際的な動きというものも、議

員おっしゃるとおりでございます。その辺も十分に注意しながら、消費者レベルでの考えで給食食材を入手するように、庁内情報共有しながら注視してまいりたいとは考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それで、お願いなのですが、情報収集にはより努めていただきたい。それともう一つは、特に学校給食なんかの場合ですが、保護者に対して、こういうような問題があるから、こういう物は使わないようにしていますということをきちんとやはり情報を伝えていただきたい。そのことが漠然とした不安を与えないで済むということですので、ぜひお願いしたいわけです。その点は、ちょっと次に行きますね。

それで、ゲノム編集トマトというのがございます。シシリアンルージュハイギャバという名前の物だそうです。この苗をつくっているところで、全国の小学校や福祉施設に配るという方針を明確に出しております。その理由について、これは関係者の発言として出てきたものですが、遺伝子組換えへの消費者の抵抗が強い、農家が種苗を買って生産し、生産物を販売するという通常の流通方式によると、ゲノム編集作物の安全性について、消費者、マスコミに加え、生産から流通までの関係者を説得しなければならず大変だと、それで家庭菜園やそういうところに苗を無償で配って、栽培者にSNSで情報発信をしてもらうことにしたと。遺伝子組換えのときに表示をやってしまったのは大失敗だったということは、関係者はよく言っているのです。消費者がみんな離れてしまったから。それで、こっそりやろうということですよ、早く言えば。こういうことが出てきているのです。

これは、一般論として言えるのですが、新しい科学技術が出たときに、世の中がおかしくならないようにするためには、三つのことが非常に大事です。一つは、今先ほど言った予防原則。それから情報公開。そして消費者が選ぶという選択肢を持たせるということです。この三つを潰そうという動きが、こういう形の苗の無償配付という形で出てきていると言っても間違いではないと思う。

厚岸町で、こういう物が差し上げますよと来た場合、町長部局でも教育委員会でもいいのですが、はいはいありがとうございますと受け取りますか、拒否しますか。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎課長） 私からは、先に質問ありました保護者への情報提供という部分についてお答えをさせていただきます。

食育という観点もございますし、現在、このゲノム編集食品につきましては、議員おっしゃるとおり、情報が全然出てきてはいないと。消費者がいいも悪いも判断できる状況下にはないと私ども思っております。ですので、このような食材、まだほぼほぼ流通はしておりませんが、このような食材はお子様たちには食べさせないと、使わないということは、給食だより等々を通じて保護者の方に情報提供してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 私からは、ゲノム編集されたトマトなどの提供が厚岸町にあった場合ということでございますけれども、このような物につきましても、受け取らないと、拒否させていただくというスタンスで今後努めてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎課長） 学校におきましても、町と同様な対応を取りたいと考えます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 最後の一つ、ちょっと参考までにお聞かせいただきたいのですが、こういう動きに対して、市民団体の中から全国組織で、それぞれの地区でいろいろな団体があるようで、それが連携して動いているのです。私の聞いたところによると、北海道では北海道食と命の会というのが出来上がって、これが全道の179市町村に対して、このような物が来ても受け取らないでくださいと。それから、受け取らないということを回答という形で明言してくれませんかというのを出したという話を聞いているのですが、厚岸町には来ていますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。
今日現在、そのような文書は収受しておりませんです。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎課長） 教育委員会のほうにも、そのような文書は届いておりません。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 これで最後にしますが、今、受け取らないという明言をいただいたので、そういう物が出ていようがまいが、とにかく厚岸町の態度はよく分かりましたので、これで終わります。どうも、ありがとうございます。

●議長（堀議員） 以上で、3番、室崎議員の一般質問を終わります。

休憩します。

午後 4 時15分休憩

午後 4 時16分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、2番、石澤議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

次に、2番、石澤議員の一般質問を行います。

2番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出した通告書に従って、質問いたします。

最初に、自治体行政デジタル化についてです。

昨年9月1日にデジタル社会形成基本法が施行され、デジタル庁が業務を開始しました。住民サービスの便利さと自治体職員の負担軽減等の目的が挙げられていますが、町長はこの自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）について、どのような認識を持ち、評価していますか。

次、自治体における窓口業務の役割と重要性について、町はどのように認識し、評価していますか。

3、デジタル技術やオンライン化、ネットなどの利便性向上、業務の効率化を否定するものではありませんが、国が強力に指導する内容となっている自治体DXは、住民ニーズの把握、的確な住民サービスを行うことなど、窓口での人と人との理解やふれあいが失われ、本来の役場の果たすべき役割が薄れていくのではないかという危惧をもちますが、その点についてはどうですか。

4、個人情報の漏洩について、町はどのような対応を取っていきますか。

次に、保育士等・幼稚園教諭、介護・障がい福祉職員の処遇改善について。

岸田首相は「保育士等・幼稚園教諭、介護・障がい福祉職員」を対象に平均月額9,000円の処遇改善を昨年11月19日に閣議決定をしました。本町における事務手続の実態はどのようになっていますか。

これによる関係町職員の処遇改善はどうなりますか。

現在のところ、11月支給で制度が終わると聞いていますが、実態はどのようになっていますか。

今後、本町としても今回の処遇改善の延長とさらなる制度の拡充を国に求めるべきと思いますがどうですか。

3、新型コロナウイルス検査の拡充についてです。

オミクロン株が猛威をふるい、町内でも感染者が出ています。医療機関、高齢者・障がい者施設、学校、保育所、消防署でのPCR、抗原定性検査を定期的に行うべきと思いますがどうですか。

これで、1回目の質問を終わります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の自治体行政のデジタル化についてのうち、（1）の「デジタル社会形成基本法が施行され、住民サービスの便利さと自治体職員の負担軽減等の目的が挙げられているが、この自治体DXについてどのような認識を持ち、評価をしているか」についてであります。国は、令和2年12月に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が目指すべきデジタル社会のビジョンとして示され、このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きいとして、基本方針と合わせて「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」、いわゆる自治体DX推進計画を策定しました。

この推進計画では、自治体においては、まずは、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術や行政の持つデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められるとしております。

厚岸町といたしましても、自治体DX推進計画に掲げられる手続のオンライン化や、自治体の情報システムの標準化などの取組は、住民の利便性の向上や、町の業務の効率化等に資するものであると認識しておりますので、他の市町村の事例も参考としながら、厚岸町にとって必要な取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、（2）の「自治体における窓口業務の役割と重要性について、町はどのように認識し評価しているか」についてであります。窓口業務は、住民が行政サービスの提供を等しく受けるための権利の基礎となる重要なものであると考えており、町民の様々な相談を受け、的確にニーズを把握し、分かりやすく、かつ、確実、迅速で丁寧な行政サービスを提供することが重要であると考えております。

次に、（3）の「自治体DXは、住民ニーズの把握、的確な住民サービスを行うことなど窓口での人と人との理解やふれあいが失われ、本来の役場の果たすべき役割が薄れていくのではないかと、という危惧を持つが」についてであります。国が示した、自治体DXを推進するための手順書では、重点取組事項として、全国統一的な取組となる、行政手続のオンライン化などの必要な施策の実行が求められるほか、各自治体の実情に合わせたDXを推進していくことも期待されております。

また、先に申し上げた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」にあるように、「多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を実現することが、自治体がDXを推進する上で求められております。

自治体DX推進における行政手続のオンライン化については、住民が行政サービスを受ける場合の手続の選択肢を増やすだけでなく、添付書類を省略するなど、利便性向

上につながるもので、窓口業務の縮小や縮減をするものではないため、ご質問者が危惧される、役場の果たすべき役割が薄れていくことは無いものと考えております。

次に、(4)の「個人情報の漏洩について、町はどのような対応をとっていくのか」についてであります。現在の当町のシステムは、扱う情報の性質により、大きく三つに分けて運用しております。

一つ目として、個人番号利用事務、住民基本台帳、税、社会保障及び戸籍事務などに供する情報システム及びデータを取り扱っているマイナンバー利用事務のシステム、二つ目として、財務会計、例規システム、文書管理などの事務で、庁内回線や行政専用回線によるシステム、三つ目として、Web閲覧やインターネット上にあるシステム等を利用するインターネット接続のシステムがあり、これら三つを分離することで、個人情報の漏洩対策を行っております。

また、システムを操作する個人の特定を強化するため、二要素認証やマイナンバー利用事務端末を操作する職員を限定するなどの対策を行っておりますが、今後も、個人情報の流出を徹底して防ぐため必要な対策を講じてまいります。

続いて、2点目の「保育士等・幼稚園教諭、介護・障がい福祉職員の処遇改善について」のうち、(1)の「保育士等・幼稚園教諭、介護・障がい福祉職員を対象に、平均月額9,000の処遇改善が閣議決定されたが、本町における事務手続の実態はどのようなになっているのか」についてであります。令和3年11月19日に閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、「介護サービス事業所等に勤務する介護職員」、「障がい福祉サービス事業所等に勤務する福祉・介護職員」、「幼稚園等に勤務する職員」の処遇改善のため、賃上げ効果が継続されることを前提とした処遇改善支援事業が実施されております。

本町における事務手続の実態についてであります。 「介護サービス事業所等」と「障がい福祉サービス事業所等」については、処遇改善支援事業の実施主体が北海道であり、申請書の提出先は北海道となっております。

「幼稚園等」に対する処遇改善支援授業については、市町村が実施主体となるため、町で町内の幼稚園から申請書を受け付け、補助金を支給することとなります。

このため、令和4年2月と3月分については、本年度会計から支出することとなりますので、必要な補正予算を今定例会に提出しております。

次に、(2)の「関係町職員の処遇改善はどうなるのか」についてであります。職員の給料については、毎年、人事院において国家公務員と民間の給与を調査し、その較差を埋めることを基本に勧告が示され、その内容に準じて厚岸町職員の給与に関する条例に規定する給料表を改定し給料月額を定めております。

この度の処遇改善については、当町では保育所と児童館に勤務する職員が対象となりますが、国からは引き上げ額と引き上げ率、及び基本給または毎月支給される手当額による処遇改善が示されているものの、引き上げの方法や、実施に対しての詳しい説明はなく、また、地域の民間給与水準を踏まえた上での、導入や調整を行う必要があり慎重な対応が求められることから、現在は実施しておりません。

今後は、国からの説明や情報収集を行い、対応について検討してまいりたいと考えて

おります。

次に、（３）の「11月支給で制度が終わると聞いているが実態はどのようになっているのか」についてであります。現時点においては、いずれも令和４年９月分の処遇改善までを対象としてはおりますが、10月分移行については、介護サービス事業所等と障がい福祉サービス事業所等については、報酬改定により同様の措置を継続するとされており、幼稚園等についても、公定価格の改定により同様の措置を講じるとされておりますので、実質、処遇改善が継続されることとなっております。

次に、（４）の「町としても今回の処遇改善の延長と、さらなる制度の拡充を国に求めるべきと思うが」についてであります。処遇改善制度は10月以降も継続される見通しではありますが、報酬や公定価格の改定内容等について、現在詳細が示されておられませんので、まずは、国の動向に注視し、情報収集に努めてまいります。

続いて、３点目の新型コロナウイルス検査の拡充について、「医療機関、高齢者、障がい施設、学校、保育所、消防署でのPCR、抗原定性検査を定期的に行うべきと思うがどうか」についてであります。オミクロン株の流行への当町における対応といたしましては、３回目のワクチン接種を迅速に行うことが第一であると考えております。

ご指摘の医療機関等の従事者のほか、町独自の取組として、公共交通機関の従事者や警察職員といった、いわゆる社会機能維持者や、高齢者や子ども等を支えるケアマネージャーやペルパーの方々及び幼稚園、児童館の職員も、２回目接種後６ヶ月での前倒し接種を実施しております。

また、接種予約のキャンセルによる余剰ワクチンの対応として、町職員をリストアップし対応に取り組んでおります。

各施設の利用者の接種状況につきましては、高齢者・障がい者の入所及び通所施設の利用者は、前倒し接種の対象者として接種をほぼ終了しており、また、ワクチン接種の対象年齢である児童生徒につきましては、１回目から３回目までの接種を引き続き進め、今後はさらに、保護者や本人への十分な説明と周知を行った上で、５歳から11歳までの児童への安全で迅速な接種を進める予定であります。

なお、ワクチン接種の対象とならない年齢の児童につきましては、今後も基本的な感染予防策の周知を徹底するとともに、これら児童に接する機会の多い保育士等についても、前倒し接種を行ってまいります。

現在、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、北海道では、PCR等検査無料化推進事業を実施しております。

この検査は無症状の方を対象として、無料でPCR等検査が受けられるもので、登録された医療機関や薬局などで検査を受けることが可能となっており、町内では町立厚岸病院が登録しており、事前予約の上、検査を受けることができます。

また、無料化検査が広域的に行われていることもあり、町独自に医療機関等の従事者及び利用者への定期的なPCR、抗原定性検査に取り組む予定はございませんが、引き続き迅速な３回目接種に全力で取り組んでまいりますので、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 4 時35分休憩

午後 4 時36分再開

●議長（堀議員） 再開いたします。

2 番、石澤議員。

●石澤議員 まず、行政のデジタル化についてなのですが、DX推進計画では、町長の下に新たに最高情報責任者というのを設置するように求めているのですが、厚岸町の場合、どのようにこれは対応していくのでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） その最高責任者、民間登用等からも含めてですが、厚岸町ではそういったものを、規定ではすることができるという規定でありますので、必ずしなければならないというものではございません。

厚岸町におきましては、そういったものを置くのではなく、国などからの指針等を踏まえながら、関係する事業者とも連携して、町のシステムを委託している事業者ですとか、そういった専門知識を持っているところからの助言等もいただきながら対応しているところでございます。

●議長（堀議員） 2 番、石澤議員。

●石澤議員 結局、結構このDX計画というのは、いろいろな内容で難しい問題が含まれていますし、AIを使うということなので、詳しい職員が必要になってくると思うのですが、厚岸町の町職員の中にそういう人をきちんと育成して、そして専門職として採用していくというようなことは考えていないのですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 先ほどの危機対策室長の答弁にございましたとおり、現在のところ専門職として採用する予定はございません。

●議長（堀議員） 2 番、石澤議員。

●石澤議員 個人情報とか、いろいろな情報を扱っていきますよね。この部署というのは。そこに業者からの人を対応してもらおうということになると、それが漏洩するとか、そういうような心配というのはないのですか。その辺はどのように考えているのですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 町のシステム、いろいろございますけれども、当然そのシステムの整備、それと保守・運用につきましては、業者に委託をしているところがございますので、その業者におきましては、当然町との契約の中で、そういった個人情報の守秘義務を課せておりますので、問題ないものと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 そうすると、今まで対応してもらっていた業者の人たちにしてもらおうということなのでしょうか。業者に委託していると言いましたから、その人にやってもらうということで、漏洩の心配は全然ないと考えていいのですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 行政が扱うシステムにつきましては、個人情報結構な範囲について回るものがございます。これまでも委託をしている事業者におきまして、個人情報の徹底されて、セキュリティポリシーなども構築しながらやっていただいているところがございますので、保守・点検等につきましては、システムが変わったり、当然入札等もすることになりますので、そういったことで業者が変わるということはございますけれども、個人情報の保護につきましては、徹底しているところがございますし、町における個人情報の取扱いにつきましても、町長の1回目の答弁にありますとおり、いろいろな対応をして、使用するシステムごとに使用者を制限するなど、そういった取組も徹底しながら個人情報の保護に万全を期しているところであります。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 国のほうでこれからどんどんいろいろな形でクラウド化という形で、システム共同するクラウド化というのを進めてくるように感じるのですが、それぞれの自治体でいろいろなことやっていますよね、施策を、やっていること。それに対して、国のほうから統一しなさいというようなことが、これから出てくるような気がするのですが、そういときに対して町は今までやっていたいろいろな施策、それをきちんと町独自の独立性を尊重して、個別の自治体が独自の住民サービスをこれからもずっと続けていくということはできるのでしょうか。それはしていく必要があると思うのですが、その辺はどうなのですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 国が進めるクラウド化についてですが、議員おっしゃい

ますとおり、全国いろいろな仕様が、そのシステムを構築している仕様や、自治体ごとでばらばらになっているというのが現状であります。それを今、国がそのシステムの仕様を標準化するというようなことを掲げて、その目標年はもうちょっと先になるのですが、そういったことで進めております。

そういったことに対応して、町のほうもその標準化に対応していかなければならないのですが、標準化することによって、町で入れているシステムも年次ごとに更新をしていかなければならないのですが、その更新に当たっては、この標準以外の部分のいろいろなオプションと言いますか、そういった部分を付けていることによって更新に余計な費用がかかったり、システムが制限されたりだとか、そういったことはございますので、標準化されるとそういったことがなくなって、自治体におけるメリットも出てきます。

自治体個々が行っているサービスに制限がされるかという部分でございますが、それはシステム上で対応できる、できないの話で、いわゆるオプション的な形で町が別にその標準化されたもの以外のものということも、恐らくできるのではないかなと。まだちょっと、はっきり固まりきっていないものですから、ちょっとあやふやな答弁で申し訳ございませんが、そういった対応も可能ではないのかなと考えておりますので、個々の自治体のサービスが制限されるということはないのかなと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 そのようにして、今システム上のいろいろなやっってもらうという、予算がないので大変ですからやっってもらうということなのですが、そのことによって、それぞれの自治体のやっている、本当にいいことやっていますよね、厚岸町も、子育てのところ。やっている、そのことに対しての標準化というのは、これからそれが壊されないようにしてほしいと、それが一番心配なのですけれども。あと、それはちゃんと担保されるというふうにしてほしいと思いますが、それはまだ分からないと言えば仕方がないのですけれども、そうはいかないと思うのです。どうしても国からの圧力があると、そういう面では、それに対して変更するということが、やはりあってはほしくないのに、ぜひその辺は今までどおりのサービスを続けていってほしいと思いますが、それはどうでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） このシステムの標準化というのは、各自治体が運営を行っているいろいろな業務におけるシステムがございまして、根本となる基幹システムと言いまして、そのこの部分の根本的な部分の仕様を合わせると。ですので、いろいろそれに付随して、いろいろなシステムでいろいろな施策を運用してはいますが、そこまでありとあらゆるものを標準化するということではございませんので、その基幹的な部分を標準化して、それに付随する部分は今までどおりのシステムで対応するのですとか、当然システムによらない施策もございまして、そういった部分を制限するもの

ではないということをご理解願います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 ぜひ、そのようになってほしいなと思います。

それで、今窓口の業務のことも質問したのですが、そのことに関しては、やはり窓口業務が大事だということだったので、やはり住民がそこへ来て、ちゃんと使える人というか、AIを使えたり、そういうシステムを使える人だけではないですから、どうしたらいいだろうと思って、そこに来て相談に来る人もいます。納税相談もあれば、家族のことの相談もあれば、福祉の相談もあるでしょう。それぞれそこへ来て、窓口の職員とお話しながら、自分の思いをその中でやっていく人も多々あると思います。そういう人たちに対して、寄り添った、今までの窓口業務を続けていってほしいと思います。

お願いします。

それから、先ほど言いましたプライバシーの保護なのですが、私たち自分のどんな個人情報がどこに集めているかということを知るということも必要だと思うのです。不当に使われていないように関与し、削除を求めることもできる権利というのがあるのですが、そういうプライバシーの保護に対して、どのような対応を取っていくのでしょうか。誰が何を使っているのかとか、どこから自分の情報がどこに流れたとか、そういうことを知ることは厚岸町の場合できますか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 個人情報のマイナンバーカード、個人番号利用の部分で申し上げますと、マイナポータルにおいて、それぞれの個人情報の登録されている内容、それをどこで請求があって、どこで使われたというのを、そのマイナポータルというサイト、インターネットの、そこで自分のIDパスワードを入れて、マイナンバーカードをかざしてログインすると、そういったことを確認できるようになっております。

それ以外のものにつきましては、それぞれの町民の皆さんの情報がどこに、どう使われているというのは確認できるようにはなってございませんけれども、基本的にはいろいろな手続においていただいた情報というのは、そのいただいた事務に限って使わせていただきますということが前提条件になっておりますので、それ以外のところについては、利用する場合には本人の同意をいただいた上で、ほかの業務に利用するという事になっていきますのでご理解いただければと思います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 このデジタル化になっていく時点で、とても心配なのは、公に国のほうからこういう情報がほしいのですと自治体に来たときに、それを自治体のほうで、それは個人情報ですので提供できませんということが出来るのか。それと、それが本人に対してこういう情報が来ていますよということを知らせる、さっき言いましたね、こういうの

に使いますという話でしたが、国から来たときに自治体のほうでそれを、その人が拒否した場合に、自治体のほうでそれを止めることができるのか。その辺はどうなのか。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 4 時50分休憩

午後 4 時51分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。
危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 貴重な時間、申し訳ありません。

個人番号で言いますと、その個人番号を利用する業務というのが法令等で定められておりまして、あとはそれ以外の部分で定められております。ですから、その部分につきましては、本人が拒否する、しないに関わらず、国等、町も利用している部分があるのですけれども、例えば税情報を福祉の分野で利用するですとか、そういったものは本人の同意なしにできるというのが法令で定められております。

それ以外の一般的な個人情報につきましては、先ほども申し上げましたが、本人からの同意を受けてですとか、あとはその個人情報を利用できることがその利用する事務における法令で定められている場合には、本人の同意なしに個人情報を利用することができるというような内容になってございます。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 4 時52分休憩

午後 4 時52分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。
副町長。

●副町長（石塚副町長） ちょっと補足をさせていただきます。

先ほど担当課長から答弁させていただいた、法令で定めているもののほかに、厚岸町では個別に利用するものについては条例で定めさせていただいて、先ほど答弁の中であつた福祉とか、例えば福祉医療の転入された方の書類を少なく、窓口に来られた方の負担を減らすために税情報等を前住地の市町村の情報を確認できるということを条例で定めさせていただいて利用している部分がございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 先ほど町長がデジタル社会の実現に向けた、誰一人も、優しいデジタル化ということだったのですが、その怖さがあると思います。個人情報、それからプライバシーの保護がどこまで守られるのか。それは漏洩があった場合には、自治体の責任とされるというのは実際起きていることなのです、実例として。それもありますので、そういうことも含めて、今回のデジタル化に向けては慎重に対応していただきたいと思います。その辺でよろしく願いいたします。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） これまでも個人情報の取扱いにつきましては、厚岸町としては慎重な対応を取ってきましたが、今後についても個人情報の取扱いにつきましては、厳重に取り扱ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 次に移ります。

保育士、そのことなのですが、処遇改善なのですけれども、ほかの施設なんかでは、もう申請して、心和園なんかではもう2月に申請しましたということだったのですけれども、この中で民間の給与水準を踏まえた上での導入調査を行う必要があって、まだ慎重な対応を求められますということなのですけれども、ケア労働者の処遇改善なのですよね。そして、これはほかの業種に比べても非常に安いのですよね。保育士にしても。その中で、町の中では正職員のほかに会計年度任用職員の方もいらっしゃいますよね。職員の中には。例えば、給食で働いている方とか、そういう方いますよね、保育所の中にいると思いますが、そういう人たちに対しても、この対象になっていくと思うのですが、そういう意味ではどうなのでしょう。早い導入が必要だと思うのですが、それはどうなのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 私のほうからは、民間の幼稚園の事務手続の状況についてお答えさせていただきます。

今、各幼稚園では計画書なり申請というものを出していただくのですけれども、これが一つ、1件出てきておまして、3月、今月までの中でもう1件申請があり、それを今度国のほうに提出して、今月の補正予算が議決いただいた後に、その二つの幼稚園につきましては、処遇改善分を支出する予定という運びとなっております。

●議長（堀議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 会計年度任用職員の関係ですね、そちらで言いますと、保育所に勤務する調理員等も対象になるということですが、調理員はほかの職場にもたくさんおられます。それで、その保育所だけとか、児童館だけとかと、今回の来ている通知ではなくなってしまいますので、そこら辺はやはり慎重な対応が必要かと思っておりますので、そこら辺はまだ検討しているところであります。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 国が補正予算で財源確保をしたとなっているのですが、そういう意味ではもう検討しているところではないような気がするのですが、早く対応してあげたほうがいいように思いますが、それは検討だけではだめだと思うのですが、いかがですか。

●議長（堀議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

今回のこの処遇改善でありますけれども、基本的な部分では、地域の民間給与水準を踏まえた中で検討するという事になっております。そこで比較してみますと、正職員もそうなのですが、民間に比べると低いというような状況ではないというところも確認はしておりますので、そちらもありますので、慎重に対応しているという部分でありますので。これは今後も検討はしていきたいと思っております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 民間の人と比べてと言いますが、そもそも低いのですよ、給与が。ですから、民間の人に比べてそこで慎重にというよりも、きちんと役場の職員の人たちの給料を上げることで、地域の給料体制も上がるのですから、それは慎重に対応するのではなくて積極的にやってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 公務員の給与につきましては、基本的には民間の給与水準を踏まえた上で改定をこれまでも行っております。人事院勧告自体が民間と公務員の給与の差を考えた上でその改定、要は給料の上げ下げを行いますので、先ほど総務課長が言ったのはそういった意味で、今現在、町内の実態ではありますけれども、民間から比べると厚岸町の保育士を含めて、給与水準としては実情は今高い状態にあるということをおっしゃって申し上げただけでございます。やる、やらないという判断は、今後国から詳細なものが来た時点で検討をさせていただきたいと考えてございます。現段階でやるという答弁はできないことをご理解願いたいと思っております。職員に関してですね。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 確かに、公務員のほうが高いとか安いとか、そういう問題ではないのです。これは。2月14日申請期限としていますが、3月、5月までにやればできるということなのですが、本当に安いのです。民間も安いと言ったら民間のほうも安いのだと思うのです。だから、きちんちしたこういう給与体制を取らないので、結局そこになり手がいないということになるのではないですか。保育士さんにしても、何にしても。なり手がいないというふうになっていくと思うのです。だから、やはりきちんとした給与体系をつくっていかなければならないし、国のやり方もまだまだ安いですが、そうではなくて、やはりケア労働者の処遇改善ということなので、そこで働いている人の補償をしないと、いなくなってしまうですよ。その辺はどうなのですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 先ほど、保健福祉課長から答弁がございましたが、幼稚園に関しては、厚岸町の職員ではない部分ですね、に関しては、既に行っているということでございます。ただ、厚岸町の職員のそういった職種の方については、現在はまだ、民間給与水準をある程度踏まえた上で慎重に検討しなければならないという段階でございますので、行っていないということでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 分かりましたというわけにはいかないのです。だけれども、それはちゃんと慎重に行っているのであれば、慎重に早めにやってください。そう思います。

次に移ります。

何回も言ってしつこいなと思うかもしれないのですけれども、検査です。今回、厚岸町もオミクロンが出まして、オミクロンか何か分からないです、コロナの感染者が出ました。その中で、あの人と会ったので自分が感染しているかもしれないとか熱が出たとかというときに、保健所に確認の電話をしたらしいのですけれども、保健所では対応できませんと言われて、自分がどうしたらいいか分からなくなったという話がありました。検査の場所もどこでやっているかも分からなくて、検査をしたいというような、家族以外の濃厚接触者となった場合の検査の場所が分からないと、とても不安に感じていた人たちもいるのです。

小学校とか中学校で出たといったときでも、ひょっとして自分がというときに、単純に無料で検査できる、濃厚接触者と言われない限りはできないのですけれども、そのときに検査ができる体制があれば安心できるという話があったのですが、自分が熱が出るか、出ないか、二日か三日かかるという話だったので、その時点まですごく不安であったという話があったものですから、ぜひ、やはりどこでも、どこでも言うわけではないけれども、町内で、病院に行けば検査できると今回出ていますが、これも多分濃厚接触者となっていなければ受けられない検査なのか、それとも自分が不

安なので病院へ行って検査ができるのか、その辺のことはどうなのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

熱やのどの痛みですとか、そういう症状がある方については町立病院でもかまいませんし、かかりつけの病院で検査を受けていただきたいと思います。

今の無料検査のお話でございますけれども、今、どのような無症状の方であっても、北海道知事からの要請がございまして、それで町内では町立厚岸病院が受診ということで登録させていただいております。そのような濃厚接触者の方かもしれないですとか、低リスクでも感染者かもしれないですとかであっても、道民の方一律、無症状であっても、今無料でのPCR検査を受けることができるということでございますので、ご承知おき願いたいと思います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 であれば、やはり、これだけコロナが広がってきていますよね。広がってほしくないのですけれども、何かあっちゃから、こっちゃからって、厚岸町でも増えていきます。やはり、みんな不安になっていて、どうしたらいいか分からないというのがありますので、検査ができるということを町民に知らせてほしいのです。ここへ行けばできますよとか、そういうようなこともあってもいいのかなと思いますが、その辺はどうですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 町民の周知についてでございます。その件につきましては、今年の広報あつけし2月号で町民の方に周知させていただいているということでございます。ちょっと内容が細かい部分がありましたので、それについては誌面で町民の方ということで、広報2月号で周知させていただきました。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 この中でワクチン3回目ということですずっとやっていますということだったので、ワクチンを3回目を受けることができない人というか、2回目でアレルギーというか、何か反応が出た方で受けられないという方も結構いらっしゃるのです。聞いています。その中で、受けた方で副反応起こしてしまったという方もいらっしゃるようです。

今度、子どもたちに、5歳から11歳までの児童への安全・迅速な接種を進める予定でありますと言いますが、これも本当に強制はしないでください。どういうことがあるかということも含めて、親御さんも含めて、メリットもデメリットも含めて、きち

んと通知をした上でやってほしいと思いますし、3回目接種のときも、その場でいろいろ3回目受けるときに、前回の2回目のときにどうだったかということのを全部聞き取りしてくれて、その時点であなたは受けられませんというような対応もしてもらったみたいで。そういうこともありますので、子どもたちの、5歳から11歳までというのは、子どもはかかってもそれほどひどくならないということも出たりしていますので、強制ではなくて、いろいろなこと、考える余地のあるいろいろな話を親御さん含めて通知してほしいと思いますが、いかがですか。

●議長（堀議員） ワクチン接種対策室長事務取扱副町長。

●副町長（石塚町長） ワクチン接種につきましては、これまでも説明等行ってきておりますが、特に5歳から11歳のお子様のワクチン接種については、その辺も含めて、しっかりと説明をしてまいりたいと考えております。

それと、あくまでもワクチン接種については強制ではなくて、理解していただいた上で接種を判断していただくということになっておりますので、これについてもご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 以上で、2番、石澤議員の一般質問を終わります。

本日はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後5時10分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和4年3月7日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

議案第 4 号

令和 4 年度 厚岸町一般会計予算

提案理由説明書（総体）

ただいま、上程いただきました、
議案第4号 令和4年度 厚岸町 一般会計予算 から
議案第10号 令和4年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計予算
まで、その内容をご説明させていただきます。

お手元に配布しております「令和4年度 厚岸町 各会計予算書」及び、
同時に配布しております 「令和4年度 一般会計 予算資料」の概要に
よって、ご説明申し上げます。

はじめに、予算書の1ページをお開き願います。

議案第4号 令和4年度 厚岸町一般会計予算であります。
令和4年度 厚岸町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項 歳入歳出予算
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、
101億7,616万8千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、
「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページから6ページにわたり、第1表 歳入歳出予算であります。

歳入では、23款40項、歳出では、12款30項にわたり
それぞれ、101億7,616万8千円で、

令和3年度当初予算に比較し、
5.0%、4億8,408万7千円の増となっております。

はじめに、歳入歳出予算の前年度当初予算対比等の
計数的な説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、別冊の「令和4年度一般会計予算資料」の
1ページをご覧ください。

なお、前年度比較増減の主な要因につきましては、
「令和4年度予算に関する説明書」の
各会計事項別明細書において、説明させていただきますので、
本予算資料での説明は省略させていただきます。ご了承願います。

1 款	町税	本年度予算額 前年度比較 増減率	1 0 億 6, 6 1 3 万 8 千円 2, 2 7 4 万 9 千円の増 2. 2 %の増
2 款	地方譲与税		1 億 1, 1 9 7 万 3 千円 1, 4 2 2 万 9 千円 1 4. 6 %の増
3 款	利子割交付金		9 0 万 2 千円 1 2 万 3 千円 1 5. 8 %の増
4 款	配当割交付金		7 5 万 2 千円 1 1 万 9 千円 1 3. 7 %の減
5 款	株式等譲渡所得割交付金		1 2 3 万 6 千円 4 7 万 2 千円 6 1. 8 %の増
6 款	法人事業税交付金		9 3 1 万 6 千円 3 7 5 万 6 千円 6 7. 6 %の増
7 款	地方消費税交付金		1 億 8, 1 4 7 万 9 千円 8 7 3 万 9 千円 5. 1 %の増
8 款	ゴルフ場利用税交付金		1 9 1 万 2 千円 1 3 万 7 千円 7. 7 %の増
9 款	環境性能割交付金		6 3 8 万円 5 8 万 1 千円 8. 3 %の減

1 0 款	国有提供施設等所在市町村交付金	1, 3 7 4 万 9 千円 1 3 6 万 5 千円 1 1. 0 %の増
1 1 款	地方特例交付金	5 6 1 万 1 千円 6 5 万 9 千円 1 0. 5 %の減
1 2 款	地方交付税	3 7 億 4, 9 7 7 万 7 千円 1, 6 6 1 万 2 千円 0. 4 %の増
1 3 款	交通安全対策特別交付金	8 7 万 8 千円 1 万 8 千円 2. 0 %の減
1 4 款	分担金及び負担金	3 1 6 万 5 千円 3, 3 7 8 万 5 千円 9 1. 4 %の減
1 5 款	使用料及び手数料	4 億 3, 7 2 6 万 2 千円 3, 4 7 2 万 9 千円 8. 6 %の増
1 6 款	国庫支出金	1 3 億 2, 8 5 7 万 8 千円 2 億 6, 5 5 1 万 7 千円 2 5. 0 %の増
1 7 款	道支出金	4 億 1, 1 8 9 万 7 千円 3 5 9 万 1 千円 0. 9 %の減
1 8 款	財産収入	8, 5 3 8 万 4 千円 1 5 万円 0. 2 %の減
1 9 款	寄附金	5 億円 1 億円 2 5. 0 %の増

20款	繰入金	11億7,225万円 7,365万円 6.7%の増
21款	繰越金	500万円 増減なし
22款	諸収入	7,582万9千円 1,191万2千円 18.6%の増
23款	町債	10億670万円 3,100万円 3.0%の減

表の右欄に構成比を記載しておりますので、ご参照願います。

続いて、2ページ
歳出、款別の一覧であります。

1款	議会費	本年度予算額 前年度比較 増減率	6,094万1千円 152万6千円の増 2.6%の増
2款	総務費		5億1,626万3千円 2,728万9千円 5.6%の増
3款	民生費		12億1,308万1千円 1億7,688万3千円 12.7%の減
4款	衛生費		9億6,530万8千円 1,928万7千円 2.0%の増
5款	農林水産業費		8億7,095万7千円 1億4,440万9千円 19.9%の増

6 款 商工費	7 億 9, 2 4 5 万円 2 億 2, 9 3 3 万 2 千円 4 0. 7 %の増
7 款 土木費	1 5 億 1, 3 8 6 万 1 千円 8 3 9 万 3 千円 0. 6 %の減
8 款 消防費	7 億 8, 2 0 0 万 9 千円 3 億 2 2 0 万 7 千円 6 3. 0 %の増
9 款 教育費	5 億 2, 4 5 9 万 2 千円 2, 6 7 0 万 9 千円 4. 8 %の減
1 1 款 公債費	1 0 億 3, 8 9 5 万 2 千円 7 9 0 万 1 千円 0. 8 %の減
1 2 款 給与費	1 8 億 9, 0 7 5 万 4 千円 2, 0 0 7 万 7 千円 1. 1 %の減
1 3 款 予備費	7 0 0 万円 増減なし

表の右欄に構成比を記載しておりますので、ご参照願います。

以上、「各款」の概括的な増減を中心に説明をさせていただきました。

続きまして、3 ページをご覧願います。

歳出、性質別の内容であります。

1 人件費	本年度予算額	1 9 億 6, 3 5 9 万 3 千円
	前年度比較	2, 1 8 2 万 7 千円の減
	増減率	1. 1 %の減
	詳細は、本資料 6 ページをご参照願います。	

2	物件費	15億3,991万2千円 4,233万8千円 2.8%の増
---	-----	-------------------------------------

詳細は、本資料7ページ、8ページをご参照願います。

3	維持補修費	6,186万6千円 1,662万1千円 36.7%の増
---	-------	-----------------------------------

4	扶助費	5億4,488万5千円 1,131万4千円 2.1%の増
---	-----	------------------------------------

5	補助費等	15億6,642万3千円 9,521万1千円 6.5%の増
---	------	-------------------------------------

維持補修費、扶助費、補助費等につきましては、
本資料、9ページから11ページに
その内訳を記載しております。ご参照願います。

6	普通建設事業費	24億4,590万5千円 2億8,193万5千円 13.0%の増
---	---------	--

なお、本資料19ページから38ページまで、
事業内容及び財源内訳を記載しておりますのでご参照願います。

7	公債費	10億3,895万2千円 790万1千円 0.8%の減
---	-----	-----------------------------------

8	繰出金	7億4,368万1千円 1,978万1千円 2.7%の増
---	-----	------------------------------------

9	積立金	2億6,395万1千円 4,661万5千円 21.4%の増
---	-----	-------------------------------------

1 1 予備費

7 0 0 万円
増減なし

表の右欄に構成比を記載しておりますので、ご参照願います。

本資料の4ページから5ページは、歳出を性質別と目的別にまとめて一覧表にしたものであります。ご参照願います。

以上で、令和4年度予算、一般会計の概要説明を終わり、歳入歳出、それぞれ、項目別に説明をさせていただきます。

厚岸町各会計予算書、厚い冊子にお戻りいただき、一般会計予算に関する説明書36ページをお開き願います。

事項別に説明させていただきます。

なお、歳入歳出ともに、それぞれ2ページの見開きとなっており、左側のページで申し上げます。

議案第 4 号

令和 4 年度 厚岸町一般会計予算

提案理由説明書

(3 6 ページ)

1 款 町税 1 項 町民税 1 目 個人
本年度予算額 4 億 1, 4 7 0 万 8 千円
前年度比較 1 0 9 万 9 千円の減

総体的に、令和 3 年度の状況を勘案して、
現年課税分は、前年度比較で、0. 2 %、6 4 万 2 千円の減と見込み、
滞納繰越分は、前年度比較で、1 0. 9 %、4 5 万 7 千円の減と見込み、
徴収率は、現状の収納状況を勘案し、
現年課税分は、9 6. 0 %、
滞納繰越分は、1 3. 0 %と見込んでの計上であります。

2 目 法人 6, 5 5 8 万 3 千円 増減なし
令和 3 年度の申告状況を勘案しての計上であります。

2 項 1 目 固定資産税
4 億 7 1 3 万 8 千円 1, 3 0 5 万 7 千円の増
現年課税分は、前年度の比較で、
土地 1 3 万 8 千円の増
主に、地目変更や評価の変更による増であります。

家屋 1, 1 9 4 万円の増
償却資産 1 0 8 万 3 千円の増
それぞれ、主に、新型コロナウイルス特例措置の終了による増であります。

滞納繰越分は、前年度の比較で、1 0 万 4 千円の減であります。

また、徴収率は、現状の収納状況を勘案し、
現年課税分は、9 8. 0 %、
滞納繰越分は、1 0. 0 %と見込んでの計上であります。

2 目 国有資産等所在市町村交付金
4 8 0 万 9 千円 6 7 万 5 千円の減
固定資産の評価に連動した交付見込額の計上であります。

3 款 軽自動車税 1 目 環境性能割 3 4 6 万円 1 4 3 万 8 千円の増
課税台数を 1 4 2 台、前年度と比較して 3 0 台の増を見込んでの計上でありま
す。

2目 種別割 2, 685万6千円 44万8千円の増
現年度分は、課税台数を4, 073台、前年度と比較して45台の増を見込んでの計上であります。
徴収率は、現状の収納状況を勘案し、98.0%と見込んでの計上であります。
滞納繰越分は、1千円の計上であります。

4項 1目 たばこ税 1億278万7千円 800万2千円の増
令和3年度の販売本数を勘案しての見込み計上であります。

次ページ

6項 1目 都市計画税 4, 079万7千円 157万8千円の増
固定資産税の課税見込みに連動した計上で、

現年課税分は、前年度との比較で、
土地 12万6千円の増
主に、地目変更や評価の変更による増であります。

家屋 144万6千円の増
主に、新型コロナウイルス特例措置の終了による増であります。

滞納繰越分は、6千円の増であります。

また、徴収率は、現状の収納状況を勘案し、
現年課税分は、98.0%、
滞納繰越分は、10.0%と見込んでの計上であります。

2款 地方譲与税 1項 1目 地方揮発油譲与税
2, 306万円 387万8千円の増

令和3年度交付見込みをもとに
総務省から示された市町村の伸び率を勘案した計上としております。
以下、11款まで同様の推計による計上であります。

2項 1目 自動車重量譲与税
6, 910万8千円 585万2千円の増

3項 1目 森林環境譲与税
1, 980万5千円 449万9千円の増

3款 1項 1目 利子割交付金
90万2千円 12万3千円の増

4款 1項 1目 配当割交付金
75万2千円 11万9千円の減

5款 1項 1目 株式等譲渡所得割交付金
123万6千円 47万2千円の増

6款 1項 1目 法人事業税交付金
931万6千円 375万6千円の増

7款 1項 1目 地方消費税交付金
1億8,147万9千円 873万9千円の増

次ページ

8款 1項 1目 ゴルフ場利用税交付金
191万2千円 13万7千円の増

9款 1項 1目 環境性能割交付金 638万円 58万1千円の減

10款 1項 1目 国有提供施設等所在市町村交付金
1,374万9千円 136万5千円の増

11款 1項 1目 地方特例交付金
561万1千円 65万9千円減

12款 1項 1目 地方交付税
37億4,977万7千円 1,661万2千円の増

普通交付税については、国における地方財政計画において、
5.1%の増と示され、町の個別の算定基礎数値の増減を勘案して推計した
最低額を約38億5,560万円とし、34億4,977万7千円の計上とし
ております。

特別交付税については、前年度と同額の3億円の計上であります。

13款 1項 1目 交通安全対策特別交付金
87万8千円 1万8千円の減

14款 分担金及び負担金 2項 負担金

1目 民生費負担金 316万5千円 121万5千円の増
各事業負担金の計上で、

主に、老人福祉施設費用負担金（入所者分）の入所者見込み数の増と老人福祉施設費用負担金（扶養義務者分）の入所者階層区分変更に伴う増であります。

農林水産業費負担金 予算計上ゼロのため廃目となります。

15款 使用料及び手数料 次ページ

1項 使用料 1目 総務使用料 1,968万7千円 46万3千円の増
厚岸情報ネットワーク使用料の増であります。

2目 民生使用料 72万6千円 36万円の増
主に、2節 児童福祉使用料の真竜保育所使用料 40万円は滞納繰越分の増
であります。

3目 衛生使用料 156万9千円 1万2千円の増
主に、火葬場使用料の増であります。

4目 農林水産業使用料 2億7,160万8千円 3,765万5千円の増
主に1節 農業使用料の牧場使用料 3,471万7千円の増と農業水道使用
料 295万7千円の増で、それぞれ料金改定に伴う増であります。

5目 商工使用料 73万9千円 増減なし

6目 土木使用料 6,959万4千円 294万9千円の減
主に、3節 住宅使用料 295万円の減であります。

7目 教育使用料 168万3千円 1千円の増

2項 手数料 1目 総務手数料 444万5千円 5万9千円の減
次ページにわたり
主に、3節 戸籍住民登録手数料 戸籍手数料 5万7千円の減であります。

3目 衛生手数料 3,301万6千円 38万円の減
主に、2節 環境政策手数料 ごみ処理手数料 34万7千円の減であります。

4目 農林水産業手数料 452万4千円 36万8千円の減
主に、1節 農業手数料 預託牛捕獲手数料 38万8千円の減であります。

6目 土木手数料 9万6千円 増減なし

7目 教育手数料 3千円 増減なし

3項 1目 証紙収入 2,957万2千円 6千円の減
ごみ処理 証紙収入 の減であります。

16款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金
2億6,510万2千円 317万9千円の減
主に、

1節 社会福祉費負担金の

障害者自立支援給付費負担金 707万4千円の増

2節 児童福祉費負担金

児童手当負担金 619万4千円の減は、見込み児童数の減で、

子どものための教育・保育給付費負担金 479万2千円の減は、各幼稚園等
に対する負担金の計上で、児童数の減少に伴う減であります。

2目 衛生費国庫負担金 1,730万4千円 1,722万円の増
次ページにわたり、

新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の増であります。

2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金 9,748万5千円
8,874万6千円の増

1節 総務管理費補助金

主に、空き家対策総合支援事業補助金（除却） 375万円の増、

空き家対策総合支援事業補助金（特定空家等） 3,642万円 皆増、空き

家対策総合支援事業補助金（活用） 75万円 皆増、新型コロナウイルス感
染症対応地方創生臨時交付金 5,173万3千円の増であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の各事業において説明いたし
ます。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業一覧を参考
資料として提出しておりますので、ご参照願います。

2目 民生費国庫補助金 1,994万8千円 3,622万6千円の減
主に、1節 社会福祉費補助金 昨年計上のアイヌ政策推進交付金（社会福祉施設）4,240万円の減、
2節 児童福祉費補助金
子ども・子育て支援交付金 172万8千円の増は補助率改正による増、
3節 防衛施設周辺整備事業補助金 520万円が皆増であります。
なお、「特定防衛施設周辺整備調整交付金」充当事業の内容につきましては、歳出予算の各事業において説明いたします。

3目 衛生費国庫補助金 2,322万6千円 2,085万4千円の増
主に、1節 保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 2,036万9千円 新規計上であります。

4目 農林水産業費国庫補助金
1億2,006万6千円 1,186万8千円の増
4節 防衛施設周辺整備事業補助金の増で、
内訳では、

矢臼別演習場周辺農業用機械導入事業補助金（畜産業） 1,353万2千円の減、特定防衛施設周辺整備調整交付金（畜産業） 2,540万円の増であります。

6目 土木費国庫補助金
4億3,407万2千円 3,780万7千円の増
1節 土木管理費補助金 1,050万円の減、
2節 道路橋梁費補助金 8,865万3千円の増
主に、社会資本整備総合交付金（道路新設改良）1億341万3千円の増
6節 住宅費補助金 8,147万3千円の減
主に、昨年度計上の社会資本整備総合交付金（建設）5,250万1千円の減
7節 防衛施設周辺整備事業補助金 4,112万7千円の増であります。
それぞれ、各事業に対する補助金の計上であります。

7目 消防費国庫補助金 1億3,260万円 皆増
防衛施設周辺整備事業補助金の計上であります。

8目 教育費国庫補助金 2, 424万2千円 770万3千円の増
次ページにわたり、

主に、1節 へき地児童生徒援助費等補助金 375万円 皆増、

3節 中学校費補助金の学校施設環境改善交付金 701万7千円 皆増であります。

3項 委託金 1目 総務費委託金 30万7千円 3千円の増

2目 民生費委託金 409万4千円 73万7千円の増

主に、基礎年金事務委託金 58万8千円の増と年金生活者支援給付金業務委託金 15万8千円 皆増であります。

4目 土木費委託金 1億9, 013万2千円 1, 261万6千円の減
別寒辺牛川水系 治水砂防施設 整備事業委託金の減であります。

17款 道支出金 1項 道負担金

1目 民生費道負担金 1億8, 076万5千円 385万9千円の減

主に、1節 社会福祉費負担金の保険基盤安定負担金 290万2千円の減、

2節 児童福祉費負担金

児童手当負担金 112万3千円の減は、見込み児童数の減で、

子どものための教育・保育給付費負担金 314万円の減は、各幼稚園等に対する負担金の計上で、児童数の減少に伴う減であります。

2目 衛生費道負担金 4万2千円 増減なし

2項 道補助金 1目 総務費道補助金 724万円 45万4千円の減

主に、昨年計上の地方創生推進交付金 540万円の皆減、北海道移住支援金交付事業費補助金 240万円 皆増と地域少子化対策重点推進交付金 255万円の増は、それぞれ交付見込みによる増減であります。

2目 民生費道補助金 2, 926万1千円 41万5千円の減

次ページにわたり、

主に、2節 児童福祉費補助金の多子世帯等の保育料軽減支援事業費補助金

44万1千円の減は対象児童数の見込みによる減、子ども・子育て支援交付金

52万1千円の減は、補助率改正に伴う減であります。

3目 衛生費道補助金 711万8千円 145万6千円の増

主に、2節 環境政策費道補助金の海岸漂着物等地域対策推進事業補助金 154万8千円の皆増であります。

4目 農林水産業費道補助金

1億672万4千円 2,618万7千円の減

主に、

1節 農業費補助金 116万7千円の増は、

主に、青年就農給付金事業補助金 150万円の増と地域づくり総合交付金(農業水道) 259万円 の増であります。

2節 農業費交付金 2,802万2千円の減

主に、中山間地域等直接支払交付金 2,807万3千円の減、

3節 林業費補助金 66万8千円の増は、

主に、昨年計上の未来につなぐ森づくり推進事業補助金 542万9千円が皆減となり、新たに豊かな森づくり推進事業補助金 672万円が皆増であります。

5目 商工費道補助金 4,769万3千円 4,209万4千円の増

主に、地域づくり総合交付金(食文化振興) 2,500万円の増と地域づくり総合交付金(観光振興) 1,690万円の皆増であります。

6目 土木費道補助金 22万5千円 7万5千円の増

住宅耐震改修補助金の計上であります。

7目 消防費道補助 320万円 150万円の減

地域づくり総合交付金(災害対策)の減であります。

教育費道補助金は、予算計上ゼロのため廃目となります。

3項 委託金 1目 総務費委託金

2,785万4千円 26万1千円の増 次ページにわたり、

主に、4節 選挙費委託金が75万2千円の増であります。

3目 衛生費委託金 6万円 5千円の増

浄化槽届出事務委託金の増であります。

4目 農林水産業費委託金 132万3千円 2万5千円の増

主に、3節 水産業費委託金 6万1千円の増であります。

5目 商工費委託金 4千円 増減なし

6目 土木費委託金 38万8千円 8千円の増

3節 住宅費委託金の確認申請審査委託金 8千円の増であります。

18款 財産収入 1項 財産運用収入

1目 財産貸付収入 2,073万1千円 9万7千円の減

1節 土地建物貸付収入 9万7千円の減

主に、貸家料（一般職員住宅） 10万4千円の減であります。

2目 利子及び配当金 3万4千円 増減なし

2項 財産売払収入

1目 不動産売払収入 785万2千円 53万円の増

主に、立木売払代 48万9千円の増であります。

2目 生産物売払収入 5,676万7千円 58万3千円の減

主に、しいたけ菌床売払代 234万1千円の減であります。

19款 寄附金 次ページ

1項 寄附金 1目 一般寄附金 5億円 1億の増

ふるさと納税分として、5億円の見込み計上であります。

20款 繰入金 1項 基金繰入金

1目 財政調整基金繰入金 3億円 増減なし

2目 減債基金繰入金 3億円 1億円の減

3目 地域づくり推進基金繰入金 1億9,100万円 2,700万円の増

4目 まちおこし基金繰入金 199万9千円 1千円の減

5目 老人福祉基金繰入金 180万円 増減なし

6目 環境保全基金繰入金 1,380万円 270万円の増

10目 ふるさと納税基金繰入金 3億円 1億2,000万円の増

11目 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金 5,870万円

1,920万円の増

12目 森林環境譲与税基金繰入金 495万1千円 524万9千円の減

合わせて、基金繰入金は、11億7,225万円の計上で、

前年度比、7,365万円の増であります。

なお、積立基金の状況については、予算資料の13ページを、

ふるさと納税基金の充当事業については、

14ページから18ページを参照ください。

21款 1項 1目 繰越金 500万円 増減なし

22款 諸収入 1項 延滞金加算金及び過料

1目 延滞金 1千円 増減なし

2目 加算金 1千円 増減なし

3目 過料 1千円 増減なし

2項 預金利子 1目 町預金利子 1万3千円 3万6千円の減

3項 貸付金元利収入

2目 ウタリ住宅改良貸付金 元利収入 97万5千円 増減なし

6目 十勝沖地震 災害援護資金 貸付金収入 12万1千円 増減なし

次ページ

4項 受託事業収入

3目 衛生費受託事業収入 251万8千円 14万3千円の減

5目 土木費受託事業収入 3万円 増減なし

6項 雑入

1目 滞納処分費 1千円 増減なし

2目 過年度収入 1千円 増減なし

3目 雑入 7,216万7千円 1,209万1千円の増

次ページにわたり

主な増減としては、

宝くじ交付金 290万4千円の増

デジタル基盤改革支援補助金 461万5千円 皆増

二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金 725万9千円 皆増

資源ごみ売払代 234万6千円の増であります。

23款 1項 町債 10億670万円 3,100万円の減

1目 総務債 4,930万円 290万円の増

民生債 予算計上ゼロのため廃目となります。

3目 衛生債 2,090万円 4,220万円の減

4目 農林水産業債 2億1,460万円 1億6,850万円の増

5目 商工債 2,000万円 皆増

6目 土木債

2億7,010万円 4,660万円の減

7目 消防債

2億1,200万円 1億3,870万円の増

次ページ

8目 教育債 1億5,060万円 3,190万円の増

町債全体説明欄記載のとおり、25事業債の計上であります。

10目 臨時財政対策債 6,920万円 1億7,540万円の減
地方財政計画の伸び率を勘案しての計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

62ページをお開き願います

続いて、歳出の説明であります、

事項別明細書について、
左側のページには、予算科目の「款」から「目」までと「財源内訳」、
右側のページには、予算科目の「節」、
説明欄には、所属名称、事業別ごとの詳細の表記となっております。

それでは、歳出について、ご説明いたします。

各目ごとに、事務事業別に、
その主な計上内容と大きな増減についてはその額を申し上げ、
詳細については、説明欄記載のとおりであり、省略させていただきます。

なお、事務事業の表記順番は、所属順となります。

皆増、皆減となる事務事業につきましては、
予算資料45ページから48ページをご参照ください。

これからの説明において、前年度計上で、皆減となる事業費は、
省略させていただきますので、ご了承願います。

1 款 1 項 1 目 議会費

6, 094 万 1 千円 152 万 6 千円の増 次ページにわたり
4 事務事業の計上でございます。

議員報酬等 5, 511 万 7 千円 125 万 1 千円の増
主に、議員報酬等の増であります。

議会運営 381 万 7 千円 21 万 3 千円の増
主に、費用弁償 22 万 5 千円の増であります。

町議会だより発行 72 万 6 千円 7 万 7 千円の増
印刷製本費の増であります。

議会事務局 128 万 1 千円 1 万 5 千円の減
事務用消耗品の減であります。

66 ページ

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費

5, 690 万 4 千円 350 万 4 千円の増 71 ページにわたり
10 事務事業の計上であります。

表彰者審査委員会 3 万 2 千円 1 千円の減
行政不服審査会 2 万 8 千円 増減なし

総務一般 924 万 4 千円 1 万 7 千円の減
次ページにわたり
主に、

顧問弁護士報酬、町長・副町長などの旅費、交際費、
各団体負担金の計上であります。

町表彰・名誉町民 28 万 5 千円 1 万 5 千円の減
文書・法制 697 万 6 千円 22 万 7 千円の増
主に、通信運搬費 10 万 8 千円の増であります。

庁舎・町民広場 2, 852万1千円 260万1千円の増
次ページにわたり

燃料費、光熱水費、通信運搬費など、庁舎管理経費の計上で、
主に、燃料費 29万円の増と

備品購入費 142万1千円の増で、その内容は、
老朽化している事務用椅子4脚の購入と経年劣化で椅子座面革のひび割れが著
しい町長室応接用椅子の購入費の計上であります。

役場庁舎非常用発電設備整備事業 1, 126万4千円 皆増
役場庁舎の非常用発電設備を更新するため実施設計委託料の計上であります。

特別職報酬等審議会 3万8千円 2千円の減

管理人等災害補償 18万9千円 2千円の増
各町有施設の管理人などに対する業務時の災害補償保険料の計上であります。

危機対策一般 327万円 5千円の増
危機対策事務経費の計上であります。

2目 簡易郵便局費 39万2千円 6千円の増
次ページにわたり、簡易郵便局の運営経費の計上であります。

3目 職員厚生費 1, 685万3千円 345万3千円の減
3事務事業の計上であります。

人事給与管理 273万5千円 452万9千円の減
主に、北海道職員の派遣に伴う負担金 543万1千円の減であります。

職員福利厚生・健康管理 1, 056万1千円 88万3千円の増
主に、職員の健康診断委託料の増であります。

次ページ

職員研修 355万7千円 19万3千円の増
職員研修にかかる旅費及び負担金ほかの計上で、
主に、職員研修実施委託料 10万2千円の増と職員研修負担金 13万5千
円の増であります。

4目 情報化推進費 1億9, 827万4千円 151万円の増
12事務事業の計上であります。

情報公開審査会 3万5千円 増減なし
個人情報保護審議会 3万9千円 増減なし
個人情報保護審査会 3万5千円 増減なし
それぞれ、審査会など開催経費であります。

情報公開・個人情報保護 1万5千円 2千円の増

総合行政情報システム運営 6,645万3千円 53万円の増
次ページにわたり、
総合行政情報システム運営費の計上で、
主に、保守点検委託料 113万円の増であります。

住民基本台帳ネットワーク 70万2千円 増減なし
住民基本台帳ネットワーク経費の計上であります。

総合行政ネットワーク 134万7千円 6万8千円の増
同ネットワークの運営経費の計上で、
保守点検委託料の増であります

厚岸情報ネットワーク 3,614万7千円 149万8千円の減
次ページにわたり
同ネットワークの運営経費の計上で
主に、センター設備電気料 52万6千円の減とIP告知情報システム利用料
91万円の減であります。

個人番号カード等交付事務 9万円 330万2千円の減
主に、昨年計上の関連事務委託料 331万9千円の減であります。

厚岸情報ネットワーク整備事業 1,349万5千円 246万2千円の増
主に、NTT柱と北電柱の移転に伴う架線整備委託料の増であります。

総合行政情報システム整備事業 7,782万円 426万1千円の増
各システム改修に伴う、システム整備委託料 1,257万7千円の増と昨年
計上の総合行政情報システム（強靱性向上）借上料 831万6千円の減であ
ります。

総合行政情報システム整備事業（番号制度）
209万6千円 101万3千円の減
番号制度システムの改修委託料の減であります。

5目 交通安全防犯費 795万4千円 44万8千円の増
5事務事業の計上であります。

交通安全指導員 180万7千円 4万8千円の増
指導員謝礼金等の増であります。

交通安全 176万8千円 27万7千円の減
主に、交通安全運動推進委員会に対する補助金 20万円の減であります

自転車交通安全推進 90万円 皆増
自転車事故による被害軽減対策として、ヘルメット購入費に上限2千円と保険加入費用に上限1千円の助成を300人見込んでの計上であります。

防犯 47万9千円 2万3千円の減
主に、厚岸地区暴力追放運動推進協議会補助金 2万円の減であります。

交通安全施設整備事業 300万円 20万円の減
町道の区画線等の整備費の計上であります。

6目 行政管理費 203万4千円 21万7千円の減 次ページにわたり、
2事務事業の計上であります。

町史編さん審議会 4万2千円 増減なし

町史編さん 199万2千円 21万7千円の減
主に、町史編さん業務委託料 34万7千円の減であります。

7目 文書広報費 347万2千円 50万9千円の減
2事務事業の計上であります。

広報 341万円 52万1千円の減
広報誌作成に係る関連経費の計上で、
主に、昨年度計上の暮らしの便利手帖印刷費 85万3千円の減であります。

広聴 6万2千円 1万2千円の増
印刷費の増であります。

次ページ

8目 財政管理費 1,507万6千円 増減なし
5事務事業の計上であります。

財政管理 557万4千円 増減なし

主に、財政事務経費と北海道市町村備荒資金組合負担金の計上であります。

財政調整基金 10万円 増減なし

減債基金 930万1千円 増減なし

地域づくり推進基金 10万円 増減なし

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金 1千円 増減なし

それぞれ、基金への積立金の計上であります。

9目 会計管理費 572万9千円 162万7千円の増

出納業務にかかる関連経費の計上で、

主に、支払通知書の印刷製本費 13万4千円の増であります。

会計管理用備品整備事業 187万円 皆増

経年劣化により支払通知書作成に支障来すため、圧着器1台の購入費であります。

10目 企画費 1億2,095万8千円 7,832万4千円の増

93ページにわたり、

18事務事業の計上であります。

企画一般 140万円 44万2千円の増

企画調整にかかる事務経費、及び各種団体負担金11件の計上で、

主に、まちづくりワークショップ開催に伴う講師謝礼金ほか関係経費 33万円の増と北海道横断自動車道尾幌糸魚沢道路の建設事業の実施において必要となる土置場の借上料 8万3千円の増であります。

国土法事務 4万円 4千円の減

事務用消耗品の減であります。

北海道くしろ地域・東京特別区交流推進 94万3千円 増減なし

次ページにわたり、

主に、旅費及び関連協議会への負担金であります。

東京都荒川区との関係人口創出拡大に向け、釧路地域と東京都荒川区との連携による交流事業経費の計上であります。

空家等対策協議会 9万3千円 1万円の減

空家等対策協議会の委員報酬及び費用弁償の計上であります。

空家等対策 18万8千円 4万4千円の増

空家等対策に要する事務経費の計上で、空家等への対応及び軽微な措置を実施する際に必要となる消耗品費 4万4千円の増であります。

空家等除却促進補助 1,000万円 750万円の増

空家等対策計画に基づく、空家等の除却費用に対し、上限額50万円、20件分の補助金の計上であります。

空家等活用促進補助 150万円 皆増

空家等の所有者に対し、空き家の改修に要した経費の2分の1、上限50万円、3件分の補助金の計上であります。

国際・地域交流 160万5千円 161万9千円の減

友好都市山形県村山市及び姉妹都市オーストラリアクラレンス市との交流関係経費で、主に、本年2月に姉妹都市であるオーストラリアクラレンス市と姉妹都市提携40周年を迎えたことを記念して姉妹都市に関する講演会とワークショップの開催経費 18万6千円とふるさとフェア村山への参加経費の計上であります。

まちおこし補助金 200万円 増減なし 次ページにわたり、まちおこし補助金交付見込1件分の計上であります。

移住・定住 67万5千円 267万8千円の減

移住・定住を促進するための経費の計上で、主に、昨年度計上の移住定住促進動画制作委託料 275万円の減であります。

移住体験住宅 90万8千円 11万4千円の増

厚岸町への移住を検討している方に対し、一定期間で町内で生活を体験できる住宅の貸付経費の計上で、主に、光熱水費 10万8千円の増と住宅清掃手数料 19万8千円の増であります。

移住支援金 320万円 400万円の減

移住促進及び中小企業における人手不足解消を目的に、東京圏から厚岸町に移住して就業または、起業する方に対し、支援金の計上であります。

移住・定住促進 390万円 増減なし

厚岸町に移住・定住しようとする方に対し、経済的負担を軽減するため、引越費用や家賃費用の補助金の計上であります。

結婚支援 1, 185万円 360万円の増 次ページにわたり
新婚世帯に対し、住居費及び引越費用の補助金の計上であります。

地域おこし協力隊 494万7千円 40万1千円の増
地域おこし協力隊員として、本年度新たに2名の採用を見込んで、
計4名分の隊員報酬と活動関連経費の計上であります。

地域おこし協力隊起業等支援 100万円 増減なし
地域おこし協力隊が町内で起業する場合に要する経費に対して、1人あたり
100万円を上限とする助成金の計上であります。

若竹第2埠頭付近倉庫等解体事業 7, 460万8千円 皆増
湖南地区の若竹第2埠頭付近にある倉庫等の解体について、
国の補助金と町負担分を併せて事業主体である厚岸漁業協同組合に対して支援
する、補助金の計上であります。

姉妹都市看板整備事業 210万1千円 皆増
床潭末広間道路沿いに設置している老朽化が著しい縁の地案内看板の更新整備
工事費の計上であります。

11目 財産管理費 1, 482万6千円 4, 481万7千円の減
3事務事業の計上であります。

財産管理一般 94万6千円 32万2千円の減 次ページにわたり
主に、昨年度計上の不動産鑑定委託料 32万7千円の減であります。

共通物品調達 667万円 5万7千円の減
共通物品の調達経費の計上であります。

町有施設消防用備品管理 721万円 皆増
町有施設に設置されている耐用年数を迎える消火器440本購入費の計上であ
ります。

12目 車両管理費 1, 093万円 593万3千円の減
2事務事業の計上であります。

公用車管理 812万8千円 27万6千円の増
公用車の運行管理経費の計上で、機械器具購入 4万8千円は
老朽化した高圧洗浄機1台の購入費であります。

公用車整備事業 280万2千円 620万9千円の減 次ページにわたり
交通安全広報車1台の購入費の計上であります。

14目 厚岸大橋開通50周年記念事業費
記念事業一般 120万9千円 皆増
厚岸町の産業・経済・文化・観光などの発展に大きく寄与することとなった厚
岸大橋が、本年9月に開通して50年を迎えるにあたり、記念事業経費の計上
であります。

2項 徴税費 1目 賦課納税費 2,695万円 29万7千円の増
101ページにわたり、
4事務事業の計上であります。

町民税課税 912万円 14万3千円の増
町民税の課税関連経費の計上で、
主に、電算処理委託料 8万7千円の増であります。

固定資産評価審査委員会 28万円 2万4千円の増
次ページにわたり、
同委員会の審査会に要する計上で、
主に、事務用備品購入 2万4千円は、公印購入費の計上であります。

資産税課税 462万1千円 95万9千円の増
資産税の課税関連経費の計上で、
主に、固定資産の評価のための評価業務委託料 93万5千円の増であります。

町税等収納 1,292万9千円 82万9千円の減 次ページにわたり
主に、釧路・根室広域地方税 滞納整理機構負担金、
町税収入払戻金など、町税収納に係る経費の計上で、
主に、釧路・根室広域地方税滞納整理機構に対する負担金 98万1千円の減
と事務用備品購入 1万7千円は、手提げ金庫1個の購入費の計上であります。

3項 1目 戸籍住民登録費 1,556万7千円 718万6千円の増
5事務事業の計上であります。

戸籍住民基本台帳 738万8千円 117万7千円の増
戸籍と住民基本台帳に関する事務経費の計上で、
主に、戸籍事務に係る電子情報処理の共同運用を3町村から6町村へ変更する
ことに伴う経費の計上と令和4年度から、上尾幌郵便局へ戸籍及び住民票等の
証明書交付事務を委託する事務に係る経費の計上であります。

旅券事務 6万円 1万6千円の減
発給申請書等送付代の減であります。

個人番号カード普及促進 13万2千円 皆増 次ページにわたり
個人番号カード普及促進のための経費の計上であります。

戸籍情報システム整備事業 612万円 皆増
法務省が管理する戸籍副本管理システムへ送付や戸籍証明書の副本記録情報の
作成などに対応するためのシステム整備委託料の計上であります。

湖南地区出張所 186万7千円 14万1千円の減
同出張所の運営経費の計上で、
主に、出張所事務室借上料 14万円の減であります。

4項 選挙費 1目 選挙管理委員会費 46万4千円 5万6千円の減
次ページにわたり
2事務事業の計上であります。

選挙管理委員会 21万8千円 1千円の減
選挙管理委員会経費の計上であります。

選挙一般 24万6千円 5万5千円の減
主に、事務用消耗品の減であります。

町長選挙費、町議会議員補欠選挙費、衆議院議員選挙費は、予算計上ゼロのため
廃目となります。

5目 道知事・道議会議員選挙費 383万2千円 皆増
6目 町議会議員選挙費 73万8千円 皆増
7目 参議院議員選挙費 1,103万8千円 皆増
それぞれ各選挙費の計上であります。

5項 統計調査費

1目 統計調査総務費 24万9千円 57万3千円の減
5事務事業の計上であります。

統計一般	6万7千円	6千円の減
学校基本調査	9千円	次ページにわたり、増減なし
住宅・土地統計調査	4万7千円	皆増
就業構造基本調査	11万7千円	皆増
経済センサス	9千円	72万7千円の減

各種統計調査費の計上であります。

6項 1目 監査委員費 281万4千円 23万5千円の増
2事務事業の計上であります。

監査委員 247万2千円 9万6千円の増
監査委員報酬、費用弁償の計上であります。

監査委員事務局 34万2千円 13万9千円の増 次ページにわたり
事務局経費の計上であります。

112ページ

3款 民生費 1項 社会福祉費

1目 社会福祉総務費 1億7,857万8千円 3,352万7千円の減
8事務事業の計上であります。

国民健康保険特別会計 1億1,717万5千円 407万2千円の減
特別会計への繰出金であります。

保健福祉総合センター・健康広場 1,200万3千円 80万3千円の減
センター管理経費の計上で、
主に、修繕料 156万6千円の減であります。

社会福祉一般 4,171万8千円 178万2千円の減 次ページにわたり
民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会への補助金などの計上で、
主に、社会福祉協議会への補助金 91万5千円の減であります。

民生委員推薦会 8万4千円 3万円の増
主に、委員報酬の増であります。

戦没者追悼式 47万7千円 1千円の増
追悼式に要する経費の計上であります。

福祉灯油 453万7千円 217万8千円の増
これまでの60リットル定量から1万円の定額支給への変更に伴う増であります。

災害見舞金 5万円 次ページにわたり 増減なし

多機能共生型地域交流センター 253万4千円 1万7千円の増
同施設の管理運営費の計上で、
主に、光熱水費の増であります。

2目 心身障害者福祉費 3億4,391万5千円 1,513万5千円の増
18事務事業の計上であります。

障害支援区分等審査会 60万9千円
17万4千円の増
審査会に要する経費の計上で、
主に、委員報酬 5万8千円の増と基本調査委託料 3万9千円の増であります。

心身障害者福祉一般 34万3千円 4万5千円の増 次ページにわたり
地区身体障害者福祉協会負担金の増であります。

障害者更生医療給付 1,938万9千円 180万円の増
更生医療給付費の計上であります。

障害者（児）補装具給付 213万円 4万円の増
補装具給付費の計上であります。

障害者（児）介護・訓練等給付
2億9,779万7千円 1,230万6千円の増
主に、各給付費の増であります。

育成医療給付 31万2千円 増減なし
給付費の計上であります。

身体障害者等交通費助成 24万4千円 56万5千円の減
交通費支援の計上で、
主に、昨年度まで計上の重度心身障害者交通費分を福祉交通回数券助成事業に
統合したことによる減であります。

身体障害者福祉電話貸与 2万円 次ページにわたり 増減なし

障害者（児）ふれあいフェスティバル 34万円 増減なし

子ども発達支援センター 374万1千円 増減なし

地域生活支援 1,748万円 24万3千円の増
相談支援、コミュニケーション支援などの各実施委託料、
地域活動支援センター運営費や
障害者（児）日常生活用具給付費などの計上で、
主に、成年後見推進委託料 9万9千円の増と成年後見人報酬助成 18万円
の計上であります。

障害児援護旅費助成 2万4千円 次ページにわたり、増減なし

心身障害児等施設通園交通費助成 3万4千円 1万5千円の増

生活福祉資金等利子補給 1千円 増減なし

地域訪問支援 23万2千円 10万8千円の増
主に、車検に伴う修繕料の増であります。

事業者バリアフリー支援 25万円 増減なし
事業者に対する助成金の計上であります。

自助具等給付 34万8千円 皆増
長い間寝たきり生活にある重度身体障がい者に対し、洗髪器1件分の助成と身体障害者手帳の交付対象とならない難聴者に対する補聴器購入費用の計上で、その内容は、軽度・中等度難聴で身体障がい者手帳非該当の方で、18歳未満については両耳1件分、18歳以上については片耳5件分の助成の計上であります。

障害者診断書料等助成 62万1千円 皆増
身体障害者手帳の交付申請及び更新の際に必要な診断書等の取得費用に対する助成の計上であります。

3目 心身障害者特別対策費 1,331万円 5千円の減
2事務事業の計上であります。

重度心身障害者医療 1,300万円 次ページあたり 増減なし

重度心身障害者医療事務 31万円 5千円の減
主に、医療機関、請求手数料の減であります。

4目 老人福祉費 2億6,029万6千円 1,981万7千円の増
22事務事業の計上であります。

介護保険特別会計 1億9,944万8千円 889万4千円の増
特別会計への繰出金の計上であります。

老人福祉一般 130万9千円 124万1千円の増
主に、高齢者保健福祉計画策定業務委託料 113万9千円の増であります。

介護予防・生活支援 高齢者福祉 526万2千円 45万2千円の増
次ページにわたり

緊急通報サービス実施委託など、要援護者やひとり暮らし高齢者等への生活支援サービス費の計上で、主に、緊急通報サービス実施委託料 55万2千円の増であります。

老人クラブ運営支援 110万円 3万7千円の減
主に、老人クラブ、老人クラブ連合会に対する運営費補助金の計上であります。

老人保護措置費 1,050万1千円 121万1千円の増
養護老人ホーム新規入所者1人分の増であります。

老人日常生活用具給付 7万7千円 増減なし

福祉バス運行 420万6千円 2万7千円の増
主に、委託料の増であります。

福祉交通回数券助成 1,077万6千円 168万円の増
主に、重度心身障害者交通費分を含めての交通回数券助成の増であります。

高齢者等通院交通費助成 120万円 次ページにわたり、増減なし

保健・医療・福祉総合サービス調整 80万円 増減なし

老人福祉電話貸与 2万2千円 2千円の減

敬老会 684万3千円 37万円の増
主に、敬老会補助金の増であります。

長寿祝金 510万円 175万円の減
支給対象者見込による減であります。

高齢者事業団育成 30万円 増減なし

老人福祉施設 237万2千円 12万7千円の増
特別養護老人ホームなど指定管理に係る施設管理費の計上で、
主に、特殊建築物等定期調査委託料 15万4千円の増であります。

次ページ

成年後見推進 135万8千円 9万9千円の増
成年後見人推進委託料の増であります。

元気いきいき高齢者応援 105万9千円 4万6千円の減
支給対象者見込による減であります。

特別養護老人ホーム建設構想検討 50万7千円 皆増

老朽化が進む特別養護老人ホーム心和園の建て替えに向け、主に、視察旅費などの計上であります。

特別養護老人ホーム心和園備品整備事業 211万9千円 皆増

経年劣化により使用に支障を来しているスチームコンベクションオーブン1台の購入費の計上であります。

特別養護老人ホーム心和園車両整備事業 405万6千円 皆増

次ページにわたり、

平成17年に購入した送迎用車両1台の購入費の計上であります。

なお、この2事業の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

介護保険利用者負担軽減措置 140万1千円 2千円の増

介護人材育成等支援 120万円 新規計上

町内居宅介護支援事業所において、不足している介護支援専門員の確保を図るための人材確保奨励金4人分の計上であります。

5目 後期高齢者医療費 1億4,634万1千円 483万9千円の減
2事務事業の計上であります。

後期高齢者医療特別会計 4,596万6千円 159万1千円の減
特別会計への繰出金であります。

後期高齢者医療一般 1億37万5千円 324万8千円の減
北海道後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金の計上であります。

6目 国民年金費 11万2千円 2千円の増

主に、消耗品費の増であります。

7目 自治振興費 3,749万6千円 677万1千円の増

4事務事業の計上であります。

自治振興一般 189万3千円 24万円の増 次ページにわたり、

主に、食糧費 30万円は、地域担当職員の活動に要する自治会懇親会費の計上であります。

自治会活動活性化支援 300万円 10万円の減
自治会数1減による助成金の減であります。

地域公共交通対策 2, 230万8千円 552万7千円の増
デマンドバス運行にかかる委託料ほかの計上で、主に、令和4年3月JR糸魚
沢駅廃止に伴う糸魚沢線増便による運送業務委託料 101万円の増と地域公
共交通計画の更新に伴う協議会への負担金 463万6千円の増であります。

地方バス路線維持対策 1, 029万5千円 110万4千円の増
生活交通路線等への運行助成の計上であります。

8目 社会福祉施設費 3, 875万9千円 6, 302万3千円の減
7事務事業の計上であります。

コミュニティセンター 85万9千円 1万6千円の増 次ページにわたり
コミュニティセンター2カ所の維持管理経費の計上で、
主に、燃料費の増であります。

集会所 584万2千円 3万8千円の増
集会所14カ所の維持管理経費の計上で、
主に、施設修繕料 37万3千円の増であります。

生活館 28万1千円 1万9千円の減 次ページにわたり
主に、光熱水費の減であります。

生活改善センター 505万1千円 24万8千円の増
施設の維持管理経費の計上で
主に、指定管理委託料 25万円の増であります。

湖南地区集会所整備事業 728万2千円 皆増
外装改修工事費の計上であります。

真栄地区集会所整備事業 513万7千円 皆増
内装改修工事費の計上であります。
なお、この2事業の財源については、地域づくり総合交付金を充当するもので
あります。

生活改善センター改築事業 1, 430万7千円 皆増
老朽化した生活改善センターを避難ビルの機能を備えた集会所施設へ改築するた
めの先進地視察旅費と基本設計費の計上であります。

10目 諸費 64万9千円 皆増 次ページ

老人福祉施設感染症対策 施設用備品購入は、特別養護老人ホーム心和園で使用する歩行器8台とデイサービスセンターで使用する浴室椅子3台、冷蔵庫1台の購入費の計上であります。

なお、この事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費

5, 544万2千円 709万2千円の減

5事務事業の計上であります。

子ども・子育て会議 23万8千円 増減なし

児童福祉一般 4, 742万1千円 480万7千円の減

主に、カトリック、さくら幼稚園に対する施設型給付費負担金 489万9千円の減であります。

児童手当支給事務 13万8千円 増減なし

太田へき地保育所 118万5千円 5万9千円の減 次ページにわたり

入所見込み児童数9人分の保育経費の計上で、

主に、賄材料費などの減で、事務用備品購入 8万4千円は、複合機購入費の計上であります。

子育て支援対策 646万円 222万6千円の減

次世代出産祝金支給、幼稚園等給食費助成、妊婦健康診査通院費助成ほかの計上で、

主に、出産見込数による祝金 160万円の減と児童数減少に伴う幼稚園等給食費助成 42万5千円の減であります。

2目 児童措置費 9, 486万5千円 844万円の減

見込み児童数の減に伴う児童手当の減であります。

3目 ひとり親福祉費 525万2千円 9千円の増

2事務事業の計上であります。

ひとり親家庭等医療 510万円 増減なし

次ページ

ひとり親家庭等医療事務 15万2千円 9千円の増
事務消耗品の増であります。

4目 児童福祉施設費

3,495万8千円 1億142万1千円の減
6事務事業の計上であります。

保育所一般 349万7千円 65万4千円の増
主に、普通旅費 22万8千円の増と旧上尾幌保育所の敷地にある樹木伐採手数料 33万円の増であります。

子育て支援センター 48万9千円 11万9千円の増
主に、公用車車検代経費の増であります。

しんりゅう保育所 1,757万3千円 206万9千円の増
次ページにわたり、
入所児童見込み数100人分の保育経費の計上で、
主に、燃料費、光熱水費及び賄材料費の増であります。
しんりゅう保育所（世代間交流） 11万円 1万1千円の増
児童数増に伴う食糧費の増であります。

あつけし保育所 1,321万3千円 294万3千円の増 次ページわたり、
入所児童見込み数76人分の保育経費の計上で、
主に、燃料費、光熱水費及び賄材料費の増とボイラー保守点検委託料 27万5千円の増であります。

あつけし保育所（世代間交流） 7万6千円 8千円の増
児童数増に伴う食糧費の増であります。

5目 児童館運営費 310万8千円 91万9千円の減
4事務事業の計上であります。

児童館運営委員会 5万円 増減なし
児童館一般 5千円 7万2千円の減 次ページわたり、
主に、普通旅費の減であります。

友遊児童館 144万6千円 4万6千円の減
施設運営経費の計上で、
主に、図書教材購入 7万円の減であります。

子夢希児童館 160万7千円 2万円の増
施設運営経費の計上で、
主に、自動車損害保険料の増であります。

154ページ

4款 衛生費 1項 保健衛生費

1目 衛生予防費 539万円 31万7千円の減
5事務事業の計上であります。

公衆浴場 116万円 17万円の増
主に、設備修繕費助成の増であります。

有害動物対策 9万8千円 58万7千円の減
主に、昨年度計上の備品購入費の減であります。

病症媒介動物対策 4万8千円 増減なし

畜犬登録・狂犬病予防 64万4千円 42万円の増
主に、麻酔薬注射業務委託料 22万円と事務用備品購入 20万円は、ドッグホルダー購入費の計上であります。

公衆浴場設備整備事業 344万円 32万円の減
ボイラー室給湯温水管改修費の補助金の計上であります。

2目 健康推進費 6,767万8千円 8万2千円の増
15事務事業の計上であります。

健康推進一般 2,220万円 60万3千円の減
次ページにわたり、
主に、厚岸郡救急医療確保負担金 49万5千円の減であります。

母子保健 486万7千円 33万5千円の減 次ページにわたり、
妊婦健康診査、乳幼児健康診査や不妊治療費助成など、母子保健推進に必要な経費の計上で、
主に、新たに視覚検査機器借上料の計上のほか、妊婦一般健康診査及び乳幼児健康診査委託料の減であります。

妊婦・出産包括支援 445万8千円 96万5千円の増
妊婦、子育てに対する支援等の計上で、
主に、利用者見込み増による、産後ケア事業利用料助成 98万4千円の増であります。

予防接種 1,864万4千円 102万円の減
次ページにわたり
各定期予防接種委託料の接種見込みによる計上であります。

子どもインフルエンザワクチン予防接種
166万9千円 38万1千円の増

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 85万1千円 2万4千円の増
ともに、接種見込みによる計上であります。

エキノコックス症対策 81万円 24万4千円の増
主に、検査受診者見込み増に伴う検査委託料の増であります。

がん予防保健 921万1千円 106万円の増 次ページにわたり
各種がん検診委託料の受診見込による計上であります。

特定健康診査等 310万6千円 1万6千円の減
主に、特定健康診査委託料の受診見込みによる計上であります。

健康増進 85万3千円 6万5千円の減
主に、肝炎ウイルス検診委託料の減であります。

感染症対策 1万1千円 7万3千円の減
主に、感染症対策消耗品購入の皆減であります。

未熟児養育医療給付 18万1千円 増減なし

精神障害者医療 27万1千円 23万1千円の減 次ページにわたり
対象者見込による減であります。

難病対策 47万8千円 5万円の増
対象者見込による通院費助成の増であります。

精神障害者社会復帰支援 6万8千円 20万9千円の減
対象者見込による減であります。

3目 墓地火葬場費 802万4千円 7万5千円の増
4事務事業の計上であります。

斎場 703万5千円 11万4千円の減
施設の管理運営経費の計上で、
主に、施設修繕料の減であります。

霊園 64万円 24万円の増 次ページにわたり
施設の管理運営経費の計上で、
主に、厚岸霊園内の車道整備に係る砕石購入費などの増であります。

墓地 22万3千円 5万1千円の減
主に、昨年計上の墓地道路補修用砕石購入費の減であります。

町外火葬施設使用料助成 12万6千円 増減なし

4目 水道費 4,789万8千円 2,772万1千円の増
2事務事業の計上であります。

水道事業会計 4,087万8千円 2,889万3千円の増
水道事業会計への負担金及び補助金であります。

簡易水道事業特別会計 702万円 117万2千円の減
特別会計への繰出金であります。

5目 病院費 3億8,799万8千円 92万4千円の増
次ページにわたり
当初予算計上として、繰出基準に基づく負担金の計上であります。

6目 子ども医療費 3,471万5千円 30万2千円の減
2事務事業の計上であります。

子ども医療 3,370万円 30万円の減
子ども医療事務 101万5千円 2千円の減
18歳までの医療費の無料化見込み計上であります。

7目 諸費 3,758万9千円 皆増
2事務事業の計上であります。

新型コロナウイルスワクチン予防接種体制確保 2,036万9千円 皆増
新型コロナウイルスワクチン予防接種 1,722万円 皆増は、
それぞれ、新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施に対する経費の計上で
あります。

2項 環境政策費 1目 環境対策費
2,703万2千円 1,299万円の増
8事務事業の計上であります。

環境審議会 18万8千円 6万2千円の増
審議会開催経費の計上であります。

環境対策一般 173万4千円 増減なし

環境調査監視 386万1千円 増減なし

環境マネジメントシステム 7千円 次ページにわたり、2千円の減
省エネルギー普及 10万7千円 4万2千円の増
普通旅費の増であります。

再生可能エネルギー導入目標計画策定 998万8千円 皆増
地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギー資源量や将来のエネルギー消費量を踏まえた計画策定費の計上であります。

特定外来生物対策 14万7千円 増減なし

環境保全基金 1,100万円 290万円の増
基金積立金の計上であります。

2目 水鳥観察館運営費 273万2千円 284万8千円の減
3事務事業の計上であります。

厚岸水鳥観察館 119万7千円 30万7千円の減 次ページにわたり
館運営経費ほかの計上で、
主に、機械器具購入費 33万1千円の減であります。

厚岸湖・別寒辺牛湿原 学術研究奨励
132万5千円 増減なし

湿地情報交流 21万円 増減なし

3目 廃棄物対策費 638万1千円 101万7千円の減
3事務事業の計上であります。

廃棄物対策一般 253万5千円 122万3千円の減
次ページにわたり
主に、昨年計上のごみ分別表印刷費 128万7千円の減であります。

清掃手数料事務 278万2千円 20万6千円の増
主に、収納手数料の増であります。

生ごみ分別・資源化 106万4千円 増減なし
主に、生ごみ分別用水切り容器及び消臭液などの計上であります。

4目 ごみ処理費 2億4,277万3千円 5,883万8千円の減
6事務事業の計上であります。

ごみ収集・ごみ処理場運転 1億6,126万円 44万円の増
主に、ごみ収集・運搬に係る委託料の計上であります。

海岸漂着物対策 193万6千円 皆増
海岸漂着ごみや漁業者が操業中に陸揚げした漂流・海底ごみの処理費の計上
であります。

釧路広域連合 4,524万1千円 212万3千円の減 次ページにわたり、
釧路広域連合のごみ処理に係る負担金の計上であります。

基幹的設備改良事業（釧路広域連合） 2,097万9千円 4,220万5
千円の減
釧路広域連合が令和2年度から令和5年度に実施する、基幹的設備改良事業に
ついて、構成市町村の負担金の計上であります。

ごみ処理場一般 30万9千円 6千円の減
主に、環境再生保全機構負担金の減であります。

ごみ処理場管理 1,304万8千円 118万3千円の減
次ページにわたり
主に、光熱水費 177万3千円の減であります。
5目 し尿処理費 8,809万8千円 322万8千円の増
2事務事業の計上であります。

し尿収集 5,022万6千円 6万6千円の増
し尿の収集に係る委託料の計上であります。

汚水処理施設管理 3,787万2千円 886万円の増
し尿処理に係る施設管理経費の計上で、
主に、施設修繕料 534万6千円の増と施設運転管理委託料 253万円の
増であります。

6目 下水処理費 900万円 増減なし

182ページ

5款 農林水産業費 1項 農業費

1目 農業委員会費 1, 208万円 147万1千円の増
6事務事業の計上であります。

農業委員会 1, 024万4千円 146万6千円の増
主に、委員視察旅費の増であります。

農業委員会事務局 92万5千円 15万5千円の増
主に、視察随行旅費の増であります。

農業後継者対策 15万円 15万円の減
支援協議会への補助金の減であります。

農業者年金事務 29万1千円 増減なし

次ページ

事務適正・農地有効活用支援 46万4千円 増減なし

農地保有合理化事業等業務委託 6千円 増減なし

2目 農業振興費 9, 345万2千円 3, 805万7千円の減
10事務事業の計上であります。

農業振興一般 3万9千円 増減なし

農業経営 基盤強化資金 利子補給 72万円 72万3千円の減

畜産経営維持 緊急支援資金 利子補給 10万7千円 9千円の減

畜産特別支援資金 利子補給 10万円 6千円の減
各資金利子補給の減であります。

青年就農給付金給付 300万円 150万円の増 次ページにわたり
新たに農業経営する新規就農者2件分に対しての補助金の計上であります。

中山間地域等直接支払事業 6, 256万9千円 3, 743万1千円の減
中山間地域等直接支払推進事業 23万8千円 増減なし
それぞれ、当該事業の交付金及び事務費の計上であります。

多面的機能支払交付金事業 1, 343万円 38万8千円の増
多面的機能支払推進事業 17万2千円 増減なし
それぞれ、当該事業の交付金及び事務費の計上であります。

新規就農者誘致事業 1, 307万7千円 177万6千円の減
新規就農者2件に対する奨励金の計上であります。

3目 畜産業費 1億2, 979万1千円 1, 166万円の増
4事務事業の計上であります。

畜産業一般 28万5千円 1万1千円の増
次ページにわたり
施設用ミニショベルの損害保険料の増であります

矢臼別演習場 周辺農業用 施設等 整備事業（鉏路太田農業協同組合）
3, 875万円 293万4千円の減
牧草刈取機1台の整備に対する補助金の計上であります。

町営牧場整備事業 3, 200万8千円 482万円の増
隔離牛舎パドック給水器7カ所更新、電気設備などの改修工事費の計上であり
ます。

町営牧場 管理用機械 整備事業 5, 874万8千円 2, 320万5千円の
増
トラクター、バタフライモアほか管理用機械の購入費の計上であります。

なお、町営牧場整備事業及び町営牧場管理用機械整備事業の財源については、
特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

5目 農地費 1億8, 242万6千円 1億2, 850万3千円の増
3事務事業の計上であります。

農地一般 11万1千円 6万2千円の減
主に、土地改良事業団体連合会負担金の減であります。

道営大別地区 公共牧場 草地整備事業 2, 000万円 125万円の増
草地整備改良にかかる負担金の計上であります。

次ページ

水利施設等保全高度化事業 1億6,231万5千円 皆増

太田・大別・片無去地区の水源の見直しを含めた再編更新と太田・片無去地区
営農用の水源を河川より地下水へ変更するほか、老朽化した配水管の更新整備
設計費の計上であります。

6目 牧野管理費 1億6,217万5千円 2,741万5千円の増
3事務事業の計上であります。

町営牧場運営委員会 10万6千円 増減なし

町営牧場 1億6,028万円 2,562万6千円の増

次ページにわたり、

町営牧場の管理運営にかかる経費の計上であります。

主に、肥料、牧草ロール、光熱水費の増のほか、施設・車両修繕料の増で、機
械器具購入 104万9千円は、老朽化したエアーコンプレッサーなどの作業
器具の更新に伴う計上であります。

町営牧場ヒグマ防除対策 178万9千円 皆増

ヒグマ対策による電気柵資材の購入であります。

7目 農業施設費 544万円 97万9千円の減
4事務事業の計上であります。

尾幌酪農ふれあい広場 239万円 17万4千円の減

施設管理経費の計上で、主に、昨年度計上の隔年での実施であるボイラー保守
点検委託料 20万6千円の減であります。

次ページ

上尾幌ふれあい体験農園 48万円 3万9千円の減

施設管理経費の計上で、主に、排水管清掃手数料 4万7千円の減であります。

太田活性化施設 173万5千円 16万9千円の減

施設管理経費の計上で、主に、施設指定管理委託料 25万円の減であります。

農業農村活性化施設整備事業 83万5千円 59万7千円の減

上尾幌ふれあい体験農園管理棟外壁及び内装修繕料の計上であります。

8目 農業水道費 2, 874万4千円 233万2千円の減
7事務事業の計上であります。

農業水道一般 162万5千円 80万6千円の減
主に、システム導入委託料 64万9千円の減のほか、昨年度計上の水道料金等検針機とシステム借上料を「水道料金計算収納」事業へ振替えたことによる減であります。

水道料金計算収納 59万2千円 18万円の増
次ページにわたり、
主に、水道料金等検針機とシステム借上料を「農業水道一般」から事業を振替えたことによる増であります。

水質検査 122万1千円 1万1千円の増
検査委託料の増であります。

農業水道施設 1, 120万2千円 478万円の減
水道施設の管理経費の計上で、
主に、施設管理修繕料と施設管理委託料の増のほか、昨年度計上のトライベツ取水場電気探査及び井戸洗浄委託料 552万円の減であります。

検満及び新設メーター整備事業 95万4千円 249万7千円の減
検針メーター更新6台、新設メーター設置3台の計上であります。

次ページ

別寒辺牛浄水場整備事業 477万円 111万円の増
配水流量計1台の更新にかかる工事費の計上であります。

トライベツ取水場整備事業 838万円 皆増
井戸掘削、揚水試験及び水質検査に伴う委託料の計上であります。

9目 堆肥センター費 1, 106万6千円 116万9千円の増
施設の管理運営経費の計上で、
主に、堆肥調整用資材の購入と堆肥センター整備用砕石購入費の増であります。

2項 林業費 1目 林業総務費 4, 209万3千円
461万6千円の増
7事務事業の計上であります。

林業一般 175万5千円 7万9千円の減 次ページにわたり
主に、昨年度計上の林道補修用碎石購入 19万8千円の減であります。

町有林管理 187万8千円 3万8千円の増
倒木処理手数料及び森林保険料の増であります。

公的分収林管理 6千円 増減なし

有害鳥獣駆除奨励 466万5千円 17万3千円の増
主に、ヒグマ及びエゾシカなどの駆除に対する野生鳥獣被害対策協議会の負担金の増であります。

森林資源利活用 1,188万円 次ページにわたり 増減なし
委託料の計上であります。

森林経営管理 210万1千円 12万1千円の増
私有林における整備計画の意向調査委託料の増であります。

森林環境譲与税基金 1,980万8千円 450万1千円の増
譲与税を財源とする基金への積立金であります。

2目 林業振興費 3,540万6千円 35万1千円の増
6事務事業の計上であります。

森林整備 担い手対策推進 22万2千円 3万6千円の増
林業労働力を確保するための負担金の計上であります。

民有林振興対策事業 1,092万2千円 209万9千円の増
造林植栽47.80ヘクタールの民有林工事費の計上であります。

町民の森造成事業 270万円 増減なし
町民の森造成実行委員会への補助金の計上であります。

水源かん養林取得事業 331万1千円 39万8千円の減
水源かん養林8.59ヘクタールの取得関連経費の計上であります。

道営林道別寒辺牛2号線開設事業 1,545万1千円 1万1千円の増
次ページにわたり、
道営事業の林道整備に伴う厚岸町負担分の計上であります。

私有林整備事業 280万円 20万円の減
造林植栽15.88ヘクタールの私有林工事費の計上であります。

3目 造林事業費 5,200万円 97万1千円の減
2事務事業の計上であります。

造林事業 5,169万9千円 66万4千円の増
町有林の樹下植栽、保育下刈などの工事費の計上であります。

公的分収林整備推進事業 30万1千円 163万5千円の減
下刈り工事費の計上であります。

4目 林業施設費 137万4千円 1,130万9千円の減
2事務事業の計上であります。

緑のふるさと公園 31万6千円 3千円の増
木工センター 105万8千円 7千円の増 次ページにわたり、
それぞれ、施設の管理運営経費の計上であります。

5目 特用林産振興費 3,918万4千円 362万3千円の増
きのこ菌床センターの施設の管理運営経費の計上で、
主に、菌床製造材料購入費の増であります。

次ページ

3項 水産業費 1目 水産業総務費 535万3千円 5千円の減
3事務事業の計上であります。

水産業一般 525万円 5千円の減
水産関連団体への負担金、補助金の計上で、
主に、第40回の全国豊かな海づくり大会参加旅費 70万3千円の減のほか、
北海道漁港漁場協会負担金 71万5千円の増であります。

船員法事務 3千円 増減なし

海岸管理 10万円 増減なし

2目 水産振興費 2,574万3千円 1,146万2千円の増
9事務事業の計上であります。

水産振興一般 67万4千円 2万6千円の増 次ページにわたり
主に、漁港利用料納額通知書等の印刷費の計上であります。

漁業近代化資金 利子補給 292万1千円 26万6千円の減
利子補給の減であります。

ヒトデ駆除事業 72万円
昆布漁場改良事業 646万円
アサりはさみ漁場回復事業 37万5千円
ホタテ籠 養殖試験事業 45万円
環境・生態系保全活動支援事業 25万1千円
各事業増減なしであります。

水産多面的機能発揮対策支援事業 219万円 増減なし
昆布漁場の岩盤清掃及び肉食性巻貝ヒトデ駆除に対する負担金の計上でありま
す。

次ページ

赤潮対策緊急支援事業 1,170万2千円 皆増
昨年、北海道東部の太平洋沿岸で発生した赤潮被害に対する負担金、補助金の
計上であります。

3目 漁港管理費 1,397万7千円 471万8千円の増
3事務事業の計上であります。

漁港管理一般 9万2千円 増減なし

漁港施設 918万8千円 2万1千円の増
漁港施設に係る管理経費の計上で、
主に、漁港区域内廃棄物処理手数料 1万9千円の増であります。

船舶給水施設解体事業 469万7千円 皆増 次ページにわたり
現在、利用していない船舶給水施設の解体工事費の計上であります。

5目 養殖事業費 2,611万5千円 203万4千円の増
6事務事業の計上であります。

漁場造成環境調査事業 95万2千円 増減なし

カキ種苗センター 1, 523万5千円 58万9千円の増
カキ種苗センター管理運営にかかる経費の計上で、
主に、燃料費 40万9千円の増とボイラー保守点検委託料 7万2千円の増
であります。

カキ種苗生産 337万9千円 13万2千円の増
カキ種苗生産に係る経費の計上であります。

次ページ

水産増養殖調査研究 315万円 増減なし
カキ種苗生産・調査研究に係る経費の計上であります。

カキ種苗センター整備事業 242万5千円 33万9千円の増
海水精密ろ過設備ほか改修工事費の計上であります。

カキ種苗センター備品整備事業 97万4千円 皆増
高圧蒸気滅菌器1台の整備事業であります。

6目 水産施設費 260万6千円 89万2千円の減
3事務事業の計上であります。

漁村環境改善総合センター 84万5千円 2万7千円の増
施設の管理運営費の計上で、主に、光熱水費の増であります。

次ページ

床潭地区漁村センター 29万9千円 2万6千円の増
施設の管理運営費の計上で、主に、光熱水費の増であります。

水産種苗生産センター 146万2千円 94万5千円の減
ウニ種苗生産施設の管理経費の計上で、
主に、昨年計上の水産種苗生産センター施設整備負担金 105万2千円の減
であります。

7目 全国豊かな海づくり大会推進事業費 193万2千円 皆増
全国豊かな海づくり大会関係経費の計上で、大会参加旅費ほか横断幕、懸垂幕
など制作費の計上であります。

220ページ

6 款 1 項 商工費 1 目 商工総務費
2 4 9 万円 4 0 万円の増
6 事務事業の計上であります。

商工一般 9 万 2 千円 増減なし

商工施設 3 4 万 4 千円 2 1 万 2 千円の増
松葉憩いの広場、及び職業訓練センターの管理経費の計上で、
主に、松葉憩いの広場花壇ブロック等修繕料の計上であります。

消費生活 2 4 万 6 千円 3 千円の減

消費者行政推進 1 6 9 万 4 千円 1 9 万 4 千円の増
消費生活関連経費の計上で、
主に、啓発用パンフレット等の印刷費 1 9 万 4 千円の増であります。

労働 1 0 万 9 千円 次ページにわたり、3 千円の減
各負担金の減であります。

季節労働者対策 5 千円 増減なし

2 目 商工振興費 3, 0 7 6 万 5 千円 2 7 万 6 千円の増
8 事務事業の計上であります。

小規模商工業者 設備近代化資金 貸付推薦審査委員会
1 0 万 3 千円 増減なし

商工振興一般 1, 3 4 2 万 9 千円 6 1 万 6 千円の増
主に、
町内企業実態調査郵送代の増のほか、商工会に対する補助金の増であります。

小規模商工業者 設備近代化 資金貸付
1 6 3 万 3 千円 1 3 万 3 千円の減
資金利子補給の減であります。

中小企業融資 8 6 1 万 7 千円 2 0 万 7 千円の減 次ページにわたり
貸付状況見込みによる利子補給及び保証料の計上であります。

中小企業振興会議 5 万 7 千円 増減なし

住宅用太陽光発電システム設置奨励 90万円 増減なし
奨励費6件分の計上であります。

ハッピーライダー奨励 102万6千円 増減なし
奨励費2件分ほかの計上であります。

特産品等開発支援 500万円 増減なし
地域資源を活用した特産品の開発にかかる補助金5件分の計上であります。

3目 食文化振興費 9,649万6千円 5,118万2千円の増
4事務事業の計上であります。

味覚ターミナル・道の駅 3,716万4千円 91万3千円の増
次ページにわたり
味覚ターミナル・コンキリエの管理経費ほかの計上で、
主に、施設、車両修繕料 35万9千円の増と指定管理委託料 51万8千円
の増であります。

厚岸味覚ターミナル整備事業 5,838万8千円 5,016万4千円の増
エレベーター改修2基、風除室自動ドアの更新、従業員通用口ドア更新と非常
用放送設備更新工事費の計上であります。

食文化振興 10万6千円 2千円の減

物産交流・宣伝 83万8千円 10万7千円の増
主に、物産展出展用旅費の増であります。

4目 観光振興費 5億6,940万9千円 1億2,605万6千円の増
9事務事業の計上であります。

観光審議会 7万5千円 増減なし 次ページにわたり

観光振興一般 2,212万6千円 519万5千円の増
観光関連団体等への負担金・補助金の計上で、
主に、今後の観光振興の方向性を示す計画策定委託料の計上と広域観光周遊促
進事業の計上であります。

観光宣伝 708万6千円 103万4千円の増 次ページにわたり
観光宣伝に係る経費の計上で、
主に、観光プロモーション実行委員会に対する補助金 101万1千円の増で
あります。

桜保護育成 53万4千円 増減なし

あやめ保護育成 48万7千円 10万円の増
主に、保護管理委託料の増であります。

厚岸霧多布昆布森国定公園誘客促進 526万7千円
1, 102万7千円の減
国定公園化を契機に、観光客の誘客促進を図る経費の計上で、
主に、宿泊者に対する国定公園記念キャンペーンプレゼント用賞品のほか、国
定公園連絡協議会負担金の計上とアウトドア体験費及びアウトドアガイド育成
補助金の計上であります。

ふるさと納税 2億7, 636万1千円 6, 078万6千円の増
次ページにわたり、
ふるさと納税による寄附金収入見込みを勘案しての返礼品及び
ふるさと納税支援サービス委託料や宣伝費等の計上であります。

ふるさと納税基金 2億2, 363万9千円 3, 921万4千円の増
ふるさと納税による寄附金収入見込みを勘案しての基金積立金であります。

観光案内看板整備事業 3, 383万4千円 3, 191万4千円の増
国定公園化による案内看板の更新経費で、駅構内看板整備3カ所、あつけし望
洋台看板整備として、町内案内看板1カ所、サイン等看板2カ所、歓迎塔サイ
ン1カ所の工事費の計上であります。

5目 観光施設費 3, 347万4千円 660万2千円の増
4事務事業の計上であります。

子野日公園 257万1千円 37万5千円の増
次ページにわたり、公園管理経費の計上で、
主に、ステージ外壁塗装ほか修繕料 57万2千円の増であります。

愛冠野営場 336万9千円 3万3千円の増
野営場管理経費の計上で、
主に、管理委託料 6万5千円の増であります。

その他観光施設 753万4千円 121万6千円の増

施設の管理運営経費の計上で、

主に、愛冠岬ベルアーチ塗裝修繕、あつけし望洋台展望施設階段手すり設置ほか修繕料 84万円の増、施設補修用碎石購入の計上であります。

子野日公園整備事業 2,000万円 1,265万6千円の増

桜見本園防獣フェンス設置と展望施設撤去等の工事費の計上であります。

6目 諸費 5,981万6千円 4,481万6千円の増

4事務事業の計上であります。

観光客誘客促進 1,579万9千円 皆増

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による商工業者の経営が著しく悪化していることに対し、町内宿泊事業者への支援と商店への購買力の促進を図るため、町内施設への宿泊者5千人に対し、1人につき2千円分の宿泊費補助と1千円分のがんばろう厚岸応援券のほか、事務経費の計上であります。取扱期間は、令和4年5月中旬から令和4年12月末日までを予定し、換金などの一部の事務を厚岸町商工会に委託して実施するものであります。

なお、この事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

緊急経済対策資金融資 1,081万2千円 118万8千円の減

新型コロナウイルス感染症経済支援対策で実施した融資資金総額6億円の利子補給の計上であります。

がんばろう厚岸応援券発行 3,170万5千円 皆増

新型コロナウイルスの感染拡大によって、町内経済についても影響を受けていることから、「がんばろう厚岸応援券」を配付し、町内における消費喚起を促すとともに、町民生活の支援を行うものであります。

経費の内訳は、町民一人につき、3千円分の応援券を約8,900人に対して発行する補助金のほか、事務経費の計上であります。

取扱期間は、令和4年5月中旬から令和4年12月末日までとし、換金などの一部の事務を厚岸町商工会に委託して実施するものであります。

なお、この事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

事業者感染症防止対策支援 150万円 150万円の減
事業者の感染症防止対策として
予防資材の購入費見込15件に対する助成金の計上であります。
なお、この事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨
時交付金を充当するものであります。

238ページ

7 款 土木費 1 項 土木管理費

1 目 土木総務費 6 2 6 万 3 千円 2, 1 0 0 万 9 千円の減
2 事務事業の計上であります。

土木一般 1 7 万 9 千円 9 千円の減
事務費 及び 関係団体負担金の計上で、
主に、北海道防災協会負担金の減であります。

大規模盛土造成地変動対策 6 0 8 万 4 千円 2, 1 0 0 万円の減
大規模盛土造成地の予備設計費の計上であります。

2 目 土木車両管理費 1, 0 6 4 万 9 千円 7 5 千 5 千円の減
土木車両の維持運行管理に係る経費の計上で、
主に、車両消耗品の減であります。

3 目 土木用地費 2 1 1 万 4 千円 3 万 2 千円の増
2 事務事業の計上であります。

土木用地一般 4 1 万 9 千円 次ページにわたり 1 千円の減
用地測量に伴う事務経費の計上であります。

用地測量 1 6 9 万 5 千円 3 万 3 千円の増
用地測量に伴う経費の計上で、測量基準点設置委託料の増であります。

4 目 地籍調査費 2 1 7 万 3 千円 2 5 6 万 3 千円の減
地籍調査一般 2 1 7 万 3 千円 7 万 7 千円の増
主に、地番集成図集成委託料の増であります。

2 項 道路橋梁費 1 目 道路橋梁維持費
1 億 9, 2 6 1 万 6 千円 9 5 2 万 6 千円の減
7 事務事業の計上であります。

道路橋梁一般 1 0 1 万 3 千円 1 万 1 千円の減
道路台帳図 新規補正 業務委託料の減であります。

道路橋梁管理 1, 5 4 0 万円 1 9 6 万円の増 次ページにわたり
町道の維持、管理作業に係る経費の計上で、町道舗装道路・側溝修繕料のほか、
道路維持用に使用するエンジンプローワー1台の機械器具の購入費の計上であり
ます。

道路照明管理 2, 5 4 0 万円 7 0 万 9 千円の増

道路照明の維持管理経費の計上であります。

建設機械等整備事業 5, 161万8千円 1, 207万8千円の増
10トンダンプトラック1台の購入費の計上であります。

町道歩道整備事業 3, 200万円 1, 550万円の増
住の江町通り舗装、300メートルの改修工事費の計上であります。

町道舗装整備事業 4, 218万5千円 皆増
真栄大通り舗装 354メートル、住の江町1号線舗装 120メートル、
港町西8の通り舗装 66メートルの補修工事費の計上であります。

橋梁長寿命化整備事業 2, 500万円 5, 291万7千円の減
次ページにわたり
湾月橋の改修工事費のほか、橋梁点検23橋、修繕計画策定委託料の計上であ
ります。

2目 道路新設改良費

5億5, 379万7千円 2億940万8千円の増
9事務事業の計上であります。

床潭末広間道路整備事業

3億1, 852万6千円 1億4, 602万6千円の増
改良舗装 311メートル、地すべり観測調査などの計上であります。

太田門静間道路整備事業（令和3国債）

1億310万2千円 7, 755万9千円の増 次ページにわたり
改良舗装 137メートル、旧橋梁解体の工事費などの計上であります。

太田門静間道路整備事業（令和4単歳）

2, 620万7千円 皆増
設計監理委託料などの計上であります。

実験所道路法面整備事業 900万円 800万円の減
実験所道路の法面整備の工事費のほか、用地測量等委託料の計上であります。

太田2号道路 防雪柵 整備事業 1, 838万4千円 193万円の減
防雪柵 80メートルの工事費などの計上であります。

トライベツ地区町道法面整備事業 3, 938万4千円 95万円の減

次ページにわたり、
法面整備の工事費のほか用地測量等委託料などの計上であります。
なお、太田2号道路防雪柵整備事業及びトライベツ地区町道法面整備事業の
財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

桜通り地すべり対策整備事業 1, 700万円 皆増
地すべり対策工事費のほか設計監理委託料の計上であります。

住の江町通り整備事業 1, 558万4千円 皆増
道路用地購入費のほか、支障物件補償費、用地測量等委託料の計上であります。
なお、この事業の財源については、
特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

事業費支弁人件費 661万円 114万5千円の減
次ページにわたり
事業費支弁人件費2人分の計上であります。

3目 除雪対策費 6, 712万2千円 947万9千円の増
4月以降から初冬の降雪に備えた除雪経費の計上であります。

3項 河川費 1目 河川総務費
1億9, 884万4千円 1, 139万4千円の減
4事務事業の計上であります。

河川管理 131万1千円 82万5千円の増
上尾幌地区護岸修繕料の増であります。

別寒辺牛川水系 治水砂防施設整備事業（令和3国債）
1億6, 359万8千円 次ページにわたり、1億2, 607万5千円の増

別寒辺牛川水系 治水砂防施設整備事業（令和4国債）
2, 663万4千円 皆増

以上の2事業合計で、
1億9, 023万2千円 1, 261万6千円の減で、
主に、西フツポウシ川流域の土砂生産源対策工事費の計上であります。

事業費支弁人件費 730万1千円 39万7千円の増 次ページにわたり
事業費支弁人件費2人分の計上であります。
4項 都市計画費 1目 都市計画総務費

5 1 7 万 6 千 円 5 6 万 3 千 円 の 増
4 事 務 事 業 の 計 上 で あ り ま す。

都 市 計 画 審 議 会 5 万 4 千 円 6 千 円 の 増

都 市 計 画 一 般 2 3 万 円 増 減 な し
都 市 計 画 施 策 全 般 に 係 る 事 務 経 費 の 計 上 で あ り ま す。

都 市 計 画 整 備 4 0 0 万 円 5 5 万 7 千 円 の 増
令 和 6 年 度 を 始 期 と す る 新 た な 都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン の 策 定 委 託 料 の 計 上 で
あ り ま す。

花 の あ る ま ち づ くり 8 9 万 2 千 円 増 減 な し

次 ペ ー ジ

3 目 下 水 道 費 3 億 7, 4 0 7 万 2 千 円 1, 7 7 2 万 2 千 円 の 増
下 水 道 事 業 特 別 会 計 繰 出 金 の 計 上 で あ り ま す。

5 項 公 園 費 1 目 公 園 管 理 費
6 3 2 万 円 1, 6 4 2 万 7 千 円 の 減

公 園 施 設 6 3 2 万 円 6 千 円 の 減
各 都 市 計 画 公 園 の 管 理 経 費 の 計 上 で あ り ま す。

6 項 住 宅 費 次 ペ ー ジ

1 目 建 築 総 務 費 2, 1 0 2 万 5 千 円 3 0 万 円 の 増
4 事 務 事 業 の 計 上 で あ り ま す。

建 築 一 般 7 2 万 5 千 円 増 減 な し
建 築 施 策 事 務 経 費 の 計 上 で あ り ま す。

住 宅 省 エ ネ ・ バ リ ア フ リ ー 改 修 補 助 1 0 0 万 円 増 減 な し
改 修 補 助 金 見 込 2 件 分 の 計 上 で あ り ま す。

住 宅 新 築 ・ リ フ ォ ー ム 支 援 1, 8 0 0 万 円 増 減 な し
住 宅 新 築 助 成 に つ い て は、住 宅 新 築 助 成 と し て 上 限 7 0 万 円 の 見 込 件 数 1 0 件
分 と 貸 付 金 利 子 助 成 と し て 上 限 3 0 万 円 の 見 込 件 数 1 0 件 分 の 計 上 で あ り ま
す。

住 宅 リ フ ォ ー ム 助 成 に つ い て は、1 件 当 た り 上 限 額 2 0 万 円 で、見 込 件 数 4 0

件分の計上であります。

住宅耐震改修補助 130万円 30万円の増

住宅の耐震改修に対して上限額30万円を見込件数3件分、耐震基準に満たない住宅の解体に対して上限額20万円を見込件数2件分の補助金の計上であります。

2目 住宅管理費 7,369万円 4,887万5千円の減
10事務事業の計上であります。

町営住宅入居者 選考委員会 8万2千円 増減なし

町営住宅 1,720万4千円 80万3千円の減 次ページにわたり

町営住宅の維持管理経費の計上で

主に、施設管理委託料及び保守点検委託料の減と、昨年度計上の有明団地建替入居者移転料 56万8千円の減であります。

職員住宅 7万4千円 増減なし

きのこ生産者住宅 12万9千円 4千円の増

地域おこし協力隊員住宅 5万7千円 1千円の減

それぞれ、各住宅管理経費の増減であります。

町営住宅敷金利子基金 2千円 増減なし

次ページ

住宅供給公社 きのこ菌床栽培 新規着業者 住宅譲渡償還金

1,033万8千円 増減なし

町営住宅白浜団地整備事業 1,552万1千円 150万2千円の増
シャワー付風呂釜設置4棟22戸分の工事費の計上であります。

町営住宅奔渡団地整備事業 2,006万4千円 4,219万6千円の減
H1C号棟の給排水管改修工事費の計上であります。

町営住宅解体事業 1,021万9千円 738万1千円の減
有明団地1棟4戸の解体工事費の計上であります。

住宅建設費 予算計上ゼロのため廃目となります。

264ページ

8 款 1 項 消防費 1 目 常備消防費
4 億 7, 5 3 8 万円 3, 6 1 9 万 4 千円の増
1 2 事務事業の計上であります。

釧路東部消防組合 3 億 6, 6 1 1 万 3 千円 5 0 8 万 9 千円の増
負担金の計上で、
主に、消防議会道外視察旅費のほか、給与費の増であります。

次の 1 1 事業は、釧路東部消防組合 厚岸消防署分の
投資的経費に対する負担金であります。

消火栓 整備事業 4 7 6 万 3 千円
消火栓 2 基の更新と 1 基の移設と防火水槽給水口整備費の計上であります。

小型動力ポンプ 整備事業 2 5 0 万 5 千円
小型動力ポンプ 1 台の更新であります。

厚岸消防団安全装備品 整備事業 1 0 7 万 6 千円
防火手袋 1 6 3 双の購入費であります。

消防庁舎備品整備事業償還金 5 千円
消防庁舎の建設にあわせて整備した各種備品整備費に係る
北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業償還金であります。

救助用資器材整備事業 1 2 0 万 2 千円
潜水用資器材の購入費であります。

次ページ

旧消防庁舎等解体事業 3 7 7 万 9 千円
旧待機宿舎の解体工事費の計上であります。

厚岸消防団第 4 分団庁舎整備事業 7, 1 0 1 万 6 千円
老朽化した消防団第 4 分団庁舎 1 棟の建設工事費の計上であります。

厚岸消防団第 1 分団庁舎備品整備事業償還金 6 5 万 2 千円
厚岸消防団第 4 分団庁舎備品整備事業償還金 1 千円
防火衣整備事業償還金 2 3 8 万 8 千円
それぞれ、各種備品整備費に係る
北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業償還金であります。

消防待機宿舍整備事業 2, 188万円

宮園地区にある北海道所有の教員住宅を購入し、新たな待機宿舍として活用するため、外壁・内装等の改修工事費の計上であります。

2目 災害対策費 1億5, 864万円 1億1, 802万4千円の増
1.1 事務事業の計上であります。

防災会議 7万5千円 4千円の減

国民保護 6万3千円 2千円の減

それぞれ、主に、費用弁償の減であります。

災害対策 318万円 318万4千円の減

災害対策関連経費の計上で、

主に、昨年計上の床潭津波監視カメラ修繕料 93万5千円の減、災害対策本部通信機器整備委託料 156万2千円の減及び津波監視レーダー支援サービス使用料 79万2千円の減であります。

防災行政無線 471万7千円 68万7千円の増 次ページにわたり

防災行政無線の管理経費の計上で、

主に、防災行政無線用の消耗品 62万7千円の増であります。

災害避難場所 221万2千円 46万2千円の増

災害避難場所の管理経費の計上で、

主に、AEDのバッテリーなど更新に伴う災害用消耗品 68万9千円の増であります。

自主防災組織活動活発化支援 330万円 増減なし

防災資機材の整備等に対する助成金の計上であります。

体験型防災イベント 120万5千円 3万8千円の増

イベント開催経費の計上であります。

津波避難場所整備 685万3千円 46万3千円の減

主に、昨年度計上のアルファ米など備蓄用食糧の減であります。

大型防災備蓄倉庫整備事業 1億3, 458万5千円 1億2, 940万4千

円の増 次ページにわたり、

太田地区に大型防災備蓄倉庫1棟を建設します。

防災情報システム運営 231万3千円 199万6千円の減

主に、昨年度計上の被災者生活再建支援システム整備委託料や住宅地図システム整備委託料等が、273万9千円の減であります。

土砂災害相互通報システム 13万7千円 増減なし

3目 消防施設費 1億4,798万9千円

水槽付消防ポンプ自動車1台の購入費の計上であります。

なお、この事業の財源については、

特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

274ページ

9 款 教育費 1 項 教育総務費

1 目 教育委員会費 285 万 2 千円 増減なし
教育委員会 委員報酬、費用弁償などの計上であります。

2 目 事務局費 191 万 8 千円 15 万 2 千円の減
2 事務事業の計上であります。

教育委員会事務局 188 万 2 千円 15 万 2 千円の減
事務執行に要する経費、関連団体の負担金の計上で、
主に、連絡協議会の負担金 15 万 1 千円の減であります。

教育事務評価会議 3 万 6 千円 増減なし

次ページ

3 目 教育振興費 2,866 万 2 千円 816 万 5 千円の増
1 2 事務事業の計上であります。

高等学校教育支援 429 万 6 千円 増減なし
町内高校への通学バス定期券購入助成であります。

厚岸翔洋高等学校 ICT 学習支援事業 180 万円 皆増
高等学校の ICT 環境整備に伴う生徒用タブレット端末機 40 台分の計上であ
ります。

教育研究所 運営委員会 10 万 9 千円 増減なし
運営委員会経費の計上であります。

学校運営協議会 49 万 6 千円 増減なし
運営協議会経費の計上であります。

教育振興一般 101 万 6 千円 3 千円の減 次ページにわたり、
主に、関連団体の負担金・補助金の計上であります。

町立教育研究所 340 万 3 千円 165 万円の増
主に、社会科副読本「あつけし」の作成に伴う印刷費の計上であります。

就学指導 27 万 1 千円 3 万 8 千円の増
特別支援教育相談に対する特別旅費の計上であります。

外国青年招致 44万8千円 5万6千円の増
外国語指導助手にかかる経費の計上で、指導用消耗品の増であります。

教育支援体制 204万円 増減なし
医療的ケアが必要とされる児童を支援するための委託料の計上であります。

次ページ

校務支援システム運営 253万5千円 増減なし
校務支援システムにかかる借上料の計上であります。

学習用情報機器運用支援 748万9千円 462万9千円の増
小中学校のICT学習環境整備に伴うGIGAスクール運営支援センター整備に係る委託料及び、事務用備品については、オンライン会議用のマイクシステム、ディスプレイ購入費の計上であります。
なお、学習用情報機器運用支援業務委託料の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

備荒資金組合 防災資機材譲渡事業償還金（校務用コンピュータ）
475万9千円 5千円の減
学校 校務用コンピュータの整備費について、
北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業償還金の計上であります。

4目 教員住宅費 835万6千円 464万1千円の減
2事務事業の計上であります。
教員住宅 279万2千円 8千円の増
住宅の管理経費の計上であります。

住宅供給公社 教職員住宅 譲渡償還金 556万4千円
364万9千円の減

5目 就学奨励費 4万円 次ページにわたり、増減なし
奨学審議会の開催経費であります。

6目 スクールバス管理費 4,660万9千円 919万1千円の増
3事務事業の計上であります。

スクールバス運行委託 2,876万3千円 141万2千円の減
主に、スクールバス運行委託料 143万円の減であります。

スクールバス運行 721万6千円 2万7千円の減
車両の維持管理・運行経費の計上で、
主に、燃料費の減であります。

スクールバス整備事業 1,063万円 皆増
スクールバス床潭線29人乗り1台の購入費の計上であります。

2項 小学校費 1目 学校運営費
2,754万8千円 22万7千円の増
4事務事業の計上であります。

小学校運営一般 8万2千円 次ページにわたり 2万4千円の増
主に、ピアノ調律手数料の増であります。

厚岸小学校 1,016万5千円 16万4千円の増
真龍小学校 1,354万1千円 4万3千円の増
太田小学校 376万円 次ページにわたり 4千円の減

以上、3小学校の学校運営経費の計上であります。

2目 学校管理費 3,178万7千円 1,272万円の減
4事務事業の計上であります。

学校管理 909万7千円 291万2千円の減
次ページにわたり、
学校管理経費の計上で、
主に、昨年度計上の事務機器廃棄業務委託料 306万3千円の減であります。

学校情報通信教育 1,879万3千円 346万4千円の減
学校コンピュータ関連経費の計上で、
主に、保守点検委託料の減であります。

学校備品・教材等整備 344万5千円 63万7千円の減
学級数減に伴う消耗品及び図書教材等購入費の減であります。

遠距離児童通学 45万2千円 5万8千円の減
通学費補助金の減であります。

3目 教育振興費 2,516万1千円 35万4千円の減
6事務事業の計上であります。

小学校教育振興 66万8千円 14万7千円の減
主に、昨年度計上の学校図書館用ブックトラック購入費7万9千円の減であります。

次ページ

小学校修学旅行費助成 62万4千円 33万3千円の減
修学旅行費の助成金であります。

学校給食費支援 1,364万6千円 121万2千円の減
学校給食費の無償化にかかる経費の計上であります。

自然教室推進 11万5千円 5万2千円の増
主に、会場借上料の増であります。

要・準要保護 児童就学援助等 909万1千円 135万5千円の増
オンライン学習通信費の追加による就学援助費の減であります。

特別支援教育 就学奨励 101万7千円 6万9千円の減
オンライン学習通信費の追加による就学奨励費の増であります。

3項 中学校費 1目 学校運営費
2,756万5千円 7万9千円の増
4事務事業の計上であります。

中学校運営一般 10万2千円 2万5千円の増
主に、ピアノ調律手数料の増であります。

次ページ

厚岸中学校 1,200万3千円 9万9千円の減
真龍中学校 977万7千円 17万2千円の増
太田中学校 568万3千円 次ページにわたり 1万9千円の減

以上、3中学校の学校運営経費の計上であります。

2目 学校管理費 3,401万6千円 2,088万6千円の増
4事務事業の計上であります。

学校管理 813万2千円 14万5千円の増
次ページにわたり

中学校の学校管理経費の計上で、
主に、施設管理委託料 38万2千円の減のほか、機械器具購入は、草刈機1台、エンジンプロワー1台、チェンソー1台、施設用備品購入は、デジタル体重計2台、担架1台の購入費の計上であります。

学校情報通信教育 199万8千円 7万8千円の増
学校コンピュータ関連経費の計上で、
主に、太田中学校レーザープリンター更新に伴う保守点検委託料の増であります。

学校備品・教材等整備 300万1千円 22万2千円の減
学級数減に伴う消耗品及び図書教材等購入費の減であります。

厚岸中学校屋内運動場設備整備事業 2,088万5千円 皆増
暖房設備改修工事費の計上であります。

3目 教育振興費 2,176万2千円 407万2千円の減
5事務事業の計上であります。

中学校教育振興 46万6千円 274万2千円の減
主に、昨年度計上の教師用指導書購入費 251万2千円の減であります。

中学校修学旅行費助成 238万円 7万円の増 次ページにわたり
修学旅行費の助成であります。

学校給食費支援 913万6千円 20万6千円の減
学校給食費の無償化にかかる経費の計上であります。

要・準要保護生徒 就学援助等 886万8千円 148万8千円の減
就学援助見込者数の減であります。

特別支援教育 就学奨励 91万2千円 29万4千円の増
オンライン学習通信費の追加による就学奨励費の増であります。

5項 社会教育費 1目 社会教育総務費
562万4千円 46万1千円の増
6事務事業の計上であります。

青少年問題協議会 11万4千円 4万8千円の増
協議会経費の計上であります。

社会教育委員 50万1千円 増減なし
社会教育委員経費の計上であります。

次ページ

青少年育成センター 17万7千円 1万9千円の増
主に、事務用消耗品の増であります。

社会教育活動 109万6千円 1万7千円の減
主に、地域子ども会育成連絡協議会負担金 2万5千円の減であります。

芸術文化 336万6千円 4万1千円の増
主に、演劇等公演委託料 3万3千円の増であります。

友好都市子ども交流 37万円 皆増 次ページにわたり
友好都市との相互訪問交流事業で、
本年度は、友好都市・山形県村山市の子どもたちが、当町に訪問して交流する
事業補助金の計上であります。

2目 生涯学習推進費 304万1千円 18万円の増
2事務事業の計上であります。

生涯学習活動 85万8千円 3万2千円の増
生涯学習活動経費の計上で、各種講座の講師謝礼金の増であります。
生涯学習施設 218万3千円 14万8千円の増
施設管理経費の計上であります。
主に、施設管理委託料 16万9千円の増であります。

3目 公民館運営費 285万8千円 3,346万円の減
3事務事業の計上であります。

公民館運営審議会 6万5千円 増減なし

公民館管理 71万円 増減なし 次ページにわたり
施設管理費の計上であります。

公民館活動 208万3千円 22万9千円の減
主に、事務室借上料の減であります。

4目 文化財保護費 1,582万5千円 2,265万4千円の減
5事務事業の計上であります。

文化財専門委員会 10万5千円 増減なし

文化財保護 75万6千円 4万2千円の増 次ページにわたり
主に、アッケシソウ湖岸調査船借上料の増であります。

史跡国泰寺跡整備検討委員会 23万9千円 増減なし
検討委員会にかかる経費の計上であります。

アッケシソウ試験栽培 275万円 皆増
アッケシソウ保護・増殖のため、試験栽培地に係る土壌分析等委託料などの計上であります。

神岩チャシ跡竪穴群模型整備事業 1,197万5千円 皆増
次ページにわたり

北海道指定史跡である、神岩チャシ跡及び竪穴群について、昨年度実施した測量データをもとに立体模型の制作費と施設用備品購入は、現地調査の写真や動画を映すディスプレイ1台などの購入費の計上であります。
なお、この財源については、アイヌ政策推進交付金を充当するものであります。

5目 博物館運営費 748万3千円 420万9千円の減
4事務事業の計上であります。

海事記念館・郷土館・太田屯田開拓記念館 運営審議会
5万2千円 増減なし

海事記念館 697万6千円 35万6千円の減
次ページにわたり
施設管理経費の計上で、
主に、昨年度計上のプラネタリウム投映解説委託料の減で、事務用備品購入は、プラネタリウム画像データなどの購入費の計上であります。

郷土館 17万2千円 増減なし
太田屯田開拓記念館 28万3千円 3千円の減
それぞれ、施設管理運営費の計上であります。

6目 情報館運営費 2,797万6千円 7,689万9千円の減
6事務事業の計上であります。

情報館協議会 15万6千円 増減なし

厚岸情報館 2,604万9千円 24万1千円の増
315ページにわたり
施設の管理運営経費の計上で、
主に、新たにインターネット電子版書籍情報使用料の計上であります。

厚岸情報館分館 65万2千円 2万3千円の減
分館の管理運営経費の計上で、
分館借上料の減であります。

図書館バス運行 62万2千円 8万8千円の減
主に、昨年度計上の車検整備経費の減であります。

情報通信技術講習 43万4千円 増減なし

ブックスタート 6万3千円 2万9千円の減
対象者数見込34セットの計上であります。

6項 保健体育費 1目 保健体育総務費
529万2千円 36万7千円の減
4事務事業の計上であります。

学校保健一般 54万1千円 5万3千円の減
主に、災害共済掛金負担金の減であります。

次ページ

児童生徒健康診断 247万4千円 21万4千円の減
主に、昨年度計上の健康カード印刷費 16万9千円の減であります。

教職員健康診断 224万7千円 10万円の減
健康診断委託料の減であります。

準要保護児童生徒医療 3万円 増減なし

2目 社会体育費 1億5,712万9千円 1億2,437万6千円の増
8事務事業の計上であります。

スポーツ推進審議会 10万7千円 増減なし

社会体育一般 218万5千円 73万1千円の増 次ページにわたり
主に、施設備品購入は、2022北京冬季オリンピックにスピードスケート日
本代表として出場した佐藤綾乃選手の記念品を展示するショーケースなどの購
入費の計上であります。

スポーツ推進委員 55万5千円 6千円の減
委員費用弁償の減であります。

スポーツ施設 1,929万9千円 70万2千円の増
次ページにわたり、
各スポーツ施設の管理運営経費の計上で、
主に、燃料費及び施設管理委託料の増であります。

スポーツ振興 310万7千円 38万円の減
スポーツ関係団体の支援やスポーツ大会に係る経費の計上で、
主に、昨年度計上の合宿関係費の減であります。

学校開放 4万4千円 次ページにわたり 増減なし

多目的屋内スポーツ施設整備事業 1億3,020万円
1億2,169万7千円の増
雨天時や冬期間も活動ができる施設1棟の建設費の計上であります。

多目的屋内スポーツ施設備品整備事業 163万2千円 皆増
ジェットヒーターや野球用、陸上用などで使用する施設用備品の購入費の計上
であります。

3目 温水プール運営費 1,452万6千円 3,308万5千円の減
温水プール 1,452万6千円 90万1千円の増
次ページにわたり
施設の管理運営経費の計上で、主に、燃料費及び光熱水費の増であります。

4目 学校給食費 2,856万2千円 233万9千円の増
2事務事業の計上であります。

学校給食センター運営委員会 6万5千円 増減なし
運営委員会経費の計上であります。

学校給食センター 2,849万7千円 233万9千円の増
次ページにわたり

施設の管理運営経費の計上で、主に、調理用消耗品、燃料費及び光熱水費の増
で、機械器具購入は、移動式高速度ミキサー1台の購入費の計上であります。

328ページ

1 1 款 1 項 公債費 1 目 元金
9 億 8, 5 4 9 万 2 千 円 1 5 9 万 4 千 円 の 減

2 目 利子 5, 3 4 6 万 円 6 3 0 万 7 千 円 の 減

3 3 0 ページ

1 2 款 1 項 1 目 給与費
1 8 億 9, 0 7 5 万 4 千 円 2, 0 0 7 万 7 千 円 の 減
2 事 務 事 業 の 計 上 で あ り ま す。

特別職・一般職員等人件費

1 4 億 9, 0 3 7 万 1 千 円 1 2 0 万 5 千 円 の 減

特別職、一般職員、再任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員の人件費の計上であります。

会計年度任用職員人件費 4 億 3 8 万 3 千 円
1, 8 8 7 万 2 千 円 の 減 次 ページ に わ た り
会計年度任用職員の人件費の計上であります。

なお、3 3 6 ページから 3 3 9 ページまで、「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願ひ、
内容説明は省略させていただきます。

3 3 4 ページをお開き願ひます。

1 3 款 1 項 1 目 予備費 7 0 0 万 円 増減なし

1 ページへお戻り願ひます。

第 2 条 債務負担行為

地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、
期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

7 ページをお開きください。

第 3 表 債務負担行為

事項欄記載の 5 件について、記載の期間に、各限度額をもって
債務を負担するものでございます。

340ページから342ページまで

「債務負担行為に関する調書」を掲載しておりますので併せてご参照願います。

ふたたび、1ページへお戻り願います。

第3条 地方債

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

8ページをお開きください。

第3表 地方債

起債の目的欄記載の7事業について、記載のとおり、各発行限度額、起債の方法、利率、償還の方法によって地方債を起こすことができる、ものとしております。

なお、343ページに「地方債に関する調書」を掲載しておりますので併せてご参照願います。

ふたたび、1ページへお戻り願います。

第4条 一時借入金

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30億円と定める。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

続きまして、9ページをお開き願います。

(国民健康保険特別会計へ)

議案第 5 号

令和 4 年度 厚岸町国民健康保険特別会計予算

提案理由説明書

(続きまして、予算書の9ページをお開き願います。)

議案第5号 令和4年度 厚岸町国民健康保険 特別会計予算であります。

令和4年度 厚岸町の国民健康保険 特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項 歳入歳出予算
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、
13億7,246万4千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

10ページ

第1表 歳入歳出予算であります。
歳入では、5款、6項、
次ページ
歳出では、7款、15項にわたり
それぞれ、13億7,246万4千円で、

令和3年度当初予算と比較し、
2.3パーセント、3,206万2千円の減となっております。

事項別により、説明させていただきます。
346ページをお開き願います。

歳入であります。

1款 1項 1目 国民健康保険税
3億7,076万1千円 712万6千円の減
国民健康保険税率の改正を受け、説明欄記載のとおり、
収納見込みを勘案しての計上であります。

4款 道支出金 1項 道補助金 1目 保険給付費等交付金
8億8,352万4千円 2,086万4千円の減
保険給付に対する交付金の計上であります。

5 款 財産収入 次ページ

1 項 財産運用収入 1 目 利子及び配当金

1 千円 増減なし

基金利子の計上であります。

6 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金

1 億 1, 7 1 7 万 5 千円 4 0 7 万 2 千円の減
主に、繰出基準分の計上であります。

8 款 諸収入 1 項 延滞金、加算金及び過料

1 目 延滞金 1 千円 増減なし

3 目 加算金 1 千円 増減なし

5 目 過料 1 千円 増減なし

3 項 雑入

1 目 第三者納付金 5 0 万円 増減なし

3 目 返納金 5 0 万円 増減なし

以上で歳入の説明を終わります。

3 5 0 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費

4, 2 3 2 万 7 千円 1, 8 0 3 万 7 千円の減

3 事務事業の計上であります。

職員人件費 2, 9 7 5 万 7 千円 6 9 万 6 千円の増

職員人件費 5 人分の計上であります。

なお、3 7 2 ページから 3 7 4 ページまで、

「給与費明細書」を添付しておりますのでご参照願います。

国民健康保険一般 1, 120万7千円 1, 875万円の減
次ページにわたり、

一般事務経費の計上で、主に、昨年度計上の市町村事務処理標準システム導入委託料 1, 311万5千円及び事務処理標準システム導入負担金 1, 164万9千円の減、市町村事務処理標準システム関係負担金 808万円の増であります。

国民健康保険事務電算処理 136万3千円 1万7千円の増

2項 徴税費 1目 賦課徴収費 131万5千円 2万4千円の減
保険税の賦課・徴収経費の計上で、
主に、督促状作成に伴う賦課計算事務電算処理委託料 1万6千円の減であります。

3項 1目 運営協議会費 26万2千円 2千円の増

5項 1目 特別対策事業費 641万5千円 9万1千円の減
2事務事業の計上であります。

会計年度任用職員人件費 567万2千円 2万4千円の減
次ページにわたり
保険税徴収員2人分の計上であります。

特別収納 74万3千円 6万7千円の減
主に、口座振替手数料の減であります

356ページ

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 療養給付費
7億4, 162万3千円 715万1千円の減

3目 療養費 475万円 21万4千円の減

5目 審査支払手数料 206万9千円 8万9千円の減
各目それぞれ、給付等見込額の計上であります。

6目 傷病手当金 20万円 皆増

2項 1目 高額療養費

1億446万9千円 646万4千円の増
給付見込額の計上であります。

3目 高額介護合算療養費

10万円 次ページにわたり増減なし

3項 1目 移送費 5千円 増減なし

4項 出産育児諸費 1目 出産育児一時金

504万3千円 84万円の減

5項 葬祭諸費 1目 葬祭費 42万円 3万円の減
それぞれ、支給見込による計上であります。

360ページ

3款 1項 1目 国民健康保険事業費納付金

4億4,894万1千円 1,197万6千円の減
納付見込みによる計上であります。

362ページ

財政安定化基金拠出金 予算計上ゼロのため廃目となります。

364ページ

6款 保健事業費 1項 1目 特定健康診査等事業費

1,107万2千円 35万4千円の減
特定健康診査に伴う関係経費等の計上で、
主に、郵送代等の減であります。

2項 保健事業費 1目 保健衛生普及費

145万2千円 7万9千円の増
各予防接種委託料の計上であります。

366ページ

7款 1項 基金積立金 1目 国民健康保険 財政調整基金積立金

1千円 増減なし

368ページ

9 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金
1 目 保険税還付金 100 万円 増減なし

10 款 1 項 1 目 予備費 100 万円 増減なし
以上で、歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

9 ページへお戻り願います。

第2条 歳出予算の流用

地方自治法、第220条第2項、ただし書きの規定により、
歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、
保険給付費内の各項に係る予算額に過不足を生じたときにおける
これらの経費の各項間とする。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

続きまして、12ページをお開き願います。

(簡易水道会計へ)

議案第 6 号

令和 4 年度 厚岸町簡易水道事業特別会計予算

提案理由説明書

(続きまして、予算書の12ページをお開き願います。)

議案第6号 令和4年度 厚岸町簡易水道事業 特別会計予算であります。

令和4年度 厚岸町の簡易水道事業 特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項 歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1億3,022万6千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

13ページ

第1表 歳入歳出予算であります。

歳入では、5款、6項、

次ページ

歳出では、4款、4項にわたり

それぞれ、1億3,022万6千円で、

令和3年度当初予算に比較し、

39.3%、3,676万3千円の増となっております。

事項別により、説明させていただきます。

377ページをお開き願います。

歳入であります。

2款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 水道使用料

6,545万9千円 962万7千円の増

簡易水道使用料の年間見込み額の計上で、水道料金改定に伴う増であります。

2項 手数料 1目 水道手数料 6万1千円 3万5千円の増

給水工事手数料の計上で、新設給水工事などに伴う手数料の増であります。

4款 道支出金 1項 道補助金 1目 水道費道補助金
569万円 421万円の増

地域づくり総合交付金の計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「太田・片無去地区配水管等整備事業」及び「大別取水場整備事業」において説明いたします。

5款 繰入金 1項 1目 一般会計繰入金
702万円 117万2千円の減

繰出基準分のほか、収支補てん分を含めての計上であります。

8款 諸収入 1項 1目 雑入 79万6千円 56万3千円の増
消費税及び地方消費税還付金の計上であります。

9款 1項 町債 1目 水道債 5,120万円 2,350万円の増
説明欄記載のとおり、2事業債の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

379ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費
1, 833 万 9 千円 100 万 9 千円の減 382 ページにわたり、
3 事務事業の計上であります。

職員人件費 1, 439 万 6 千円 8 万 7 千円の増
職員人件費 2 人分の計上であります。

なお、391 ページから 393 ページまで、
「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願います。

簡易水道一般 202 万 4 千円 144 万 1 千円の減
水道施設台帳システム導入委託料の減であります

水道料金計算収納 191 万 9 千円 34 万 5 千円の増
次ページにわたり
主に水道料金等検針機器借上料の増であります。

383 ページ

2 款 水道費 1 項 1 目 水道事業費
1 億 807 万 1 千円 3, 713 万 7 千円の増
386 ページにわたり、
7 事務事業の計上であります。

水道事業一般 19 万 8 千円 35 万 6 千円の減

水質検査 364 万 5 千円 3 万円の増
それぞれ、説明欄記載のと通りの計上であります。

簡易水道施設 2, 978 万 1 千円 204 万 2 千円の減
水道施設の管理経費の計上で、
主に、各浄水場施設修繕料の減であります。

検満及び新設メーター整備事業 461 万 7 千円 39 万 5 千円の増
次ページにわたり、
検満メーター 44 台、新設メーター 3 台分の工事費の計上であります。

太田・片無去地区配水管等整備事業 3,620万円 皆増
給水区域変更支援業務委託料及び太田・片無去地区配水管等整備実施設計委託料の計上であります。
なお、この事業の財源については、地域づくり総合交付金を充当するものであります。

大別取水場整備事業 338万円 皆増
取水ポンプ制御盤整備工事費の計上であります。
なお、この事業の財源については、地域づくり総合交付金を充当するものであります。

上尾幌地区配水管整備事業 3,025万円 249万円の増
上尾幌地区における配水管の更新に伴う実施設計委託料及び配水管の更新整備工事費の計上であります。

387ページ

4款 1項 公債費 1目 元金 301万6千円 54万5千円の増
2目 利子 75万円 9万円の増
それぞれ、説明欄記載のと通りの計上であります。

389ページ

5款 1項 1目 予備費 5万円 増減なし

以上で、歳入歳出予算の説明を終わります。
ふたたび、12ページへお戻り願います。

第2条 地方債

地方自治法、第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

15ページ

第2表 地方債

簡易水道事業について、記載のとおり、発行限度額、起債の方法、利率、償還の方法によって地方債を起こすことができる、ものとしております。

なお、394ページに「地方債に関する調書」を掲載しておりますのであわせてご参照願います。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

続きまして、16ページをお開き願います。

(下水道会計へ)

議案第 7 号

令和 4 年度 厚岸町下水道事業特別会計予算

提案理由説明書

(続きまして、予算書16ページをお開き願います。)

議案第7号 令和4年度 厚岸町下水道事業 特別会計予算であります。

令和4年度 厚岸町の下水道事業 特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項 歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、6億4,790万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

17ページ

第1表 歳入歳出予算であります。

歳入では、6款、8項、

次ページ

歳出では、4款、5項にわたり

それぞれ、6億4,790万円で、

令和3年度当初予算に比較し、

10.5%、7,606万8千円の減であります。

事項別により、説明させていただきます。

397ページを、お開き願います。

歳入であります。

1款 分担金及び負担金 2項 負担金 1目 下水道費負担金
288万7千円 38万2千円の増
受益者負担金の増であります。

2款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 下水道使用料
9,462万5千円 213万3千円の減
使用料年間見込み額の計上であります。

2項 手数料 1目 下水道手数料 1千円 増減なし

3 款 国庫支出金 1 項 国庫補助金 1 目 下水道費国庫補助金
8, 2 2 2 万 5 千円 4, 3 9 7 万 5 千円の減
公共下水道事業に伴う社会資本整備総合交付金の計上であります。

5 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金
3 億 7, 4 0 7 万 2 千円 1, 7 7 2 万 2 千円の増
繰出基準分のほか、収支補てん分を含めての計上であります。

6 款 諸収入 1 項 延滞金及び過料
1 目 延滞金 1 千円 増減なし

2 項 1 目 雑入 1, 1 1 8 万 9 千円 7 7 3 万 6 千円の増
消費税及び地方消費税還付金の増であります。

7 款 1 項 町債 1 目 下水道債
8, 2 9 0 万円 5, 5 8 0 万円の減
説明欄記載のとおり、2 事業債の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

3 9 9 ページを、お開き願います。
歳出であります。

1 款 下水道費 1 項 下水道管理費 1 目 一般管理費
2, 5 8 6 万 5 千円 1, 1 2 5 万 3 千円の減 次ページにわたり、
4 事務事業の計上であります。

職員人件費 1, 3 2 1 万 6 千円 2 8 5 万 7 千円の増
職員人件費 2 名分の計上であります。

なお、4 1 3 ページから 4 1 5 ページまで、
「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願います。

下水道一般 3 5 2 万 2 千円 7 万 3 千円の増
公共下水道使用料、受益者負担金の賦課徴収、消費税計算など関連経費の計上
で、主に、賦課調査委託料の増であります。

下水道事務電算処理 261万5千円 142万2千円の増
次ページにわたり、
主に、検針データ利用負担金の増であります。

公共下水道事業法適用推進 651万2千円 1,160万5千円の減
令和6年度までの企業会計への移行に要する、法適用化移行支援業務及び固定
資産評価業務委託料の計上であります。

2目 管渠管理費 1,624万2千円 26万3千円の減
公共下水道の管渠及びポンプ施設の維持管理経費の計上で、
主に、各ポンプ施設修繕料の減であります。

3目 処理場管理費 8,637万6千円 565万5千円の増
次ページにわたり、終末処理場の運転管理費の計上で、
主に、薬品代、運転管理委託料の増であります。

4目 普及促進費 440万2千円 394万4千円の増
2事務事業の計上であります。

水洗化等改造工事補助 433万8千円 392万9千円の増
水洗率の向上のため、特例的に供用開始から4年目を経過した地区において、
1年限りの補助金の増額であります。

水洗化等改造工事 資金貸付利子補給 6万4千円 1万5千円の増
貸付実行見込み、2件分の計上であります。

2項 下水道事業費 1目 公共下水道事業費 次ページにわたり
1億7,791万4千円 7,993万5千円の減
2事務事業の計上であります。

公共下水道事業 補助 1億6,190万円 8,057万2千円の減
主に、終末処理場ほか設備更新実施設計業務委託料及び白浜第2汚水幹線実施
設計業務委託料などに 6,390万円、
白浜4丁目地区污水管新設工事など公共下水道工事費に 9,800万円で、
補助対象事業分の計上であります。

公共下水道事業 起債 1,601万4千円 63万7千円の増
事業対象職員人件費2人分、単独工事費などの計上であります。

407 ページ

2 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金 1 目 下水道使用料還付金
3 万円 増減なし

下水道使用料還付金として、見込み計上であります。

409 ページ

3 款 1 項 公債費 1 目 元金
2 億 9,705 万 4 千円 1,047 万 2 千円の増

2 目 利子 3,901 万 7 千円 468 万 8 千円の減

411 ページ

4 款 1 項 1 目 予備費 100 万円 増減なし

以上で、歳入歳出予算の説明を終わります。

ふたたび、16 ページへお戻り願います。

第2条、債務負担行為

地方自治法、第214条の規定により、債務を負担することができる事項、
期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

19 ページ

第2表 債務負担行為

事項欄の2件について、記載の期間、限度額をもって
債務を負担するものであります。

416 ページに「債務負担行為に関する調書」を
掲載しておりますのでご参照願います。

ふたたび、16 ページへお戻り願います。

第3条 地方債

地方自治法、第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の
起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」
による。

20 ページを、お開き願います。

第3表 地方債

公共下水道事業について、発行限度額、起債の方法、利率、償還の方法によって、地方債を起こすことができるもの、としております。

なお、417ページに「地方債に関する調書」を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

続きまして、21ページをお開きください。

(介護保険会計へ)

議案第 8 号

令和 4 年度 厚岸町介護保険特別会計予算

提案理由説明書

(続きまして、予算書の21ページをお開き願います。)

議案第8号 令和4年度 厚岸町介護保険 特別会計予算であります。

令和4年度 厚岸町の介護保険 特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項 歳入歳出予算
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、11億6,889万6千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

22ページ

第1表 歳入歳出予算であります。

歳入では、9款、15項、次ページ

歳出では、8款、19項にわたりそれぞれ、11億6,889万6千円で、

令和3年度当初予算に比較し、7.5%、8,108万1千円の増となっております。

事項別により、説明させていただきます。420ページをお開き願います。

歳入であります。

1款 保険料 1項 介護保険料 1目 第1号被保険者 介護保険料
1億9,698万3千円 316万円の増
収納見込みを勘案しての計上であります。

2款 サービス収入 2項 予防給付費収入 1目 居宅支援サービス費収入
452万4千円 16万2千円の減
居宅支援サービス計画費収入の計上であります。

3項 介護予防・日常生活 支援総合事業費 収入

1目 介護予防ケアマネジメント事業費 収入

223万8千円 36万8千円の減

総合事業サービスに対する事業費収入であります。

3款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 地域支援事業負担金

57万円 30万6千円の増

配食サービス事業負担金の計上であります。

4款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 介護給付費負担金

1億9,139万1千円 1,480万7千円の増

介護給付に対する国負担分の計上であります。

2項 国庫補助金 1目 財政調整交付金

7,810万7千円 875万4千円の増

介護給付に対する交付金の計上であります。

2目 保険者機能強化推進交付金 156万1千円 6万1千円の増

市町村が行う高齢者の自立支援や重度化の取組みに対する交付金の計上であります。

7目 地域支援事業交付金 2,402万6千円 17万3千円の減

介護予防・日常生活支援総合事業交付金 558万1千円 17万円の減、その他地域支援事業交付金 762万円 5千円の減、社会保障充実事業交付金 1,082万5千円 2千円の増

それぞれ地域支援事業費に対する国負担分の計上であります。

8目 保険者努力支援交付金 138万7千円 1万3千円の減

市町村が行う高齢者の自立支援や重度化の取組みに対する交付金の計上であります。

5款 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金

2億8,273万5千円 2,230万円の増

介護給付に対する交付金の計上であります。

2目 地域支援事業支援交付金 602万8千円 124万円の減

介護予防・日常生活支援事業に対する交付金の計上であります。

次ページ

6 款 道支出金 1 項 道負担金 1 目 介護給付費負担金
1 億 4, 8 9 3 万 9 千円 1, 2 0 3 万 7 千円の増
介護給付に対する道負担分の計上であります。

2 項 道補助金 3 目 地域支援事業交付金
1, 2 0 1 万 2 千円 5 万 9 千円の減
介護予防・日常生活支援 総合事業交付金 2 7 9 万円 5 万 8 千円の減、
その他 地域支援事業交付金 3 8 1 万円 2 千円の減、
社会保障充実事業交付金 5 4 1 万 2 千円 1 千円の増
それぞれ地域支援事業費に対する交付金の計上であります。

3 項 委託金 1 目 総務費委託金
1 万 7 千円 2 千円の増

7 款 財産収入 1 項 財産運用収入 1 目 利子及び配当金
1 千円 増減なし

8 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金
1 億 9, 9 4 4 万 8 千円 8 8 9 万 4 千円の増
収支均衡を図るための繰入金の計上であります。

2 項 基金繰入金 1 目 介護給付費準備基金繰入金
1, 8 1 3 万 8 千円 1, 1 6 6 万 9 千円の増
収支補てんとしての基金からの繰入金であります。

1 0 款 諸収入 1 項 延滞金及び過料
1 目 第 1 号被保険者延滞金 1 千円 増減なし
2 目 過料 1 千円 増減なし

2 項 雑入
1 目 第 1 号 被保険者 第三者納付金 1 千円 増減なし
2 目 第 1 号 被保険者 返納金 1 千円 増減なし

3 目 雑入 7 8 万 7 千円 1 万円の減
認定審査会 共同設置負担金の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

4 2 4 ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費
1, 833 万 8 千円 117 万 9 千円の減
2 事務事業の計上であります。

職員人件費 1, 745 万 4 千円 120 万 5 千円の減
職員人件費 3 人分の計上であります。
なお、454 ページから 456 ページまで、
「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願います。

介護保険一般 88 万 4 千円 2 万 6 千円の増
主に、インターネット電子版書籍情報使用料の増であります。

2 項 徴収費 1 目 賦課徴収費 119 万 7 千円 5 万 2 千円の増
次ページにわたり、
介護保険料の賦課・収納経費の計上であります。

3 項 1 目 介護認定審査会費
242 万 1 千円 5 万 1 千円の減
厚岸・浜中 介護認定審査会の開催経費であります。

2 目 認定調査等費 1, 101 万 8 千円 162 万 5 千円の減
次ページにわたり、2 事務事業の計上であります。
会計年度任用職員人件費 741 万 7 千円 79 万 5 千円の減
会計年度任用職員 2 人分の計上で、
主に、退職手当組合負担金の減であります。

介護認定調査 360 万 1 千円 83 万円の減
次ページにわたり
介護認定調査にかかる経費の計上で、
主に、介護認定調査に伴う、主治医意見書作成手数料の減であります。

4 項 1 目 趣旨普及費 予算計上ゼロのため廃目となります。

5 項 1 目 計画策定委員会費 123 万 1 千円 新規計上
主に、次期介護保険事業計画策定に伴う計画策定委託料の計上であります。

6項 1目 地域密着型サービス運営委員会費
2万5千円 2千円の減
運営委員会の開催経費であります。

430ページ

2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費
1目 居宅介護サービス給付費
6億2,369万4千円 3,723万円の増

2目 施設介護サービス給付費
2億7,506万5千円 3,012万1千円の増

3目 居宅介護福祉用具購入費
180万円 10万8千円の増

4目 居宅介護住宅改修費
649万3千円 130万7千円の減

5目 居宅介護サービス計画費
6,265万3千円 922万9千円の増

次ページ

6目 審査支払手数料
98万3千円 9万5千円の増

2項 1目 高額介護サービス費
2,462万5千円 346万9千円の増

3項 1目 高額医療合算介護サービス費
352万1千円 17万9千円の減

4項 特定入所者介護サービス等費 1目 特定入所者介護サービス費
4,834万円 383万2千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、
各給付等見込みによる計上であります。

434ページ

4款 地域支援事業費

2項 包括的支援事業・任意事業費

1目 包括的支援事業等事業費

1, 661万9千円 8万7千円の増

2事務事業の計上であります。

職員人件費 1, 598万円 2万8千円の増

地域包括支援センター職員人件費2人分の計上であります。

包括的支援施策 63万9千円 5万9千円の増

地域包括支援センターの事務経費の計上で、

主に、介護予防支援システム借上料の増であります。

2目 任意事業費 438万2千円 91万5千円の増

次ページにわたり

主に、利用者及び利用回数増に伴う配食サービス事業委託料の増であります。

3目 在宅医療・介護連携推進事業費 47万8千円 18万1千円の増

在宅医療と介護を連携させるための経費の計上で、

主に、介護予防支援システム借上料の増であります。

4目 生活支援体制 整備事業費 746万5千円 15万5千円の増

生活支援体制整備に伴う経費の計上で、

主に、社会福祉協議会への委託料の増であります。

次ページ

5目 認知症 総合支援事業費 2, 001万8千円 34万円の減

2事務事業の計上であります。

職員人件費 1, 915万2千円 18万円の減

地域包括支援センター職員人件費2人分の計上であります。

認知症 総合支援事業 86万6千円 16万円の減

認知症の人やその家族への支援に伴う経費の計上で、

主に、昨年度追加作成した「認知症ケアパス」印刷費の減であります。

6目 地域ケア会議推進事業費 15万8千円 8千円の増

次ページにわたり、

地域ケア会議の開催経費であります。

3項 介護予防・生活支援サービス事業費

1目 総合事業サービス費 2,199万1千円 9万3千円の減
それぞれ、説明欄記載の総合事業サービスにかかる経費の計上であります。

4項 1目 一般介護予防事業費 241万3千円 2万1千円の増
介護予防事業委託料の増であります。

5項 高額介護サービス費等

1目 高額介護予防サービス費事業費 6万円 6万円の減

6項 その他諸費 次ページ

1目 審査支払手数料 8万6千円 1万円の減
それぞれ、説明欄記載の事業にかかる経費の計上であります。

444 ページ

5款 1項 1目 介護給付費準備基金費 1千円 増減なし

446 ページ

7款 諸支出金 1項 償還金及び還付金

1目 第1号被保険者 介護保険料還付金 20万円 増減なし

2目 償還金 1千円 増減なし

448 ページ

8款 サービス事業費

1項 居宅サービス事業費

1目 包括的支援事業費

1,194万4千円 23万4千円の減

2事務事業の計上であります。

職員人件費 936万8千円 3千円の増
職員人件費1人分の計上であります。

介護予防支援 257万6千円 23万7千円の減
要支援認定者の介護予防マネジメント業務経費の計上で、
主に、介護予防支援システム借上料の減であります。

450 ページ

9 款 1 項 保健福祉事業費 1 目 保健福祉事業 137 万 6 千円 13 万
8 千円の減

保健福祉事業と実施する介護予防事業、地域支援事業及び家族介護用品支給事業の計上で、主に、家族介護用品給付費の減であります。

10 款 1 項 1 目 予備費 30 万円 増減なし

以上で、議案第 8 号の説明を終わります。

続きまして、25 ページをお開き願います。

(後期高齢者医療会計へ)

議案第 9 号

令和 4 年度 厚岸町後期高齢者医特別会計予算

提案理由説明書

(続きまして、予算書の25ページをお開き願います。)

議案第9号 令和4年度 厚岸町後期高齢者医療 特別会計予算であります。

令和4年度 厚岸町の後期高齢者医療 特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項 歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1億5,559万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

26ページ

第1表 歳入歳出予算であります。

歳入では、3款、5項、

次ページ

歳出では、4款、5項にわたり

それぞれ、1億5,559万円で、

令和3年度当初予算に比較し、

3.4%、512万3千円の増であります。

事項別により、説明させていただきます。

459ページを、お開き願います。

歳入であります。

1款 1項 後期高齢者医療保険料 1目 特別徴収保険料

6,559万5千円 397万6千円の増

2目 普通徴収保険料 4,356万6千円 257万7千円の増

それぞれ、保険料負担割合見直しによる増で、収納見込みを勘案しての計上であります。

3款 繰入金 1項 1目 一般会計繰入金

4,596万6千円 159万1千円の減

繰入基準による繰入金の計上であります。

5 款 諸収入 1 項 延滞金及び過料
1 目 延滞金 1 千円 増減なし
2 目 過料 1 千円 増減なし

4 項 償還金及び還付加算金
1 目 保険料還付金 29 万円 増減なし
保険料還付金の計上であります。

2 目 還付加算金 1 万円 増減なし

5 項 1 目 雑入 16 万 1 千円 皆増
被保険証発送に伴う後期高齢者医療広域連合特別調整交付金の計上でありま
す。

以上で歳入の説明を終わります。
461 ページを、お開き願います。
歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費
297 万 8 千円 16 万 3 千円の増
後期高齢者医療一般は、事務経費に係る計上で、
主に、医療費負担割合見直しによる被保険者証発送に伴う通信運搬費の増であ
ります。

2 項 1 目 徴収費 55 万 4 千円 1 万 3 千円の減
賦課収納に係る経費の計上であります。

463 ページ

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療 広域連合納付金
1 億 5,165 万 8 千円 497 万 3 千円の増
北海道 後期高齢者医療 広域連合納付金の計上で、保険料負担割合に伴う増
であります。

465 ページ

3 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金
1 目 保険料還付金 30 万円 増減なし
保険料還付金の計上であります。

467ページ

4款 1項 1目 予備費 10万円 増減なし

以上で、議案第9号の説明を終わります。

続きまして、28ページをお開き願います。

(介護老人保健施設会計へ)

議案第 10 号

令和 4 年度 厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算

提案理由説明書

(続きまして、予算書の28ページをお開き願います。)

議案第10号 令和4年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計予算であります。

令和4年度 厚岸町の介護老人保健施設事業 特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項 歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、7,655万4千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

29ページ

第1表 歳入歳出予算であります。

歳入では、3款、4項、

次ページ

歳出では、4款、4項にわたり

それぞれ、7,655万4千円の計上で、

令和3年度当初予算に比較し、

19.5%、1,857万円の減であります。

事項別により、説明させていただきます。

471ページをお開き願います。

歳入であります。

1款 サービス収入 1項 介護給付費収入 1目 施設介護サービス費収入
6,340万円 32万8千円の増

2項 1目 自己負担金収入

1,314万円 増減なし

それぞれ、一日平均18人の入所者を見込んでの計上であります。

国庫支出金 予算計上ゼロのため廃目となります。

5 款 財産収入 1 項 財産運用収入 1 目 利子及び配当金
1 千円 2 千円の減
基金利子の計上であります。

8 款 諸収入 1 項 1 目 雑入 1 万 3 千円 4 千円の増
介護保険主治医意見書作成料の計上であります。

町債 予算計上ゼロのため廃目となります。

以上で歳入の説明を終わります。

4 7 3 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 サービス事業費 1 項 施設サービス事業費
1 目 施設介護サービス事業費
7, 6 4 5 万 2 千円 4 2 万 8 千円の増
3 事務事業の計上であります。

職員人件費 3, 3 8 6 万 1 千円 8 0 3 万 6 千円の増
正職員の看護師 1 人、介護員 2 人、再任用職員の看護師 2 人、計 5 人分の計上
で、主に、正職員の介護員 2 人分の増であります。

なお、4 8 5 ページから 4 8 7 ページまで
「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願います。

会計年度任用職員人件費 2, 0 5 1 万円 3 0 5 万 6 千円の減
次ページにわたり、
会計年度任用職員人件費の計上で、主に、退職手当組合負担金の減であります。

介護老人保健施設サービス
2, 2 0 8 万 1 千円 4 5 5 万 2 千円の減
施設運営のための関係経費の計上で、
主に、病院事業運営管理共通経費負担金の減であります。
4 7 7 ページ

施設整備費 予算計上ゼロのため廃目となります。

4 7 9 ページ

3 款 1 項 基金積立金 1 目 介護老人保健施設基金積立金
1 千円 2 千円の減
基金への積立金の計上であります。

4 8 1 ページ

4 款 1 項 公債費 2 目 利子 1 千円 皆増
長期債償還利子の計上であります。

4 8 3 ページ

5 款 1 項 1 目 予備費 1 0 万円 増減なし

なお、4 8 8 ページに「地方債に関する調書」を
掲載しておりますのご参照願います。

以上をもちまして、
議案第 4 号 令和 4 年度 厚岸町 一般会計予算から
議案第 1 0 号 令和 4 年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計予算の
提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 13 号

令和 3 年度 厚岸町一般会計補正予算（9 回目）

提案理由説明書

ただいま上程いただきました、
議案第13号 令和3年度 厚岸町一般会計補正予算から
議案第19号 令和3年度 厚岸町介護老人保健施設事業 特別会計
補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第13号 令和3年度 厚岸町一般会計補正予算 9回目の
提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページであります。

令和3年度厚岸町一般会計補正予算 9回目
令和3年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、6億 366万7千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、117億3,525万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2ページから6ページにわたり、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、19款35項、歳出では、12款30項にわたって、
それぞれ、6億 366万7千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

14ページをお開き願います。

歳入であります。

1款 町税 1項 町民税 1目 個人 3,181万8千円の増

2目 法人 61万3千円の増

2項 1目 固定資産税 700万3千円の増

3項 軽自動車税

2目 種別割 214万3千円の増

4項 1目 たばこ税 706万4千円の増

6項 1目 都市計画税 61万9千円の減

町税全体では、4,802万2千円の増で、
それぞれ、12月までの調定 及び
徴収実績をもとに推計した見込み額の計上であります。

2款 地方譲与税

1項 1目 地方揮発油譲与税 465万8千円の増

2項 1目 自動車重量譲与税 876万円の増

3項 1目 森林環境譲与税 12万7千円の減

3款 1項 1目 利子割交付金 1万7千円の増

次ページ

4款 1項 1目 配当割交付金 144万5千円の増

6款 1項 1目 法人事業税交付金 523万6千円の増

7款 1項 1目 地方消費税交付金 5,524万9千円の増

9款 1項 1目 環境性能割交付金 30万3千円の減

それぞれ、12月交付分までの実績によるほか、
交付見込みによる増減であります。

11款 地方特例交付金 2項 1目

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

2,083万5千円 新規計上

固定資産税における新型コロナウイルス感染症対策として課税標準の特例が適用となった影響額について、国が全額交付金による補填をするものであります。

12款

1項 1目 地方交付税 3億2,264万8千円の増

普通交付税と特別交付税の本年度の合計見込額として、

42億5,451万円の計上であります。

1 3 款

1 項 1 目 交通安全対策特別交付金 6 万円の減

1 4 款 分担金及び負担金 2 項 負担金

1 目 民生費負担金 次ページにわたり 4 8 万 1 千円の増

2 目 農林水産業費負担金 5 3 6 万 4 千円の減

1 5 款 使用料及び手数料 1 項 使用料

1 目 総務使用料 3 9 万 8 千円の増

2 目 民生使用料 3 万 4 千円の増

3 目 衛生使用料 1 5 万 1 千円の減

4 目 農林水産業使用料

1 節 農業使用料 1 2 0 万 6 千円の増

2 節 林業使用料 4 万 9 千円の減

5 目 商工使用料 2 万 6 千円の減

6 目 土木使用料

3 節 住宅使用料 8 4 万 5 千円の減

4 節 公園使用料 4 千円の増

7 目 教育使用料 1 万円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 項 手数料 1 目 総務手数料

1 節 総務管理手数料 6 千円の減

2 節 徴税手数料 1 万 5 千円の増

3 目 衛生手数料

1 節 保健衛生手数料 5 千円の増

次ページ

2 節 環境政策手数料 3 8 万 4 千円の減

4 目 農林水産業手数料

1 節 農業手数料 3 8 万円の減

2 節 水産業手数料 1 万 9 千円の増

- 6目 土木手数料 5千円の減
- 7目 教育手数料 2千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

- 3項 1目 証紙収入 46万円の減
- 執行見込みによる減であります。

16款 国庫支出金

- 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金
- 1節 社会福祉費負担金 113万6千円の増
- 2節 児童福祉費負担金 345万2千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

- 2目 衛生費国庫負担金 1,170万円の増
- 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の増であります。

- 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金 5,236万1千円の増
- 主に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、1億5,209万円のうち、未計上であった4,927万6千円の計上であります。
- なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の各事業において説明いたします。
- また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業一覧を参考資料として提出しておりますので、ご参照願います

- 2目 民生費国庫補助金
- 1節 社会福祉費補助金 404万5千円の減
- 2節 児童福祉費補助金 次ページにわたり 97万2千円の増

それぞれの事業費に応じた補助金の増減であります。

- 3目 衛生費国庫補助金
- 1節 保健衛生費補助金 802万4千円の減

主に

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の執行見込みによる補助金 862万4千円の減であります。

- 2節 環境政策費補助金 26万3千円の減
- 事業費に応じた補助金の減であります。

3節 防衛施設周辺整備事業補助金 3,758万円の増

本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金について、当該交付金の充当事業の事業費確定に伴い、最終的な配分調整をし、交付決定後の未計上分の計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金」において説明いたします。

4目 農林水産業費国庫補助金

1節 農業費補助金 663万5千円の増

4節 防衛施設周辺整備事業補助金 1,729万9千円の減

6目 土木費国庫補助金

1節 土木管理費補助金 31万1千円の減

2節 道路橋梁費補助金 108万6千円の減

6節 住宅費補助金 960万7千円の減

充当事業の確定に伴う減であります。

8目 教育費国庫補助金

1節 教育総務費補助金 49万2千円の減

充当事業の確定に伴う減であります。

2節 小学校費補助金 110万2千円の増

3節 中学校費補助金 113万2千円の増

主に、それぞれ学校保健特別対策事業費補助金の増で

小中学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金の計上でありま
す。

5節 社会教育費補助金 80万円の減

7節 防衛施設周辺整備事業補助金 1,010万円の減

充当事業の確定に伴う減であります。

3項 委託金

1目 総務費委託金 4万5千円の増

2目 民生費委託金 73万4千円の増

次ページ

4目 土木費委託金 473万3千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費の確定による増であります。

1 7 款 道支出金 1 項 道負担金 1 目 民生費道負担金
1 節 社会福祉費負担金 3 9 1 万 4 千円の減
2 節 児童福祉費負担金 1 4 9 万 5 千円の減

2 項 道補助金 1 目 総務費道補助金 4 2 0 万円の減

2 目 民生費道補助金
1 節 社会福祉費補助金 1 8 万円の増
2 節 児童福祉費補助金 2 万円の減

3 目 衛生費道補助金 2 5 万 2 千円の減

4 目 農林水産業費道補助金
1 節 農業費補助金 4 万 1 千円の減
3 節 林業費補助金 1 1 7 万円の増
5 節 水産業費補助金 3 0 万円の減

5 目 商工費道補助金 2 3 8 万 1 千円の減

6 目 土木費道補助金 1 5 万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 項 委託金 1 目 総務費委託金
2 節 徴税费委託金 3 2 万 5 千円の増

3 節 戸籍住民登録費委託金 5 万 5 千円の減

次ページ

4 節 選挙費委託金 1 2 9 万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 目 衛生費委託金 1 千円の増

4 目 農林水産業費委託金
2 節 林業費委託金 1 3 万 2 千円の増
3 節 水産業費委託金 3 千円の減

6目 土木費委託金 1万1千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

18款 財産収入 1項 財産運用収入

1目 財産貸付収入 12万6千円の減

2目 利子及び配当金 4万3千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項 財産売払収入 1目 不動産売払収入

1節 土地売払収入 49万円の増

床潭328番1 普通財産町有地1, 292.55平方メートル、床潭328番7 普通財産町有地1, 095.15平方メートル、トライベツ170番4 普通財産町有地1, 066.21平方メートル、糸魚沢332番2 普通財産町有地5, 110平方メートル、糸魚沢325番2 普通財産町有地1, 050平方メートルの売り払い代であります。

2節 その他不動産等売払収入 338万1千円の増

主に、立木売払代の増であります。

2目 生産物売払収入 250万5千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

19款 1項 寄附金 1目 一般寄附金 1,000万円の増

ふるさと納税による寄附金の増で、ふるさと納税の寄附金総額8億9,000万円を見込んでの計上であります。

5目 農林水産業費寄附金 水産業寄附金 312万7千円の増

主に、水産振興寄附金 302万7千円で、赤潮被害に対するふるさと納税で、北海道の代理受付による寄附金であります。

20款 繰入金 1項 基金繰入金 次ページにわたり

6目 環境保全基金繰入金 80万円の減

12目 森林環境譲与税基金繰入金 95万5千円の減

執行見込みによる減であります。

22款 諸収入

2項 預金利子 1目 ^{ちょう}町預金利子 3万3千円の減

3項 貸付金元利収入 2目 ウタリ住宅改良貸付金元利収入
55万3千円の増

4項 受託事業収入 5目 土木費受託事業収入 3万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6項 3目 雑入 次ページにわたり、598万5千円の増

主に

宝くじ交付金 337万円の増、資源ごみ売払代 317万8千円の増
であります。その他、執行見込みによる増減であります。

23款 1項 町債

本補正のうち、節説明欄カッコ内の「過疎特別分」と表記があるのは、
過疎対策事業債のソフト分として発行が認められたもので、
本補正で9,780万円を追加し、総額、1億5,290万円の計上でありま
す。

1目 総務債 1,110万円の増

2目 民生債

1節 社会福祉債 3,990万円の増

2節 児童福祉債 170万円の増

3目 衛生債

1節 保健衛生債 310万円の増

2節 環境政策債 280万円の増

4目 農林水産業債

1節 農業債 次ページにわたり 80万円の増

2節 林業債 110万円の減

3節 水産業債 140万円の増

5目 土木債

2節 道路橋梁債 670万円の減

4節 都市計画債 20万円の増

6節 住宅債 410万円の減

6目 消防債 10万円の増

7目 教育債

1節 教育総務債 10万円の増

5節 社会教育債 80万円の増

6節 保健体育債 20万円の増

それぞれ、起債対象事業費の確定による増減であります。

8目 災害復旧債 600万円 新規計上

災害復旧債の計上で、

充当事業については、歳出予算の「その他施設災害復旧費」において説明いたします。

10目 商工債 1,200万円 新規計上

説明欄のとおり、それぞれ、過疎対策事業債のソフト分の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

34ページ、歳出であります。

1款 1項 1目 議会費 129万4千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2款 総務費 1項 総務管理費

1目 一般管理費 次ページにわたり 24万1千円の増

2目 簡易郵便局費 次ページにわたり 12万7千円の減

3目 職員厚生費 230万7千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4目 情報化推進費 43ページにわたり、320万5千円の増

主に

番号制度システム整備委託料 262万9千円の増で

財源である国庫補助金については、来年度に繰り越すため繰越明許費として計上するものであります。

その他はそれぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

- 5目 交通安全防犯費 57万2千円の減
- 6目 行政管理費 次ページにわたり 203万1千円の減
- 7目 文書広報費 4万9千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

8目 財政管理費 次ページにわたり、5億4,205万9千円の増
主に、基金への積立金として、
減債基金に、3億円
地域づくり推進基金に、1億5,453万2千円
財政調整基金に、4,990万円
特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金に、3,759万1千円の計上は、
子ども医療費無償化及び町立厚岸病院の医師確保に対する補助金に対する積立金の計上であります。

なお、本年度末における基金残高につきましては、
年度当初での取り崩しと歳計剰余金処分による積立て、
年度内での補正積立てにより、前年度末との比較において、
約1億4,735万円増の約17億8,924万円となる見込みであります。

9目 会計管理費 55万円の減
主に、手数料の減であります。

10目 企画費 51ページにわたり、875万2千円の減
主に、移住支援金 560万円の減及び移住定住促進補助金 214万円の減
で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

11目 財産管理費 100万5千円の減

12目 車両管理費 4万6千円の減

14目 諸費 次ページにわたり 20万4千円の増

事務用備品購入については、感染症対策のためオンライン会議等で使用するプロジェクター1台の購入費の計上であります。

なお、財源には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項 徴税費

1目 賦課納税費 次ページにわたり 113万6千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3項 1目 戸籍住民登録費 次ページにわたり 16万7千円の減
4項 選挙費 1目 選挙管理委員会費 26万3千円の減
4目 衆議院議員選挙費 次ページにわたり 117万の減
それぞれ、執行見込みによる増減であります。

5項 統計調査費
1目 統計調査総務費 6万7千円の減
執行見込みによる減であります。

6項 1目 監査委員費 次ページにわたり 12万1千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3款 民生費 1項 社会福祉費

1目 社会福祉総務費 次ページにわたり、87万円の減
主に

国民健康保険特別会計 278万9千円の減は、繰出金の減、
保健福祉総合センター・健康広場 95万1千円の増は、
主に燃料費と施設維持管理費負担金の増、
福祉灯油 80万6千円の増は、
灯油価格の上昇及び1世帯あたりの助成を、60リットルから100リットル
へ増量したことによる増であります。

その他は、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

62ページ

2目 心身障害者福祉費 67ページにわたり 136万2千円の増
主に

障害者（児）介護・訓練等給付 461万4千円の増で
それぞれの給付費の執行見込みによる増減、
地域生活支援 316万3千円の減で
地域活動支援センター運営費の減であります。

その他の事業は、それぞれ、
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目 心身障害者特別対策費 64万7千円の減
主に、重度心身障害者医療費の減であります。

4目 老人福祉費 71ページにわたり、74万3千円の増

介護保険特別会計 169万4千円の減で、
繰出金として、特別会計での収支調整による減のほか、主に、
老人福祉施設 266万9千円の増で、
特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターにおける施設修繕料
252万円の増、

その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び
財源内訳補正であります。

5目 後期高齢者医療費 252万9千円の減
後期高齢者医療特別会計の繰出金で 特別会計での収支調整による減でありま
す。

6目 国民年金費 1万4千円の減
通信運搬費の減であります。

7目 自治振興費 次ページにわたり 390万1千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減及び
財源内訳補正であります。

8目 社会福祉施設費 次ページにわたり 1,208万3千円の減
生活改善センター施設用備品購入については、老朽化し使用に耐えなくなった
和室のストーブ1台の購入費で、
その他、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減でありま
す。

2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費
次ページにわたり、180万6千円の減
幼稚園教諭処遇改善 22万4千円 新規計上は
幼稚園教諭の収入を3パーセント程度引き上げる処遇改善を行うため、賃金引
き上げを行った私立幼稚園に対して引き上げ相当分を補助するものでありま
す。
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 児童措置費 203万円の減
3目 ひとり親福祉費 1万6千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減 及び 財源内訳補正で
あります。

4目 児童福祉施設費 83ページにわたり 11万9千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5目 児童館運営費 次ページにわたり 42万1千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6目 諸費 次ページにわたり 59万6千円の増

主に、子育て世帯への臨時特別給付金給付 200万円の増で
対象者20人分の追加による増であります。

その他、説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。

4款 衛生費 1項 保健衛生費

1目 衛生予防費 68万円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減 及び 財源内訳補正であります。

2目 健康推進費 93ページにわたり、874万4千円の減

主に、予防接種 465万6千円の減及び がん予防保健 312万1千円の
減で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正
であります。

3目 墓地火葬場費 12万円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減 であります。

4目 水道費 12万3千円の増

水道事業会計の負担金 及び

簡易水道事業特別会計の繰出金の増減であります。

5目 病院費 次ページにわたり 1億7,292万6千円の増

病院事業会計への収支補てんとしての増額計上であります。

なお、財源には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する
ものであります。

6目 子ども医療費 163万6千円の減

執行見込みによる減であります。

7目 諸費 次ページにわたり 326万9千円の増
主に、新型コロナワクチン予防接種に関する経費で
新型コロナワクチン予防接種体制確保で 858万3千円の減
新型コロナワクチン予防接種で 1,189万3千円の増で
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項 環境政策費

1目 環境対策費 次ページにわたり 605万5千円の増
主に、
環境保全基金積立金 660万円の増のほか、
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2目 水鳥観察館運営費 151万9千円の減
厚岸水鳥観察館施設用備品購入については、老朽化し使用に耐えなくなった掃除機1台の購入費の計上であります。

3目 廃棄物対策費 次ページにわたり 58万6千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4目 ごみ処理費 次ページにわたり 230万6千円の減
5目 し尿処理費 55万8千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6目 下水処理費 300万円の減、
合併処理浄化槽設置費補助金の執行見込みによる減であります。

5款 農林水産業費 1項 農業費

1目 農業委員会費 次ページにわたり 66万円の減
2目 農業振興費 56万3千円の減、
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減 及び財源内訳補正で
あります。

3目 畜産業費 次ページにわたり 2,127万1千円の減
5目 農地費 次ページにわたり 594万2千円の減
それぞれ、説明欄記載の事業について、事業費確定に伴う増減であります。

6目 牧野管理費 1,349万7千円の増

町営牧場 686万1千円の増は

主に、配合飼料単価の価格上昇やヒグマによる預託牛への被害発生に伴い**早期に放牧を切り上げ、舎飼に変更となったことによる飼料の増**など消耗品費が238万円の増、トラクターなどの修繕料が288万1千円の増であります。

町営牧場ヒグマ防除対策 663万6千円 新規計上は

ヒグマ防除対策として、町営牧場の放牧地に電気柵を設置するための原材料費の計上で、令和4年度に繰り越し、融雪後速やかに設置を行うものであります。

7目 農業施設費 9万7千円の増

次ページ

8目 農業水道費 23万円の増

9目 堆肥センター費 28万4千円の増

それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減 であります。

2項 林業費 1目 林業総務費 次ページにわたり、67万8千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

2目 林業振興費 次ページにわたり 561万2千円の減
主に

町民の森造成事業の中止により 248万円の減

その他は、説明欄記載のとおり、事業費確定による増減であります。

3目 造林事業費 18万5千円の減

4目 林業施設費 次ページにわたり 251万6千円の減

5目 特用林産振興費 19万1千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

3項 水産業費 1目 水産業総務費 次ページにわたり 59万円の減
説明欄記載のとおり執行見込みによる減であります。

2目 水産振興費 632万円の増

主に、漁業近代化資金利子補給が執行見込みにより 169万7千円の減で、赤潮対策緊急支援事業 891万5千円 新規計上は昨年、北海道東部の太平洋沿岸で発生した赤潮被害に対する負担金、補助金の計上であります。

その他、説明欄記載のとおり、事業費確定 及び 執行見込みによる増減であります。

3目 漁港管理費 次ページにわたり 20万3千円の減

5目 養殖事業費 次ページにわたり 94万9千円の増

6目 水産施設費 4万1千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

6款 1項 商工費 1目 商工総務費 次ページにわたり 31万円の減

2目 商工振興費 次ページにわたり 356万5千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3目 食文化振興費 226万3千円の減

主に、厚岸味覚ターミナル整備事業 160万円の減で、改修補修工事の事業費確定による 32万4千円の減及び町内案内サイン設置工事を委託料に振り替え発注したことによる、127万6千円の減であります。その他、説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。

4目 観光振興費 131ページにわたり 234万円の増

主に、

観光振興一般 379万4千円の減は

主に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントを中止したことによる、厚岸観光協会補助金の減であります。

観光宣伝事業 244万1千円の減は、

主に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、観光プロモーション事業が中止となったことによる実行委員会への補助金の減であります。

厚岸霧多布昆布森国定公園誘客促進事業 391万2千円の減は

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

ふるさと納税 1, 378万7千円の増は

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

ふるさと納税周遊ツアー 116万円の減は

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業中止による皆減であります。

その他、執行見込みによる減であります。

5目 観光施設費 次ページにわたり 267万4千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

6目 諸費 106万円の減

主に

緊急経済対策応援券発行 105万6千円の減は事業費確定によるものであります。

その他、事業執行見込みによる減であります。

7款 土木費 1項 土木管理費 次ページにわたり

1目 土木総務費 74万5千円の減

2目 土木車両管理費 5千円の減

3目 土木用地費 30万4千円の減

4目 地籍調査費 次ページにわたり 9万3千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項 道路橋梁費

1目 道路橋梁維持費 次ページにわたり 493万1千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

2目 道路新設改良費 13万6千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定による増減であります。

3目 除雪対策費 16万円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

次ページ

3項 河川費 1目 河川総務費 473万8千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減 であります。

4項 都市計画費

1目 都市計画総務費 次ページにわたり 6万6千円の減

説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

3目 下水道費 171万5千円の減

下水道事業特別会計の収支調整による減であります。

5項 公園費 1目 公園管理費 20万円の減
執行見込みによる増減であります。

6項 住宅費

1目 建築総務費 次ページにわたり 1,143万8千円の減
執行見込みによる増減 であります。

2目 住宅管理費 次ページにわたり 596万8千円の減
主に

町営住宅奔渡団地整備事業 616万円の減で、
町営住宅奔渡団地整備実施設計委託料 211万2千円
及び改修補修工事費 404万8千円の減であります。

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減 及び
財源内訳補正であります。

3目 住宅建設費 1,171万9千円の減
説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

8款 1項 消防費 次ページにわたり

1目 常備消防費 456万7千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定による増減であります。

2目 災害対策費 次ページにわたり、65万5千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込による増減でありま
す。

3目 消防施設費 108万9千円の減
それぞれ、事業費確定による増減であります。

4目 諸費 次ページにわたり、15万5千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込み、事業費確定による減であります。

9款 教育費 1項 教育総務費

1目 教育委員会費 23万5千円の減
2目 事務局費 24万4千円の減で
教育委員会事務局事務用備品購入については、老朽化し使用に耐えなくなった
事務室のファクシミリ機購入費で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目 教育振興費 次ページにわたり、406万2千円の減
主に、高等学校教育支援事業 177万2千円の減及び教育支援体制事業
147万8千円の減であります。

4目 教員住宅費 次ページにわたり、72万3千円の増
5目 就学奨励費 1万5千円の減
6目 スクールバス管理費 次ページにわたり 4万円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減及び財源内訳補正であります。

2項 小学校費 1目 学校運営費 380万3千円の増
主に、

各学校が新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓を開けての換気を定期的に行ったことによる、暖房に係る電気料の増であります。
その他、説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。

2目 学校管理費 次ページにわたり 54万7千円の増
3目 教育振興費 次ページにわたり 176万2千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

4目 諸費 300万円の増
小学校における感染症対策に係る施設用備品購入の増で、
財源について来年度に繰り越すため、300万円を繰越明許費として計上する
ものであります。

3項 中学校費 1目 学校運営費 336万1千円の増
主に

各学校が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓を開けての換気を定期的に行ったことによる、暖房に係る燃料費等の増であります。
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 学校管理費 次ページにわたり 539万2千円の増
主に

真龍中学校自動火災報知設備整備事業 385万円 新規計上は
1月下旬の消防用設備保守点検で不良箇所が判明した真龍中学校における自動
火災報知設備の改修補修工事費の計上であります。
なお、今年度での工事が完了見込めないため、令和4年度に繰り越すもので
あります。

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3目 教育振興費 次ページにわたり 323万6千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

4目 諸費 300万円の増
中学校における感染症対策に係る施設用備品購入の増で、
財源について来年度に繰り越すため、300万円を繰越明許費として計上する
ものであります。

5項 社会教育費

1目 社会教育総務費 次ページにわたり 65万円の減
主に、
社会教育活動事業 29万2千円、
芸術文化事業 29万6千円の減で、コロナウイルス感染防止のため、事業を
中止したことによる減であります。
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2目 生涯学習推進費 4万7千円の減
3目 公民館運営費 次ページにわたり、3万3千円の減
4目 文化財保護費 150万1千円の減
5目 博物館運営費 次ページにわたり、1千円の減
6目 情報館運営費 次ページにわたり、14万8千円の増
厚岸情報館施設用備品購入については、老朽化し使用に耐えなくなった掃除機
1台の購入費の計上であります。
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減 であります。

6項 保健体育費

1目 保健体育総務費 次ページにわたり、80万5千円の減
2目 社会体育費 次ページにわたり、128万円の減
3目 温水プール運営費 855万4千円の減
4目 学校給食費 次ページにわたり、113万6千円の増
それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であり
ます。

10款 災害復旧費

5項 その他公共施設災害復旧費

10目 その他施設災害復旧費 644万9千円の新規計上
令和4年1月11日から12日にかけての暴風雪により被災した、厚岸情報ネット
ワーク光ケーブル等の災害復旧工事費であります。

1 1 款 1 項 公債費 1 目 元金 補正額ゼロ 財源内訳補正であります。

1 2 款 1 項 1 目 給与費 次ページにわたり 5 3 1 万 5 千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。
以上で、歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第 2 条 繰越明許費であります。

地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することが
できる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

7 ページをお開き願います。

第 2 表 繰越明許費 であります。

記載の 9 事業について、令和 4 年度に繰り越して執行するため、
総額 4, 3 6 2 万 2 千円の繰越明許費を設定するものであります。

1 ページへお戻り願います。

第 3 条 債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

8 ページをお開き願います。

第 3 表 債務負担行為補正 であります。

上段の表が追加事業の 1 件で
農業経営基盤強化資金利子補給に関する債務負担（令 3）
1 8 0 万 5 千円 とするものです。

下段の表が

すでに債務負担行為を設定しております 5 件の事項について
期間及び限度額を記載のとおり変更するものです。
次ページに調書がありますので、ご参照願います。

1 ページへお戻り願います。

第 4 条 地方債の補正であります。

地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

10ページをお開き願います。

第4表 地方債補正 であります。

上段の表が追加事業の1件で

災害復旧事業の起債の限度額を600万円とし、

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりとするものです。

下段の表が変更事業の5件で、

公営住宅建設事業	1, 040万円の減
公共施設等適正管理推進事業	1, 300万円の減
過疎対策事業	9, 090万円の増
草地開発事業	60万円の減
公有林整備事業	460万円の減

それぞれ、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

次ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄、

令和2年度末現在高、	121億5, 843万円
補正後の令和3年度中起債見込額	9億9, 520万円
令和3年度中元金償還見込額、	9億6, 925万5千円
補正後の令和3年度末現在高見込額は、	121億8, 437万5千円

となるものであります。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

次に議案第14号であります。

議案第 14 号

令和 3 年度 厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（5 回目）

提案理由説明書

議案書の1ページであります。

令和3年度 厚岸町 国民健康保険 特別会計補正予算（5回目）
令和3年度 厚岸町の国民健康保険 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、657万4千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14億5,918万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2ページから3ページまで、
第1表、歳入歳出予算補正であります。
歳入では、6款、7項、次ページ
歳出では、6款、11項にわたって、
それぞれ、657万4千円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
6ページを、お開き願います。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目 国民健康保険税 2, 4 4 1 万 7 千円の減

それぞれ、1 2 月までの調定及び徴収実績をもとにした見込みによる補正であります。

3 款 国庫支出金 1 項 国庫補助金

3 目 国民健康保険災害等臨時特例補助金 8 3 5 万 6 千円 新規計上
新型コロナウイルス感染症の影響による収入減で、減免となった保険税に係る
特例補助金の計上であります。

4 款 道支出金 1 項 道補助金

1 目 保険給付費等交付金 1, 2 4 5 万円の増
普通交付金の増は、保険給付費の増によるもので、
特別交付金の増は、主に新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険
税減免分に対する交付金の増額によるものであります。

5 款 財産収入 1 項 財産運用収入 1 目 利子及び配当金

5 千円の増
基金利子であります。

6 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金

2 7 8 万 9 千円の減 会計収支の調整による減であります。

8 款 諸収入 1 項 延滞金、加算金及び過料

1 目 延滞金 1 4 万円の増であります。

3 項 雑入 次ページにわたり、

1 目 第三者納付金 4 9 万 9 千円の減

3 目 返納金 1 8 万円の増

それぞれ、執行見込による増減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

1 0 ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 8 1 万 4 千円の減

2 項 徴税費 1 目 賦課徴収費 8 万 1 千円の減

5 項 1 目 特別対策事業費 次ページにわたり 6 万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 款 保険給付費 1 項 療養諸費
1 目 療養給付費 8 3 9 万 5 千円の増であります。

2 項 高額療養費
3 目 高額介護合算療養費 8 万円の減であります。

4 項 出産育児諸費
1 目 出産育児一時金 1 0 9 万 4 千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 款 1 項 1 目 国民健康保険事業費納付金 補正額ゼロ
財源内訳補正であります。

6 款 保健事業費 次ページにわたり
1 項 1 目 特定健康診査等事業費
2 5 0 万 1 千円の減
主に、特定健康診査に係る委託料の減であります。

2 項 保健事業費 1 目 保健衛生普及費 3 9 万 3 千円の増
インフルエンザワクチン予防接種委託料の増であります。

7 款 1 項 基金積立金
1 目 国民健康保険財政調整基金積立金 7 千円の増
基金利子の積立金であります。

9 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金
1 目 保険税還付金 次ページにわたり 3 0 万円の増
国民健康保険税還付金の増であります。

3 目 償還金 1, 1 0 3 万 9 千円の減
保険給付費等交付金精算返還金の減であります。

以上で、議案第 1 4 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 1 5 号であります。

議案第 1 5 号

令和 3 年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（2 回目）

提案理由説明書

議案書の1ページであります。

令和3年度 厚岸町 簡易水道事業 特別会計補正予算（2回目）
令和3年度 厚岸町の簡易水道事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、137万5千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9,472万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2ページから3ページまで、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、3款、4項、次ページ
歳出では、3款、3項にわたり、
それぞれ、137万5千円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
8ページを、お開き願います。

歳入であります。

2款 使用料及び手数料 1項 使用料
1目 水道使用料 1節 計量使用料 55万2千円の減
3節 過年度収入 2千円の増

2項 手数料 1目 水道手数料 4万4千円の増

それぞれ、収入見込みによる増減であります。

5款 繰入金 1項 1目 一般会計繰入金 56万9千円の減
会計収支の調整による減であります。

9 款 1 項 町債

1 目 水道債 30 万円の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

10 ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 2 万 3 千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2 款 水道費 1 項 1 目 水道事業費 1 3 5 万 2 千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり
執行見込み、事業費確定による増減 であります。

5 款 1 項

次ページ

1 目 予備費 補正額ゼロ 財源内訳補正であります。

1 ページへお戻り願います。

第 2 条 地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

4 ページをお開き願います。

第 2 表 地方債補正 変更 であります。

簡易水道事業 30 万円の減

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

次ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄、

令和2年度末現在高、	1億1,646万6千円
補正後の令和3年度中起債見込額	2,740万円
令和3年度中元金償還見込額、	247万1千円
補正後の令和3年度末現在高見込額は、	1億4,139万5千円

となるものであります。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号であります。

議案第 16 号

令和 3 年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（2 回目）

提案理由説明書

議案書の1ページであります。

令和3年度 厚岸町 下水道事業 特別会計補正予算（3回目）
令和3年度 厚岸町の下水道事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2億261万7千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9億3,061万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページお開きください。

2ページから3ページまで、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、5款、5項、次ページ
歳出では、1款、2項にわたり、
それぞれ、2億261万7千円の増額補正であります。

事項別により、説明させていただきます。
9ページを、お開き願います。
歳入であります。

1款 分担金及び負担金 2項 負担金
1目 下水道費負担金 2万5千円の増

2款 使用料及び手数料 1項 使用料
1目 下水道使用料 55万6千円の増

収入見込みによる増額であります。

3款 国庫支出金 1項 国庫補助金
1目 下水道費国庫補助金
1億1,025万1千円の増

社会資本整備総合交付金の追加交付決定を受けての増額計上で、
なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「公共下水道事業（補助繰越）」において説明いたします。

5款 繰入金 1項 1目 一般会計繰入金 171万5千円の減
会計収支の調整による減であります。

7款 1項 町債 1目 下水道債 9,350万円の増
下水道事業債の増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

11ページを、お開き願います。
歳出であります。

1款 下水道費 1項 下水道管理費 1目 一般管理費 92万3千円の減
それぞれ、執行見込みによる減 であります。

2目 管渠管理費 9万8千円の増
それぞれ、執行見込みによる増減 であります。

3目 処理場管理費 15万3千円の増
次ページ

4目 普及促進費 21万5千円の減
それぞれ、執行見込みによる増減であります。

2項 下水道事業費 1目 公共下水道事業費 2億350万4千円の増
主に

公共下水道事業（補助繰越） 2億560万円 新規計上
社会資本整備総合交付金の追加交付決定を受けての補正計上であります。

事業内容は、白浜4丁目地区の污水管新設及び厚岸終末処理場ばっ気装置更新
であります。

なお、この事業につきましては、令和4年度へ繰り越し、執行する予定であり
ます。

その他はそれぞれ、執行見込み、事業費確定による増減であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条 繰越明許費であります。

地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することが
できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

4 ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費 であります。

公共下水道事業（補助繰越）について、国の繰越承認を得て、令和4年度に繰り越して執行するため、総額 2億560万円の繰越明許費を設定するものであります。

1 ページへお戻り願います。

第3条 地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

5 ページをお開きください。

地方債補正 変更であります。

公共下水道事業 9,350万円の増で、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

6 ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄、

令和2年度末現在高、31億 348万6千円

補正後の令和3年度中起債見込額、2億2,860万円

令和3年度中元金償還見込額、2億8,658万2千円

補正後の令和3年度末現在高見込額は、

30億4,550万4千円となるものであります。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号であります。

議案第 17 号

令和 3 年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（3 回目）

提案理由説明書

議案書の1ページであります。

令和3年度 厚岸町 介護保険 特別会計補正予算（3回目）
令和3年度 厚岸町の介護保険 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,382万4千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、11億4,999万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページを、お開きください。

2ページから3ページまで、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、10款14項、
歳出では、6款14項にわたり、
それぞれ、1,382万4千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
6ページを、お開き願います。
歳入であります。

- 1 款 保険料 1 項 介護保険料
 - 1 目 第1号被保険者 介護保険料 68万8千円の減
収入見込みによる減であります。

- 2 款 サービス収入 2 項 予防給付費収入
 - 1 目 居宅支援サービス費収入 37万4千円の減

- 3 項 介護予防・日常生活支援 総合事業費収入
 - 1 目 介護予防ケアマネジメント事業費収入 42万円の減

- 3 款 分担金及び負担金 1 項 負担金
 - 1 目 地域支援事業負担金 4万2千円の増

- 4 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金
 - 1 目 介護給付費負担金 733万6千円の増

2項 国庫補助金 1目 財政調整交付金 64万8千円の増
2目 保険者機能強化推進交付金 6万1千円の増

7目 地域支援事業交付金

1節 介護予防・日常生活支援 総合事業交付金 24万5千円の減

2節 その他 地域支援事業交付金 5千円の減

3節 社会保障充実事業交付金 2万3千円の減

8目 保険者努力支援交付金 1万3千円の減

それぞれ、利用状況、執行見込みに応じた増減であります。

5款 1項 支払基金交付金 次ページにわたり、

1目 介護給付費交付金 218万1千円の増

2目 地域支援事業 支援交付金 20万5千円の減

それぞれ、利用状況、執行見込みに応じた増減であります。

6款 道支出金 1項 道負担金

1目 介護給付費負担金 607万4千円の増

負担金確定に伴う増であります。

2項 道補助金 3目 地域支援事業交付金

1節 介護予防・日常生活支援 総合事業交付金 9万5千円の減

2節 その他 地域支援事業交付金 2千円の減

3節 社会保障充実事業交付金 1万1千円の減

それぞれ、利用状況、執行見込みによる減であります。

3項 委託金 1目 総務費委託金 1千円の増

7款 財産収入 1項 財産運用収入

1目 利子及び配当金 4千円の増

それぞれ、執行見込みによる増であります。

8款 繰入金 1項 1目 一般会計繰入金 169万4千円の減
会計収支の調整による減であります。

9款 1項 1目 繰越金 124万7千円の増

10款 諸収入 2項 雑入
2目 第1号被保険者返納金 8万4千円の増

3目 雑入 7万9千円の減
執行見込みによる増減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

12ページを、お開き願います。

歳出であります。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 13万円の増
2項 徴収費 1目 賦課徴収費 3万円の減

3項 1目 介護認定審査会費 22万6千円の減

次ページ

2目 認定調査等費 94万2千円の減

6項 1目 地域密着型サービス運営委員会費 1万4千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費
1目 居宅介護サービス給付費 219万4千円の減
2目 施設介護サービス給付費 1,727万9千円の増

次ページ

3目 居宅介護福祉用具購入費 24万3千円の増
4目 居宅介護住宅改修費 110万円の減
6目 審査支払手数料 4万5千円の増

3項 1目 高額医療合算介護サービス費 105万9千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

- 4 款 地域支援事業費 2 項 包括的支援事業・任意事業費
- 1 目 包括的支援事業等事業費 次ページにわたり 5 千円の増
- 2 目 任意事業費 5 4 万 5 千円の減
- 4 目 生活支援体制整備事業費 4 万 2 千円の減
- 5 目 認知症総合支援事業費 次ページにわたり 2 万 5 千円の増
- 6 目 地域ケア会議推進事業費 4 万 2 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

- 3 項 介護予防・生活支援サービス事業費
- 1 目 総合事業サービス費 2 2 9 万 2 千円の減

- 4 項 1 目 一般介護予防事業費 次ページにわたり 2 6 万 8 千円の減

- 5 項 高額介護サービス費等
- 1 目 高額介護予防サービス費事業費 8 万 7 千円の減

- 6 項 その他諸費
- 1 目 審査支払手数料 1 万 8 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

- 5 款 1 項 1 目 介護給付費準備基金費 6 4 3 万 6 千円増
- 説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

- 8 款 サービス事業費 1 項 居宅サービス事業費
 - 1 目 包括的支援事業費 次ページにわたり 6 1 万 2 千円の減
- 説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

- 9 款 1 項 保健福祉事業費
 - 1 目 保健福祉事業 8 6 万 8 千円の減
- 説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

以上で、議案第 1 7 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 1 8 号であります。

議案第 18 号

令和 3 年度厚岸町後期高齢者医特別会計補正予算（4 回目）

提案理由説明書

議案書の1ページであります。

令和3年度 厚岸町 後期高齢者医療 特別会計補正予算（4回目）
令和3年度 厚岸町の後期高齢者医療 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、79万3千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億5,029万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページを、お開きください。

2ページから3ページまで、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、2款2項、次ページ
歳出では、2款3項にわたって、
それぞれ、79万3千円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
6ページを、お開き願います。
歳入であります。

1款 1項 後期高齢者医療保険料
1目 特別徴収保険料 669万円の減
2目 普通徴収保険料 842万6千円の増
それぞれ、収入見込みによる増減であります。

3款 繰入金 1項 1目 一般会計繰入金 252万9千円の減
会計収支の調整による減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページを、お開き願います。
歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 10 万 4 千円の減
2 項 1 目 徴収費 2 万 8 千円の減
それぞれ、執行見込みによる減であります。

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療 広域連合納付金 66 万 1 千円の減
広域連合への負担金の減であります。

以上で、議案第 18 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 19 号であります。

議案第 19 号

令和 3 年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算
(2 回目) 提案理由説明書

議案書の1ページであります。

令和3年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計補正予算（2回目）
令和3年度 厚岸町の介護老人保健施設事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、289万2千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億643万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページを、お開きください。

2ページから3ページまで、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、5款、5項、次ページ
歳出では、2款、2項にわたって、
それぞれ、289万2千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
8ページを、お開き願います。
歳入であります。

1款 サービス収入

2項 1目 自己負担金収入 28万4千円の増
介護老人保健施設サービス自己負担金の増であります。

2款 国庫支出金 2項 国庫補助金

2目 施設整備費国庫補助金 80万円の減
事業費確定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の減であります。

6款 繰入金 1項 基金繰入金

1目 介護老人保健施設基金繰入金 430万円の増
介護老人保健施設基金からの繰入金であります。

8款 諸収入 1項 1目 雑入 8千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増 であります。

9 款 1 項 町債

1 目 介護老人保健施設債 90 万円の減
事業費確定による介護老人保健施設設備整備事業債の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

10 ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 サービス事業費 1 項 施設サービス事業費

1 目 施設介護サービス事業費 459 万 7 千円の増
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

次ページ

2 款 1 項 1 目 施設整備費 170 万 5 千円の減

説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

1 ページへお戻り願います。

第 2 条 地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

4 ページをお開きください。

地方債補正 変更であります。

介護サービス事業 90 万円の減で、
起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

5 ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄、

令和 2 年度末現在高は、ありません。

補正後の令和 3 年度中起債見込額、180 万円

令和 3 年度中元金償還見込額、ありません。

補正後の令和 3 年度末現在高見込額は、

180 万円となるものであります。

以上を持ちまして、

議案第13号 令和3年度 厚岸町一般会計補正予算から

議案第19号 令和3年度 厚岸町介護老人保健施設事業 特別会計
補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上 ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。